

平成 29 年度
包括外部監査の結果に関する報告書
及びこれに添えて提出する意見

生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策
に関する事務の執行及び管理運営について

いわき市包括外部監査人
公認会計士 高久 健一

第1章	総論	3
第1	包括外部監査の概要	3
1	包括外部監査の種類	3
2	選定した特定の事件	3
3	外部監査の対象期間	3
4	外部監査の実施期間	3
5	特定の事件を選定した理由について	3
6	包括外部監査の方法	4
7	監査対象機関	4
8	外部監査の補助者	5
9	利害関係	5
第2	包括外部監査の監査結果	6
1	監査の結果について	6
2	監査の結果及び意見の集約リスト	7
第2章	いわき市の財政と人口の推移	22
第1	いわき市の財政の推移	22
第2	いわき市の人口の推移	29
第3章	生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する事務の執行及び管理運営の概要	31
第1	機構図	31
第2	事務分掌	33
第3	いわき市における生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する状況	35
1	「いわき市教育大綱」との関係	35
2	「いわき市教育大綱」と「基本計画及び実施計画」との関係	40
3	「基本計画及び実施計画」と各個別計画との関係	42
4	関連する施設	45
5	監査の結果及び意見	45
第4章	各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について	48
第1	生涯学習課	48
1	生涯学習課の概要	48
2	生涯学習課に係る重要施策	50
3	決算の状況	54
4	監査の結果及び意見	61
第2	いわき総合図書館	68
1	いわき総合図書館の概要	68
2	いわき総合図書館に係る重要施策	73

3	決算の状況	78
4	監査の結果及び意見	82
第3	文化振興課	86
1	文化振興課の概要	86
2	文化振興課に係る重要施策	87
3	決算の状況	90
4	監査の結果及び意見	99
第4	いわき市立美術館	103
1	いわき市立美術館の概要	103
2	いわき市立美術館に係る重要施策	107
3	決算の状況	110
4	監査の結果及び意見	113
第5	いわき芸術文化交流館（アリオス）	119
1	いわき芸術文化交流館（アリオス）の概要	119
2	いわき芸術文化交流館（アリオス）に係る重要施策	123
3	決算の状況	127
4	監査の結果及び意見	132
第6	スポーツ振興課	137
1	スポーツ振興課の概要	137
2	スポーツ振興課に係る重要施策	138
3	決算の状況	144
4	監査の結果及び意見	153
第5章	監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	156
1	減免制度、受益者負担及び自主財源の確保について	156
2	公共施設等総合管理計画に基づく今後の個別計画策定について	156

第1章 総論

第1 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下、「法」という。）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する事務の執行及び管理運営について

3 外部監査の対象期間

原則として平成28年度の執行分
（必要に応じて他の年度も対象とする。）

4 外部監査の実施期間

平成29年8月29日から平成30年3月31日まで

5 特定の事件を選定した理由について

現在、わが国においては、グローバル化や様々な分野での技術革新、人口減少と少子高齢化の急速な進行等社会環境が大きく変化する中で、地域の活力の低下、人と人のつながりの希薄化が懸念されており、いわき市も例外ではない。そして、市は昨年、未曾有の東日本大震災から6年が経過、復興・創生期に入り、市制施行50周年の節目も迎え、今後を見据えた新たなまちづくりに着手する時期に差し掛かっている。

市は平成12年12月に「新・市総合計画 ふるさと・いわき21プラン」を制定、状況に合わせて随時改定してきたが、それと整合する形で平成28年2月に「いわき市教育大綱—教育先進都市“いわき”の実現に向けて—」を制定した。大綱においては、「地域が人

を育み、人が地域をつくる」という認識に基づき、「学校・家庭・地域の他各種組織が連携し、知・徳・体のバランスのとれた子供たちを育む」こと、また「子どもから大人まで、市民一人ひとりが、それぞれのライフステージの中でふるさとに誇りと愛着を持てるような学びの機会を設ける」ことの2点を通して、世代を超えて地域全体で人を育てともに支え合い、ひいては誇れるまちづくりにつなげることを基本理念とする。

そして、前者では「個性を生かした学校教育の推進、確かな人間力を育む幼児教育の充実」、後者では「生涯を通じた学習活動の推進、生涯にわたるスポーツライフの実現、地域に根差した市民文化の継承と創造」が施策体系として掲げられ、市民にとっても関心が高いものと考えられるが、一方で特に後者に関しては、市の厳しい財政状況をも勘案して施策を行っていく必要もある。

以上のような背景に基づき、今回は、生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関して、法令等に対する合規性、及びその経済性・効率性・有効性の観点から検討を行うことは有用であると判断し、特定の事件として選定した。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する歳入・歳出が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に処理されているか。
- ② 生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する財産の管理運営が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に実施されているか。
- ③ 生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策は、特に現状の財務状況等の観点から経済的・効率的に実施されているか。
- ④ 生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策は、事後評価、改善活動が適切に行われていることにより有効的に実施されているか。

(2) 監査手続

- ① 入手資料等による事業の概況把握及び財務情報等の分析
- ② 関連法令、条例、要綱、契約書、決裁書類、予算書、実績報告書、申請書、交付書、モニタリング資料等の閲覧
- ③ 担当課、担当者、関連団体等への質問、意見聴取等
- ④ 必要と認められた関連施設への往査
- ⑤ その他必要と認められた監査手続

7 監査対象機関

教育委員会事務局が所管する生涯学習課及びいわき総合図書館、市長部局の文化スポーツ室が所管する文化振興課、市立美術館、いわき芸術文化交流館（アリオス）及びスポーツ振興課、及び左記をはじめとする生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する事務の執行及び管理運営を所管する部局並びに事務を執行する財政援助団体

8 外部監査の補助者

公認会計士	富	樫	健	一
公認会計士	高	嶋	清	彦
公認会計士	満	山	幸	成
公認会計士	渡	部	和	俊
公認会計士	齋	藤	紀	朗
公認会計士	尾	崎	公	律
公認会計士	小	野	雄	高
公認会計士	中	鉢	政	彦

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

※本文中の金額の表示については、原則として表示単位で切捨て表示をしている。

第2 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、平成30年2月末現在での判断に基づき記載している。

2 監査の結果及び意見の集約リスト

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
第3章 生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する事務の執行及び管理運営の概要 第3 いわき市における生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する状況				
1	<p>「いわき市教育大綱」の個別計画について</p> <p>「V地域に根ざした市民文化の継承と創造」に関しては個別計画が策定されていない状況である。計画の策定とその実行により、市民の「ふるさといわき」に対する思いや誇りに繋がることを期待できることを考えれば、作成することが必要と考える。</p>	-	○	P45
2	<p>外部有識者による事業評価について</p> <p>市では、現在、「基本計画及び実施計画」、ひいては「いわき市教育大綱」の実現を目指して、事業を展開しているが、各事業は、毎年度ローリング方式にて行っている。その際、各主管部署が独自に調査・評価した調書を総合政策部に提出するが、提出前に外部有識者の視点が入れば、より一層各事業の評価と次年度以降の事業実施へ向けてのローリングの正確性、また計画達成に対する精度も高まっていくものと考えられる。その点、今回対象とした各課・各部署での外部有識者が行う個別事業評価は利用できるものと考えるが、以下の点につき検討することが望ましい。</p> <p>① 生涯学習推進本部会議は、「第5期いわき市生涯学習推進計画」の各事業を評価するが、必ずしも「基本計画及び実施計画」の各事業を全て取り込んではいない。また、教育委員会の事務の点検・評価に関しては、毎年各事業全てが行われるわけではなく、また、平成28年4月より市長部局に権限が移管された部分に関しては対象外となっている。したがって、該当する事業に関しては、何らかの外部有識者による事業評価を取り入れることが望ましい。</p> <p>② 文化振興課、アリオス及びスポーツ振興課の事業の一部に関しては、「第5期いわき市生涯学習推進計画」に取り込まれているが、「事業計画及び実施計画」での事業を網羅的に検討評価する場の設定が望まれる。</p> <p>③ 現在の事業評価は主として定性的評価の傾向が強いが、今後は定量的な成果指標の達成状況も踏まえての検討評価が望まれる。</p>	-	○	P46
第4章 各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について 第1 生涯学習課				
3	<p>設計金額の算定について</p> <p>内郷公民館冷暖房（空調）給排水管理業務委託他2業務委託について、設計金額が人件費及び固定費の合計費用の積算額に過去3回の平均落札率</p>	-	○	P61

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指 摘 事項	意 見	
	を乗じて算定されていた。これでは積算金額の一部を控除して算定されることになり、適正価格での発注を阻害することになり、今後の設計に当たっては留意が必要である。なお、平成 29 年 2 月 15 日に財政部長より、上記の算定は不適切なものであるという通知を受け、平成 29 年度からの設計にあたってはその通知に基づき運用されている。			
4	<p>公民館機械警備業務委託の入札額について</p> <p>指名競争入札により、実績のある 6 者が入札に参加したが、各入札者の入札額の乖離が著しい。入札額は入札者の自由ではあるが、今回の場合、業務の性質から見てもそれほど差がつかないようにも思われ、このようなケースが散見されると、外部から見た場合、適切な入札行為・入札手続き等に疑義を抱かれる可能性もあり、入札者に事情を問い合わせする等して状況を把握しておくことが望まれる。</p>	—	○	P61
5	<p>起案書の記載不備について</p> <p>常磐公民館耐震補強工事他 1 工事に関し、起案書の決裁状況を確認した結果、起案書に決裁日等の記載が漏れており、いわき市文書等管理規程に違反しているものが散見された。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底する必要がある。</p>	○	—	P61
6	<p>常磐公民館耐震補強工事における随意契約確認表について</p> <p>随意契約の内容について、担当課 2 名による確認が実施されている。随意契約確認表にはその理由が記載されており、工期短縮期間を明記しているが、標準工期 431 日間のところ、随意契約時の所要工期は 421 日と算定されており 10 日短縮と記載すべきところ、約 20 日間短縮と記載を誤っており、チェックの徹底が必要である。</p>	○	—	P62
7	<p>生涯学習プラザの再委託について</p> <p>生涯学習プラザの主要事業の一つに、IT に関連した学習支援事業がある。生涯学習プラザは、いわき市教育文化事業団が指定管理者となり業務を行っているが、IT に関連した学習支援業務は再委託している。基本協定書第 15 条第 1 項「再委託の禁止」の規定に基づき、再委託可能な業務は仕様書で定められているが当該業務の記載はない。但し、それ以外であっても「但し予め甲の承諾を得たときはこの限りではない。」として再委託の余地が残されており、協定締結段階で当該業務の再委託に関して協議されていると考えられるが、その経過を記した文書がない。当該事項は例外事項でありその経緯を文書で残すことが望ましいと考える。</p>	—	○	P62

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
8	<p>指定管理者施設管理状況評価票における収支状況について</p> <p>ホームページで公表されている指定管理者の施設管理状況評価票において、その中の「4. 使用料・利用料・経費の推移（決算額）」の収支と、先方が作成している決算実績値との間で差異が生じている。収支は、当年度の業績評価や次年度の予算設定において重要であり、いわき市教育文化事業団に適切な報告を行わせるとともに、市側も適切な数値は何かを十分確認し公表を行う必要がある。</p>	○	－	P62
9	<p>生涯学習プラザ管理運営費（ティーワンビル共益費）の支払期日について</p> <p>ティーワンビル共益費の支払期日について、ティーワンビル管理規約では「当月分は前月の末日までに一括して徴収する。」こととされている（第70条第1項）が、実際には当月初めに支払われている。これは、ティーワンビルの区分所有者が多いため、管理組合の事務都合から請求書の発行が当月にずれ込み、区分所有者の一人である市もそれに基づき支払っているためとのことであるが、市の対応としては、現在管理規約違反となっている状況を是正するよう、ティーワンビル管理組合に働きかけを行うことが望まれる。</p>	－	○	P63
10	<p>公民館運営審議会の開催について</p> <p>いわき市公民館条例第10条（公民館運営審議会）において、運営審議会の委員の資格や定数が定められている。運営審議会開催報告書をレビューした結果、四倉地区について委員は8名とされているところ、平成28年度開催された第2回運営審議会においては4名のみ出席であり、定足数を満たしていない。規則違反であり、開催日の当日の変更も含めて対処すべきであった。今後十分留意する必要がある。</p>	○	－	P63
11	<p>公民館運営審議会開催報告書の記載事項について</p> <p>運営審議会開催後、審議の議事を記した運営審議会開催報告書が作成されるが、レビューした結果、以下の議事録作成の基本的事項につき不十分であり、今後改善が望まれる。</p> <p>① 運営審議会開催報告書での出席者氏名等の記載</p> <p>② 閉会時間の記載</p> <p>③ 協議・報告事項の明確化</p>	－	○	P64
12	<p>生涯学習課での公民館運営審議会開催報告書の検印について</p> <p>運営審議会開催報告書は、生涯学習課に提出・回覧され関係者が検印をしている。2地区のものに関しては、課長・係長等最低限の承認者の検印し</p>	－	○	P64

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指 摘 事項	意 見	
	<p>かなく全員に回覧されなかったものと思われる。今後は、情報共有の意味で常に関係者全員に回覧されることが望まれる。</p>			
13	<p>事業計画と公民館運営審議会での審議内容について</p> <p>公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ各種の事業の企画実施につき調査審議を行うものとされるが、その過程で当然公民館の年間を通した全体の事業活動評価を行うものとする。運営審議会開催報告書及び添付資料を確認する中で、以下の事項の中で検討すべき点が見られ、生涯学習課での各運営審議会のモニタリング、公民館館長・職員や審議会委員等の公民館活動に対する意識等、さらなる向上が望まれる。</p> <p>① 事業計画について</p> <p>公民館における事業計画とは、各公民館が主催する市民講座計画だけでなく、生涯学習課の施策を反映した事業も含んだ年度全体計画としてまとめたものとするが、そうになっていない公民館も散見された。また、フォームや記載内容の不統一なところも散見され統一が望まれる。</p> <p>② 公民館運営審議会での年間事業報告に関する審議について</p> <p>年間事業報告書の作成は任意であるが作成され、運営協議会で報告審議されているところもある。作成していない公民館があれば作成し運営審議会での審議されることが望まれる。</p> <p>③ 土曜学習推進事業及びいわき防災サマーキャンプ事業についての審議について</p> <p>両事業は、市民講座ではないが生涯学習課の平成28年度の施策にも取り上げられているものであるが、運営審議会開催報告書を見た限りでは取り上げられていない運営審議会が存在していた。</p>	—	○	P64
14	<p>受講者が多い事業の把握について</p> <p>各公民館の毎月の事業の実施状況は、月次事業実施報告書で対象区分毎（青少年・家庭教育等）に日時・内容・会場・講師等・男女別参加人数として記載され、それを対象毎に集計、月次の集計結果が年度集計表としてまとめられ、中央公民館・生涯学習課に提出され、各公民館の対象区分毎の事業の傾向は把握できる。しかし、各公民館の個別事業を全体の公民館で横申し集計したデータは作成されていないので、全体としてどのような事業に対して受講者数が多いのかがわからない状況である。ある地区の事業において他地区からの受講者がいることも多く、横申ししたデータを作成し全公民館で受講者が多い事業を把握し、それを連絡調整館や生涯学習プラザで開</p>	—	○	P66

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	催できれば、全体として市民の公民館に対する利便性も増加できるもの と考える。			
15	中央公民館での投書箱設置について 中央公民館の往査時ヒアリングを行った結果、同公民館には投書箱が ないとのことであった。他公民館では設置され利用者の声を吸い上げるよ うになっているが、中央公民館でも設置が望まれる。	－	○	P67
第4章 各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について 第2 総合図書館				
16	いわき総合図書等運営一部業務委託契約について 同業務委託は、公募型プロポーザル方式により、2者が応募し内1者は辞 退したため、最終的に1者のみが審査の対象となった。前回の応募者状況 は6者で、これらが審査の対象となっていることを考えると、かなり形式 的な選考結果となってしまっている。今回応募先が結果的に1者となっ てしまったことを踏まえ、次回は、募集の範囲、業務の内容、周知方法や募集 期間等について十分に工夫検討することが望まれる。また、審査会の点数配 分に関しても、「利用者サービスの向上」の配点が、「運営の基本方針」や「業 務運営の理念」のそれと比較して予想以上に低いと考えられる点等があり、 検討することが望まれる。	－	○	P82
17	いわき総合図書館施設維持管理業務について 委託業務は、清掃業務、点検業務等である。このうち、点検業務に関して 作業の都度、実施写真を報告書に添付して提出することが義務付けられて いるが、守られていないケースが散見される。委託先への指導の徹底が必要 である。	○	－	P82
18	図書の購入について 図書の購入に対し、「地元書店の振興と大量の図書資料を一括調達する必 要から、発注方法として、市内書店による共同発注方式を採用することによ り、契約の性質上、競争入札が困難であるため」を理由に随意契約を締結し ている。また、図書納入に際し、図書のコーティング費用やバーコードの貼 付作業、ICタグの挿入作業等のいわゆる装備費が発生するが、それらは図 書納入費（定価）に含まれているため本体額の実質的な値引きと考えられ 、随意契約としても一定のコスト削減効果は実現しているものと考えられ る。但し、最近では、上記のICタグの挿入作業等装備費の範囲が拡大し、 協同組合側の負担が増大しており、随意契約の理由の一つである「地元書店 の振興」という点を鑑みれば、図書購入に際しての価格の再検討が望まれ	－	○	P82

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	る。			
19	<p>図書システムの情報セキュリティについて</p> <p>「いわき市情報セキュリティ基本方針」の項目第 9 によれば、情報セキュリティ対策として、5 つの方針（①物理的情報セキュリティ対策、②人的情報セキュリティ対策、③技術的情報セキュリティ対策、④運用における情報セキュリティ対策、⑤緊急時における情報セキュリティ対策）を掲げているが各々に不備があった。図書館は、登録手続、貸出・返却手続、自動倉庫の本の入出庫の業務、各図書館等とのオンラインシステム等情報の大部分を図書システムに依存しており、これが阻害されれば、図書館の機能の大部分が一時的に停止すると考えられ、早急な対策が必要である。</p>	○	－	P82
20	<p>蔵書点検（棚卸）について</p> <p>蔵書点検（棚卸）については、年に 1 回書架にある書籍を対象に実施されている。左記点検（棚卸）に関して、書庫（自動システム）にある蔵書はシステム管理されているため実施対象外とされているが、書庫（自動システム）にある蔵書数は書架にある蔵書数を超過しており、また、定期的・計画的な現物確認は重要であり、循環棚卸等により定期的に棚卸を実施することが望ましい。</p>	－	○	P83
21	<p>備品管理について</p> <p>現状、「備品台帳一覧表」に基づいてシステム上の管理のみを実施しており、定期的・計画的な棚卸は実施していないとのことである。適正な資産管理の観点から、定期的・計画的な棚卸の実施が必要である。また、資産を特定する備品整理票が現状、一部資産のみに貼付されているが、財務規則の規定に基づいて網羅的に実施する必要がある。</p>	○	－	P84
22	<p>負担金及び交付金の計上区分について</p> <p>現状、ラトブ管理組合に支払う施設管理費及び組合運営費について、毎期、経常的に発生する経費に関わらず臨時経費分に計上されている。左記の経費も大枠としては、施設管理費内に計上されているため特段の影響はないが、毎期、経常的に発生する経費であるため、経常経費分で計上することが望まれる。なお、平成 30 年度当初予算から経常経費分に計上することになった。</p>	－	○	P84
23	<p>購入した図書で一定期間貸出のないものの調査について</p> <p>現状、図書館では過去その年度購入した図書で、一定期間貸出のないものの調査がされていない。限られた予算の中で図書購入額も制限される以上、</p>	－	○	P84

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指 摘 事 項	意 見	
	上記のような調査を行い、選定方針・選書にその傾向を反映させていくことが望まれる。			
24	<p>来館者数の増加について</p> <p>総合図書館の来館者数は、平成 28 年度の来館者数は 680 千人であり、震災後 1 年経過した平成 24 年度の 801 千人と比べて 15.1%減少している。貸出数の推移により貸出数は若干増加しているため、来館による貸出より未来館による貸出に比重が移っていることもあげられるが、その他の要因も把握・分析する必要があると考える。</p> <p>その一つの手段として、図書館は、平成 14 年いわき市総合型図書館整備基本構想・基本計画策定時に、来館者に対してアンケート調査を 1 回行い、その後行ってないアンケートを実施することが上げられる。図書館は、来館しなければ享受できない多様な活動を行っている。したがって、来館者数増加に向けて、各種活動のアピールも絡めて、特に図書館の利用度が低いと考えられる層向けにアンケートを実施しそのニーズを把握・分析した上で、今後の運営方針を検討し、来館者増加に繋げることが望まれる。</p>	—	○	P85
第 4 章 各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について 第 3 文化振興課				
25	<p>常磐市民会館と常磐公民館の一体の業務委託について</p> <p>市民会館については、基本的に指定管理者制度を導入しているが、常磐市民会館については、常磐公民館と建物が一体であること等から指定管理者による業務のうち、幾つかの業務についてはいわき市が直営で対応している。しかし、指定管理者による業務委託の範囲に含めた方が経費削減となる可能性もあり検討することが望まれる。</p>	—	○	P99
26	<p>自家用電気工作物保守点検業務について</p> <p>常磐市民会館の上記業務については現状の指定管理者業務の範囲外であるが、前払いや一括払い等により割引を受けている。現状の指定管理者業務の枠内でも前払いや一括払いをすることによる割引の可能性を検討することが望まれる。</p>	—	○	P100
27	<p>指定管理者から提示される収支実績について（収支実績のチェック）</p> <p>指定管理者からの事業報告書によれば、2,424 千円の収入超過であった。その後収入超過の取扱いについて質問したところ、消費税の算定・集計を誤っていることが判明した。また、ホームページでの「指定管理者による施設管理状況評価票」の収支金額でもそのままの数値で公表されている。提出内容については、担当者が検証すべきであり誤りを是正、再提出を求め、保管</p>	○	—	P100

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	する必要がある。			
28	<p>指定管理者から提示される収支実績について（収支状況の作成）</p> <p>現在の収支状況は、各市民会館と運営事務に区分した収入内訳となっているが、支出は一括集計されている。本来、収入が区分されているのであれば、支出も区分した収支状況で報告を求め、各市民会館の収支状況、予算との乖離状況の把握、原因分析を行うことが望まれる。</p>	－	○	P100
29	<p>起案書の記載不備について</p> <p>市内遺跡発掘調査（報告書作成）業務委託の見積結果報告兼契約締結伺に関し、決裁状況を確認した結果、決裁日の記載が漏れており、いわき市文書等管理規程に違反している。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底する必要がある。</p>	○	－	P101
30	<p>指定管理者の選定における選定委員会メンバーについて</p> <p>文化振興課の所管する施設の管理運営は指定管理者制度が採られ、候補者の選定方法は非公募によっている。「いわき市指定管理者制度に関する基本方針」によれば、「非公募の場合、公募によらない理由を明確にした上で、市長の意思決定を受けるものとし、意思決定後、公募によらない理由と選定する予定としている指定管理者の候補者名を公表すること」とされており、原則として非公募による場合の選定委員会審査は不要となっている。今回の場合、候補者が市の外郭団体であり、先方の理事会理事 8 名中、市関係者 4 名が占めること等に鑑み、説明責任を果たす意味もあり、要件を加重し非公募であるが選定委員会による審査が行われたものとする。しかし、選定委員会のメンバー 7 名中 1 名のみが外部の学識経験者で、残りは市の職員である教育委員会事務局関係者であり、このようなケースにおいては、選定委員会のメンバー構成に当たり外部第三者の比率を高めることが望まれる。</p>	－	○	P101
31	<p>指定管理者による施設管理状況評価票の収支状況について</p> <p>ホームページで公表されている「指定管理者による施設管理状況評価票」において、その中の「4. 使用料・利用料・経費の推移（決算額）」の収支と、先方が作成の決算実績値との間で相違が生じている。収支は、当年度の業績評価や次年度の予算設定において重要であり、いわき市教育文化事業団に適切な報告を行わせるとともに、市側も適切な数値は何かを十分確認した上で公表を行う必要がある。</p>	○	－	P101
第 4 章 各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について 第 4 いわき市立美術館				

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
32	<p>所蔵品・備品の資産管理について</p> <p>美術館の所蔵品・備品の資産管理について検討した結果、以下の問題点があり改善が必要である。</p> <p>① 備品の台帳登録の漏れについて</p> <p>備品の現物確認を実施した際に、現物はあるが備品台帳一覧表には登録されていないものがあつた。注意して登録を行い、その結果をダブルチェックする必要がある。</p> <p>② 備品への資産管理帳票の貼付について</p> <p>財務規則に規定されている通り、原則備品には備品番号等を記載した備品整理票を貼付することとされているが、備品整理票が貼付されていないため、備品台帳一覧表と現物の確実な紐付けができないものがあつた。備品台帳と現物の紐付のため何らかの帳票を現物に貼付する必要があると考える。</p> <p>③ 所蔵品・備品の実地棚卸について</p> <p>現状、所蔵品に関しては、常設展で展示する際、また他の美術館に貸与する際など、必要に応じて、傷等がないか保存状態確認のために現物確認を行っている。但し、備品台帳と現物の照合手続、いわゆる実地棚卸を行っていない。美術品及び備品について、台帳登録資産の実在性、滅失や廃棄の状況、保存状態等を把握する観点から定期的・計画的に実地棚卸を行うべきと考える。</p>	○	－	P113
33	<p>美術館の修繕の状況について</p> <p>美術館は昭和 59 年 4 月の開館より、平成 28 年度末で 33 年が経過しており、修繕に急を要すると考えられる項目が発生している。市の財政が厳しさを増す中、平成 29 年度の予算措置はいずれもなされていない状況である。美術品の損傷や故障等の発生は、所蔵品の資産価値や美術館運営に与える影響は大きく、財政課等と十分検討することが望まれる。</p>	－	○	P115
34	<p>美術館の展示・収蔵スペース拡大と自主財源の確保について</p> <p>平成 29 年 3 月末現在の所蔵品 2,260 点（内、購入品 987 点）に対し、年間通算での常設展示点数は 100 点強に止まっており、所蔵品回転率は低い状況である。美術館としては、市民へアピールを行い美術の普及度を上げるために年間 200 点程度の常設展示が望ましいと考えている。また、美術館内の収蔵スペース、特に彫刻等の収蔵庫が手狭であり、外部倉庫に保管料を支出している。このように美術館の展示・収蔵スペースの拡大が必要な状況</p>	－	○	P116

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	であるが、前述の通り市の財政が厳しさを増す中で、美術館に向けられる予算も削減され、展示・収蔵スペースの拡大は困難な状況でもある。一方、所蔵品の取得価額総額は平成 29 年 3 月末現在 1,820,739 千円であり、取得後資産価値は増加している状況である。以上のような状況を鑑みれば、維持コストも含めた展示・収蔵スペース拡大の設備投資のため、条例等の改正も含め多方面から検討する必要があるが、その一部売却による自主財源確保に向け検討することが望まれる。			
35	<p>歳入増加について</p> <p>有料企画展の入場者数内訳推移に記載の通り、有料企画展の入場者数のうち減免対象となっている者が過去 5 年で 28%～49%で推移している。そのうち、高齢者（いわき市在住の 65 歳以上）は過去 5 年で 15%～35%で推移している。企画展の内容によって来館者が大きく変動している状況がある一方で、企画展事業費は財源の制約を受けている状況がある。魅力的な企画展の開催を実施するためには財源の確保が必要となる状況において、現在常設展・企画展ともに無料とされている高齢者について、企画展については有料化することは財源の確保に寄与すると考えられ検討することが望まれる。</p>	—	○	P117
36	<p>行政財産貸付の有償化について</p> <p>現在、美術館 1 階に出店している飲食店は、水道光熱費は負担しているものの、賃料は無償となっている。飲食店の設置を来館者向けのサービスの一環として位置付けて、無償とすることも考えられるが、美術館の来館者以外が飲食店に入店することも可能であり、また美術館の財源とするため、今後有償化することの検討が望まれる。</p>	—	○	P117
37	<p>来館者数増加について</p> <p>来館者増加に向け以下の検討を行うことが望まれる。</p> <p>① 児童向け企画展の開催</p> <p>平成 28 年度において児童向け企画展を開催しなかったことにより入場者数が大きく減少したことや、美術の普及に努めるという基本方針を鑑みると、若い世代の来館を促すことは、美術の関心を高めることにつながると考えられるとともに、父兄の来館動機の増加にもつながり、来館者増加の効果が大きいものと考えられる。そのため、夏休みなど児童の来館が見込まれる時期に、児童向け企画展を定期的で開催することが望ましいと考える。</p> <p>② 学校向け対応について</p>	—	○	P117

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	<p>現在、美術館は各小中学校に働きかけて、来館してもらう活動を行っている。しかし、来館した学校をリスト化した上で、未来館の学校を峻別し、そこにターゲットを絞って積極的な働きかけを行うことはしていない。したがって、リストを整備した上で目標の学校を設定し、教育委員会等を通して各学校に働きかけてもらうことも来館者増加に繋がるものとする。</p> <p>③ その他来館者増加策について</p> <p>現在、一般市民向けのアンケート調査は行われてはいない。来館者増加に向けて、各種活動のアピールも絡めて、特に美術館の利用度が低いと考えられる層を中心として、アンケートを実施しそのニーズを把握した上で、今後の運営方針を検討し、来館者増加に繋げることが望まれる。</p>			
第4章 各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について 第5 いわき芸術文化交流館 (アリオス)				
38	<p>業務委託契約について</p> <p>「いわき芸術文化交流館 WEB サイト運用管理業務委託」については、その随意契約締結の理由として「開発元業者である」ことを掲げているが、当初の開発契約自体が随意契約によって締結されており、その理由は外部者にとってわかりにくく、次回も随意契約とされる場合は当初の理由も補完する形で記載することが望まれる。また、「いわき芸術文化交流館舞台運営サポート業務委託」については、設立当初から平成 25 年度まで、他に対応できる業者がないことを理由に、当該業者との随意契約により業務委託を継続してきたが、技術スタッフのレベル不足等を背景に、平成 26 年度より公募型プロポーザル方式を導入し公募してみると、他に 1 者が公募し、審査の結果、従前の業者とは異なる業者が初めて受託業者として選定されている。随意契約を行う際には慎重を期し、また、可能な限り競争入札、プロポーザル方式を導入し、委託業務の品質を確保することが望まれる。</p>	-	○	P132
39	<p>備品の管理について</p> <p>備品の管理について検討した結果、以下の問題点があった。</p> <p>① 棚卸の実施状況について</p> <p>多数の備品を所有しているが、舞台音響備品については棚卸を実施しておらず、その他の備品の棚卸についても、独自の方法によっている、棚卸の結果が保管されていない、また棚卸の結果に関し担当者以外の確認を得ていないとの回答であった。棚卸に関する規程あるいはマニュアルの整備、定期的・計画的な棚卸の実施、管理者が棚卸の結果報告を受ける体制を整備す</p>	○	-	P132

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	<p>る必要がある。</p> <p>② 備品の整理について</p> <p>備品の整理については、財務規則において、物品管理者は、備品台帳の整備、備品整理票の貼付、又はペイント書により管理しなければならないことになっている。現物確認を行った際に、アリオス独自の管理によるシールが貼付されている物品はあるものの、その全てが対応されていない。また、規定された資産管理帳票による管理方法になっていない等があり、マニュアル整備を行い対応することも必要である。</p>			
40	<p>嘱託職員人件費の特別調整について</p> <p>アリオスは、劇場運営、舞台芸術に関しては、特殊かつ高度な技術を要することから、各分野において専門的かつ高度な知識・経験を有する優れた専門スタッフを、全国から招聘・募集し、嘱託職員として雇用している。平成23年度市の給与削減の方針の中で賃金改定がされたが、管理職の嘱託職員に対しては減額相当の特別調整が平成24年4月1日から3年間の時限付で手当された。そして、3年間が経過した平成27年度再び改定があったが、この時は減額のあった嘱託職員全員に対して減額相当の特別調整が手当された。この改定にあたっては市の決裁を受けているが、以下のような点も見受けられ、次回は特別調整の継続も含め検討の余地があると考えられる。</p> <p>① 平成23年度の特別調整は時限付の暫定的なものであったと考えられるが、平成27年度も市の決裁があるとは言え継続している。</p> <p>② 管理職以外の職員の調整分は、賃金台帳上の賃金月額に含められており、給料表に一致していない。</p> <p>③ 下記の今回の「「いわき芸術文化交流館」の事業運営に係る嘱託職員の雇用等に関する取扱い方針」によれば、特別調整額とは役職手当のみを指しており、今回の減額相当額の特別調整額の扱いは、管理職以外の職員も含め明示されていない（平成23年時は管理職嘱託職員の特別調整に関しその取扱いが明示されていた）。</p>	—	○	P134
41	<p>嘱託職員の給与体系について</p> <p>アリオスについては、劇場運営及び舞台芸術に関し、各分野において専門スタッフを嘱託職員として雇用しているが、嘱託職員と言え市の職員に準じ、市の給与改定の影響を受ける状況である。一方、給与減額のため人材流出防止のために、今後も継続して特別調整により対応していくことも考えられる。しかし、専門スタッフである嘱託職員に対しては、アリオスでの経</p>	—	○	P135

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	<p>験・実績に基づいた独自の評価基準とそれによる給与テーブルを定め、その評価基準に基づき賃金が支払われることの方が明瞭であり検討することが望まれる。</p>			
42	<p>外部評価機関による事業運営評価調査報告書について</p> <p>平成 20 年よりその年の事業運営の評価を行うことを目的として、外部評価機関との間で事業運営評価調査実施業務委託を毎年締結している。調査報告書を閲覧したところ、製本版は平成 25 年度までのものしかなく、その後の調査報告書に関しては、内容的には完成しているものと考えられるが製本版が入手されていない。製本された報告書が成果品であり、それを確認した上支払いが行われるのが筋であり、その徹底が必要である。また、調査報告書はアリオス内では回覧され活用されているが、所管課である文化スポーツ室には回覧されておらず、回覧が行われ情報共有される必要がある。</p>	○	—	P135
43	<p>いわき芸術文化交流館アドバイザーの設置について</p> <p>いわき市いわき芸術文化交流館条例第 18 条によれば、アドバイザーの設置が義務付けられているが、現在まで置かれていない。外部評価機関の事業運営評価調査報告書において、一定の外部評価は行われていると言えるかもしれないが、条例で想定しているアドバイザーの役割は、市の外部識者によるさらに幅広い議論を行い、必要に応じて館長へ諮問を行うことを想定しているものとする。早急な対応が必要と考える。</p>	○	—	P136
44	<p>行政財産の貸付の有償化について</p> <p>現在、アリオスの 1 階に出店している物販店及び飲食店に対しては、水道光熱費は負担しているものの、賃料は無償となっている。アリオスの来館者以外が入店することも可能であり、またアリオスの財源確保のため、今後有償化することの検討が望まれる。</p>	—	○	P136
45	<p>アウトリーチ活動の対象範囲拡大について</p> <p>各分野のアーティストが市内の小中学校に出向き、生の芸術を提供することにより、児童・生徒の感受性や創造性などを育むとともに、芸術文化への関心を高めることを目的としてアウトリーチ活動を行っている。しかし、小中学校以外では活動は、久之浜地区での落語会の開催等若干開催されている程度である。今後は、高齢者等来館できない人がいる施設等、アリオスの周知活動も兼ね対象を拡大することが望まれる。</p>	—	○	P136
<p>第 4 章 各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について 第 6 スポーツ振興課</p>				

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指 摘 事項	意 見	
46	<p>スポーツ振興課における補助金の取扱いについて</p> <p>いわきサンシャインマラソン補助金及びサイクルフェスティバル補助金については、平成 28 年度の対象事業において、それぞれ 1,280 千円、252 千円が残金として翌年度に繰り越すこととされている。これらの対象事業は補助金のほかに大会参加料等の収入があり、また、補助対象経費が補助金要綱等で明確に定められていないことから、当該残金を補助金の返還として受け入れるべきか否かが不明確となっている。補助金の適正な執行を促すためにも、個別の交付要綱の制定が必要とされ、補助対象経費等を明確にしたうえで、補助金対象経費に変更がある場合には、補助対象事業計画の変更等を受けて、補助金の返還を受けることが必要であると考え。</p>	○	—	P153
47	<p>スポーツ振興課における決裁文書の記載等について</p> <p>スポーツ振興課における決裁文書に決裁日付の記載がないものが散見され、いわき市文書等管理規程に違反している。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底する必要がある。</p>	○	—	P153
48	<p>U-15 野球ワールドカップ国内実行委員会負担金に係る覚書締結の起案書について</p> <p>U-15 野球ワールドカップ国内実行委員会負担金は、いわき市から日本野球連盟に直接支払われているものであり、その支払事務にあたっては、市における予算措置や日本野球連盟からの請求に基づくいわき市職務権限規程に定める決裁区分に則った支出負担行為兼支出命令を行い、適正に執行されているところであるが、別途日本野球連盟の要請による、支払期日を定めた覚書の締結に係る起案書についても、いわき市様式で作成し、いわき市職務権限規程に基づく決裁区分とすべきところを、開催支援委員会様式で作成し、開催支援委員会事務局課長決裁として処理されている。適切な決裁手続の実施が必要である。</p>	○	—	P153
49	<p>指定管理者選定における公募について</p> <p>各施設の直近の指定管理者選定時の応募者数が、1 団体から 2 団体と低調である。指定管理者は選定委員会の審査を経て選定されており、求められるサービス水準を行える団体であると考えられるが、平成 29 年度のスポーツ推進審議会の会議録では、審議会委員より「指定管理者は、指定管理料の範囲内で業務を行っており、体育館の魅力を高める工夫が足りないように思われる。」との発言もなされている状況でもある。今後、さらにその目的</p>	—	○	P154

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	を達成できるより水準の高い団体が応募してくるよう募集の範囲、業務の内容、周知方法や募集期間等について十分工夫検討することが望まれる。			
50	<p>「いわき市スポーツ推進基本計画」における施策の達成度を測る指標について</p> <p>「いわき市スポーツ推進基本計画」に記載の通り、市は基本目標・基本方針を定め、施策の展開を図る上で、達成度を測る指標を設定している。特に以下の点については検討が必要と考える。</p> <p>① 生涯スポーツの推進の指標（スポーツ実施率）</p> <p>市は、スポーツ実施率に関して平成 31 年度に行われる県の調査を活用し、その結果を次回計画に反映させるものとし現状把握していない。しかし、市の基本計画は平成 26 年度から平成 32 年までの 7 年間と長期にわたり、市民の高齢化が進展する中においては、市としても実態調査を行った上でその後の施策展開、指標値達成に努めることが望まれる。</p> <p>② 生涯スポーツの推進の指標（総合型地域スポーツクラブ数）</p> <p>スポーツ実施率を高める一つの施策として、総合型地域スポーツクラブの育成支援を掲げ、平成 25 年度 6 箇所から平成 32 年度の計画終了時までには 9 箇所とすることを目標としているが、現在まで増加していない。今後は地区体育協会等とも連携しながら、より積極的な活動を行うことが望まれる。</p> <p>③ スポーツ交流の推進の指標</p> <p>各種スポーツ大会等の開催や、スポーツ交流の推進の施策が採られ、達成度を測る指標としてスポーツ・コミッション等による合宿誘致団体数を平成 24 年度の 10 団体から平成 32 年度の計画終了時までには 100 団体以上にすることを目標としているが、現在 24 団体にとどまっている。市の認識は現状達成困難とのことであるが、今後は、現状から見て実現可能な数値を設定した上でその後の施策展開、指標値達成に努めることが望まれる。</p>	－	○	P154
51	<p>市民運動場使用における使用料徴収について</p> <p>スポーツ振興課の所管する施設として 38 施設あり、大部分の施設ではその使用に関し使用料を徴収しているが、各地区の市民運動場に関しては夜間照明設備使用料を除いては徴収されていない。市の財政が厳しい中、使用料徴収の検討が望まれる。</p>	－	○	P155
	区分計	17	34	

第2章 いわき市の財政と人口の推移

第1 いわき市の財政の推移

1 普通会計の状況

(1) 決算の推移

平成28年度の実質単年度収支は▲949百万円であり、平成24年度3,089百万円と比較して▲4,038百万円減少している。

(単位:百万円)

項目		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
歳入総額	A		226,695	212,104	223,391	182,370	163,875
歳出総額	B		218,858	200,146	207,465	168,506	154,419
形式収支	C(A-B)		7,837	11,958	15,926	13,864	9,456
翌年度へ繰り越すべき財源	D		3,027	5,115	10,449	8,638	5,651
実質収支	E(C-D)		4,811	6,843	5,477	5,226	3,805
単年度収支	F		1,495	2,033	▲1,366	▲251	▲1,421
積立金	G		6,679	5,381	5,141	8,208	7,320
繰上償還金	H		-	-	-	-	-
積立金取崩し額	I		5,084	4,804	3,956	5,684	6,848
実質単年度収支	J(F+G+H-I)		3,089	2,609	▲182	2,273	▲949

歳入・歳出総額は平成24年度以降で減少傾向にあるが、以下の通り、東日本大震災分が減少したものであり、通常収支分は増加傾向にある。

(単位:百万円)

区分		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
歳入総額	通常収支分		122,318	124,671	125,173	125,039	126,569
	東日本大震災分		104,377	87,433	98,218	57,331	37,306
	合計		226,695	212,104	223,391	182,370	163,875
歳出総額	通常収支分		117,088	115,770	117,667	122,308	120,118
	東日本大震災分		101,770	84,376	89,798	46,198	34,301
	合計		218,858	200,146	207,465	168,506	154,419

平成24年度から平成28年度の財政調整基金及び減債基金の残高の推移は以下の通りであり、平成28年度の基金合計残高は17,337百万円であり、平成24年度10,176百万円と比較して7,161百万円増加している。

(単位:百万円)

項目 \ 年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
財政調整基金	10,055	10,632	11,816	14,340	14,812
減債基金	121	2,521	2,522	2,524	2,524
合計	10,176	13,152	14,339	16,864	17,337

(2) 歳入の状況

平成24年度から平成28年度の歳入の状況は以下の通りであり、平成24年度226,695百万円に対して、平成28年度163,875百万円と▲62,820百万円減少している。主に国庫支出金が▲59,351百万円減少、地方交付税が▲11,945百万円減少している。

(単位:百万円)

款		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度									
1	市	税	44,979	47,125	48,988	49,186	49,380									
2	地	方	譲	与	税	1,391	1,328	1,275	1,233	1,304						
3	利	子	割	交	付	金	83	85	79	64	42					
4	配	当	割	交	付	金	49	111	219	161	118					
5	株	式	等	譲	渡	所	得	割	交	付	金	11	150	115	132	63
6	地	方	消	費	税	交	付	金	3,119	3,093	3,758	6,194	5,610			
7	ゴ	ル	フ	場	利	用	税	交	付	金	155	167	157	164	212	
8	自	動	車	取	得	税	交	付	金	364	341	159	208	202		
9	地	方	特	例	交	付	金	148	143	137	139	144				
10	地	方	交	付	税	32,478	28,928	29,401	27,358	20,533						
	内	普	通	20,572	17,725	15,639	13,976	12,795								
		特	別	11,906	11,203	13,762	13,382	7,737								
11	交	通	安	全	対	策	特	別	交	付	金	76	75	67	71	67
12	分	担	金	及	び	負	担	金	1,853	4,573	3,126	2,701	1,301			
13	使	用	料	及	び	手	数	料	3,127	3,094	3,215	3,309	3,278			
14	国	庫	支	出	金	81,952	47,898	47,636	20,066	22,601						
15	県	支	出	金	17,921	19,033	19,273	13,359	13,831							
16	財	産	収	入	508	812	1,701	323	307							
17	寄	附	金	762	204	141	60	146								
18	繰	入	金	9,609	26,607	31,572	23,052	15,793								
19	繰	越	金	7,850	7,837	11,958	15,926	12,954								
20	諸	収	入	9,049	8,477	8,066	7,216	7,321								
21	市	債	11,212	12,024	12,347	11,446	8,670									
歳入合計			226,695	212,104	223,391	182,370	163,875									

(3) 歳出の状況

平成24年度から平成28年度の歳出の推移は以下の通りであり、平成24年度218,858百万円に対して、平成28年度154,419百万円と▲64,438百万円減少している。区分別で見ると、投資的経費が9,812百万円増加した一方で、義務的経費が▲7,105百万円減少、その他の経費が▲67,145百万円減少している。その他経費は主に積立金▲50,904百万円減少したことによるものである。

(単位:百万円)

区分	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
義務的経費		66,485	62,080	61,571	58,986	59,379
人件費		20,347	19,318	19,559	19,418	18,482
扶助費		29,847	27,351	27,447	27,402	28,773
公債費		16,290	15,411	14,565	12,166	12,125
投資的経費		20,411	41,568	51,081	40,235	30,224
普通建設事業費		13,243	37,678	48,061	38,145	27,543
災害復旧事業費		7,168	3,890	3,020	2,090	2,680
失業対策事業費		-	-	-	-	-
その他の経費		131,961	96,498	94,813	69,285	64,816
物件費		40,051	33,708	35,893	23,186	24,239
維持補修費		2,124	2,031	1,880	2,496	2,208
補助費等		7,561	7,059	7,853	8,362	11,784
積立金		60,244	32,761	28,704	14,215	9,341
投資及び出資金・貸付金		7,476	6,403	5,407	5,113	4,351
繰出金		14,506	14,536	15,075	15,914	12,893
合計		218,858	200,146	207,465	168,506	154,419

2 一般会計の状況

(1) 一般会計歳入歳出決算状況

平成24年度から平成28年度の一般会計の推移は以下の通りである。平成28年度の実質収支は3,853百万円、実質単年度収支は▲963百万円である。

(単位:百万円)

項目		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
歳入	A		223,873	203,782	212,646	168,409	156,132
歳出	B		216,728	193,801	201,013	157,529	149,147
形式収支	C(A-B)		7,145	9,981	11,633	10,880	6,984
翌年度へ繰り越すべき財源	D		2,595	3,410	4,342	5,593	3,132
実質収支	E(C-D)		4,550	6,571	7,291	5,287	3,853
前年度実質収支	F		3,059	4,550	6,571	7,291	5,287
単年度収支	G(E-F)		1,491	2,021	720	▲2,004	▲1,435
積立金	H		6,679	5,381	5,141	8,208	7,320
繰上償還金	I		-	-	-	-	-
積立金取崩額	J		5,084	4,804	3,956	5,684	6,848
実質単年度収支	K(G+H+I-J)		3,085	2,597	1,905	521	▲963

(2) 歳入の状況

平成24年度から平成28年度の一般会計歳入の状況は以下の通りであり、平成24年度223,873百万円に対して、平成28年度156,132百万円と▲67,741百万円減少している。自主財源は7,981百万円増加している一方で、依存財源が▲75,723百万円減少している。自主財源では主に市税が復興需要や雇用情勢の改善などにより4,401百万円増加し、依存財源では主に国庫支出金が東日本大震災復興交付金の減少などにより▲58,453百万円減少している。

(単位:百万円)

科目		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
自 主 財 源	市 税		44,979	47,125	48,988	49,186	49,380	
	分担金及び負担金		1,434	1,433	1,423	1,424	1,419	
	使用料及び手数料		2,479	2,445	2,562	2,655	2,720	
	財産収入		494	795	644	308	291	
	寄附金		762	204	141	60	146	
	繰入金		8,706	23,250	26,814	15,994	11,295	
	繰越金		7,370	7,145	9,981	11,633	10,880	
	諸 収 入	競 輪		350	400	500	400	440
		その他		8,929	8,086	7,533	6,780	6,913
		計		75,502	90,883	98,585	88,439	83,483
依 存 財 源	地方譲与税		1,391	1,328	1,275	1,233	1,304	
	利子割交付金		83	85	79	64	42	
	配当割交付金		49	111	219	161	118	
	株式等譲渡所得割交付金		11	150	115	132	63	
	地方消費税交付金		3,119	3,093	3,758	6,194	5,610	
	ゴルフ場利用税交付金		155	167	157	164	161	
	特別地方消費税交付金		-	-	-	-	-	
	自動車取得税交付金		364	341	159	208	202	
	地方特例交付金		148	143	137	139	144	
	地方交付税		32,478	28,928	29,401	27,358	20,533	
	交通安全対策特別交付金		76	75	67	71	67	
	国庫支出金		80,079	43,988	46,490	19,702	21,626	
	県支出金		18,533	19,184	19,330	13,421	13,854	
	諸 収 入	受託事業収入		60	66	72	77	74
		過年度収入		1,709	3,794	1,036	230	827
	市 債		10,117	11,447	11,765	10,815	8,023	
	計		148,371	112,899	114,061	79,971	72,648	
	合計		223,873	203,782	212,646	168,409	156,132	

(3) 歳出の状況

平成 24 年度から平成 28 年度の一般会計歳出の推移は以下の通りであり、平成 24 年度 216,728 百万円に対して、平成 28 年度 149,147 百万円と▲67,581 百万円減少している。区分別でみると、総務費が平成 24 年度に東日本大震災復興交付金基金積立金が増加していたことなどにより▲54,152 百万円減少している。

(単位:百万円)

区分		年度				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1	議 会 費	678	699	704	742	696
2	総 務 費	73,860	45,181	41,316	26,432	19,708
3	民 生 費	42,901	42,465	44,866	44,647	46,185
4	衛 生 費	27,770	23,951	19,697	13,939	16,321
5	労 働 費	264	400	439	146	113
6	農 林 水 産 業 費	3,435	4,715	7,924	3,697	3,928
7	商 工 費	7,892	6,827	6,341	6,426	5,583
8	土 木 費	15,068	31,793	36,609	25,413	23,828
9	消 防 費	12,903	8,116	14,535	7,862	8,852
10	教 育 費	10,900	12,319	12,272	14,568	11,315
11	災 害 復 旧 費	5,338	2,627	2,533	2,282	1,370
12	公 債 費	15,719	14,707	13,777	11,377	11,249
13	諸 支 出 金	-	-	-	-	-
歳 出 合 計		216,728	193,801	201,013	157,529	149,147

3 今後の見通しについて

平成 28 年度主要な施策の成果説明書において、今後の財政見通しと課題について、以下のように記載されている。

今後の財政見通しについてであるが、歳入面においては、復興需要等を要因として市民税が回復基調にあるものの、地方交付税の大幅な減などにより、なお一般財源の確保が厳しい状況にあること、復興需要終了後の景気の動向や平成 31 年 10 月に予定されている消費税率の改定など、地域の経済や雇用環境に影響を及ぼす施策の見通しが不透明であることなど、依然として厳しい状況にある。

一方、歳出面では、公債費は減少傾向にあるものの、公共施設の老朽化に加え、復興の総仕上げと地域創生に向けた新たなまちづくりを進めるためには、多額の財政需要が見込まれるほか、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増大など、社会情勢の変化に適切に対応した施策の展開も喫緊の課題となっている。

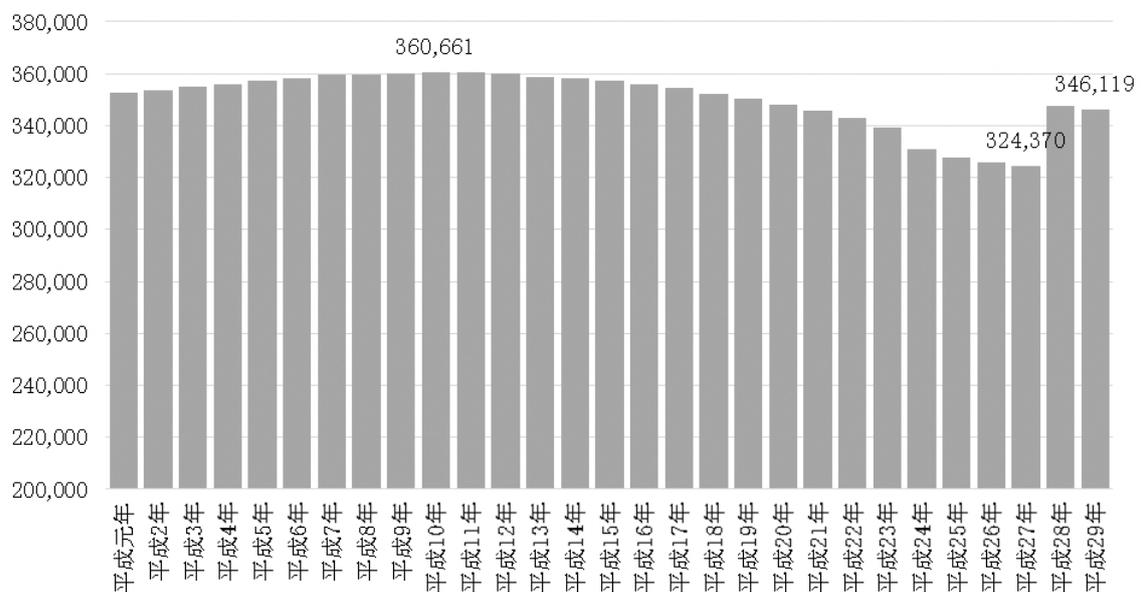
このことから、本市の財政は、復興に向けた所要の財源確保と社会経済や行政需要の変

化に適切に対応できる収入の安定並びに財政構造の弾力性の確保という複数の課題に直面している。

第2 いわき市の人口の推移

1 人口の推移

いわき市の平成元年以降の人口の推移は以下の通りである。平成10年の360,661人をピークに平成27年には324,370人まで減少傾向していたが、東日本大震災の影響に伴う長期避難等により平成29年には346,119人となっている。



(出所：「いわき市の人口（平成29年4月1日）」より作成)

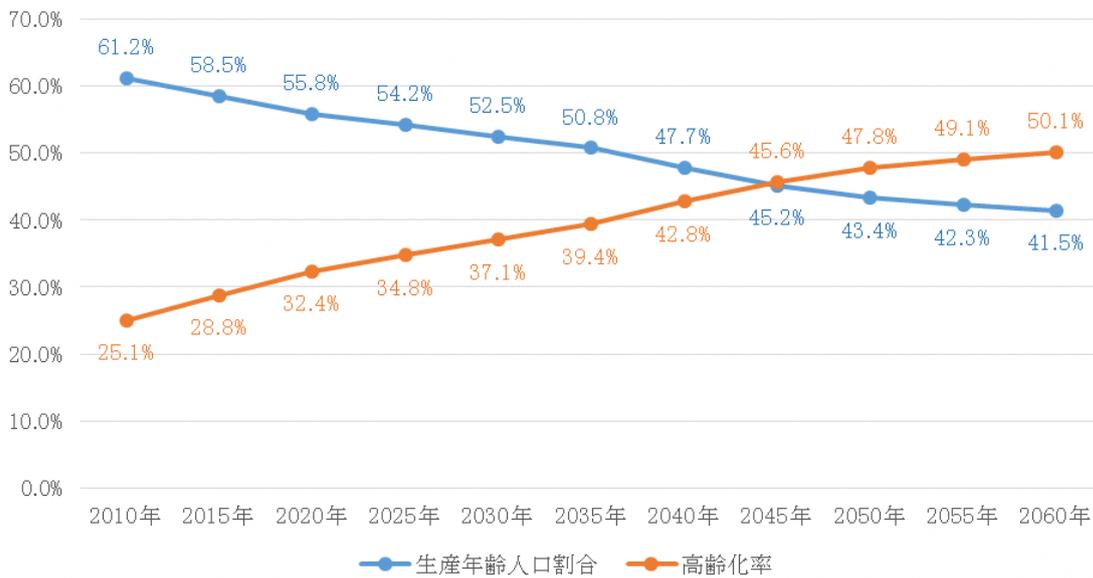
2 今後の人口の見通し

いわき市の独自推計による今後の人口は減少の見通しであり、2030年には275,614人（2015年比▲52,902人、▲16.1%）、2040年には235,203人（2015年比▲93,313人、▲28.4%）となる見込みである。



(出所：「いわき創生総合戦略」より作成)

また、生産年齢人口割合の低下、高齢化率の上昇が見込まれており、2045年に高齢化率は生産年齢人口割合を上回ることが見込まれている。



(出所：「いわき創生総合戦略」より作成)

第3章 生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する事務の執行及び管理運営の概要

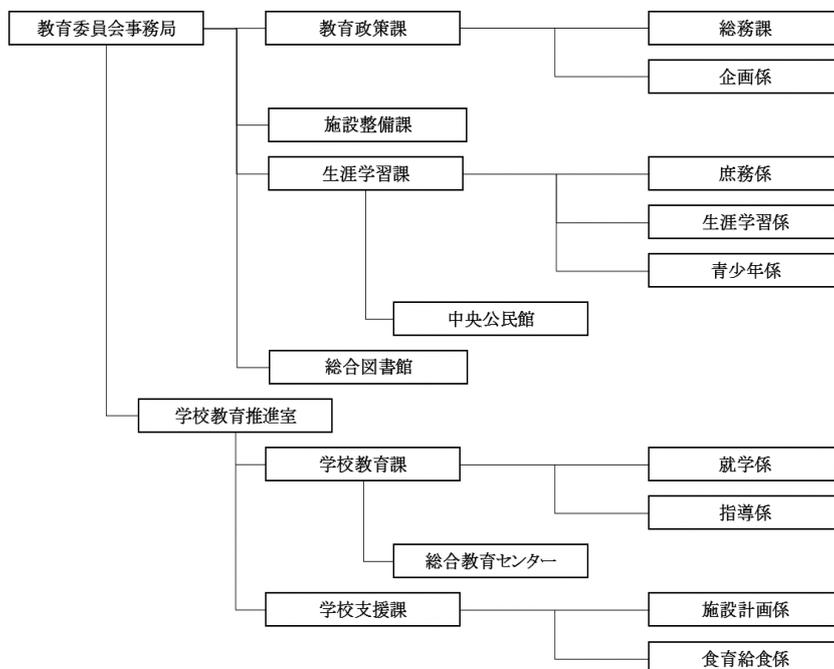
第1 機構図

平成28年4月1日の行政組織改正により、それまで教育委員会事務局の所管であった文化・スポーツ課は、市長部局として新設された文化スポーツ室に移管され、そのもとに文化施策の専任組織として文化振興課（美術館を含む）、スポーツ施策の専任組織としてスポーツ振興課、また市民協働部の所管であったいわき芸術文化交流館（アリオス）を配置した。

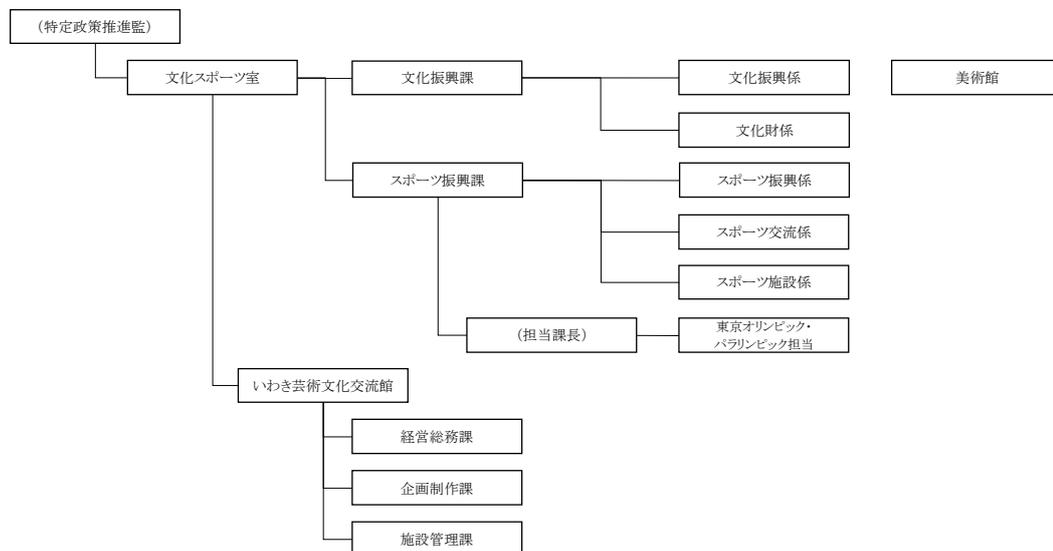
この主たる目的は、市民の心の復興に向け、文化・スポーツ施策の積極的な推進を図ることにある。また、同時にそれまで商工観光部の所管であった観光交流室も市長部局とし、文化スポーツ室との柔軟かつ効果的な連携を図るため、両室を統括する「特定政策推進監」を置いている。

なお、教育委員会事務局から移管されたことに伴い、法律との関係から、市長部局において補助執行する事務として、文化財の保護及び美術館に関することは、市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に基づき市長部局において執行するものとして、文化に関すること（文化財の保護及び美術館に関することを除く）及びスポーツに関すること（学校体育に関することを除く）と区分されている。

(教育委員会)

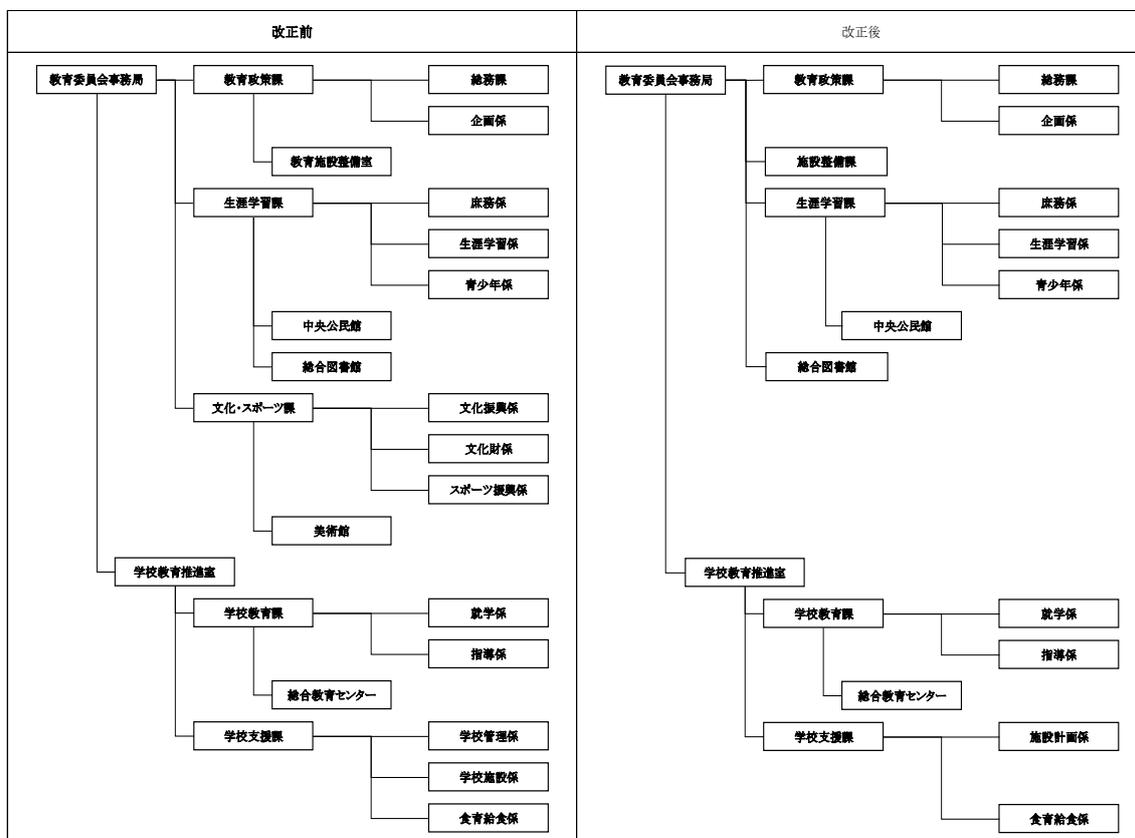


(文化スポーツ室)

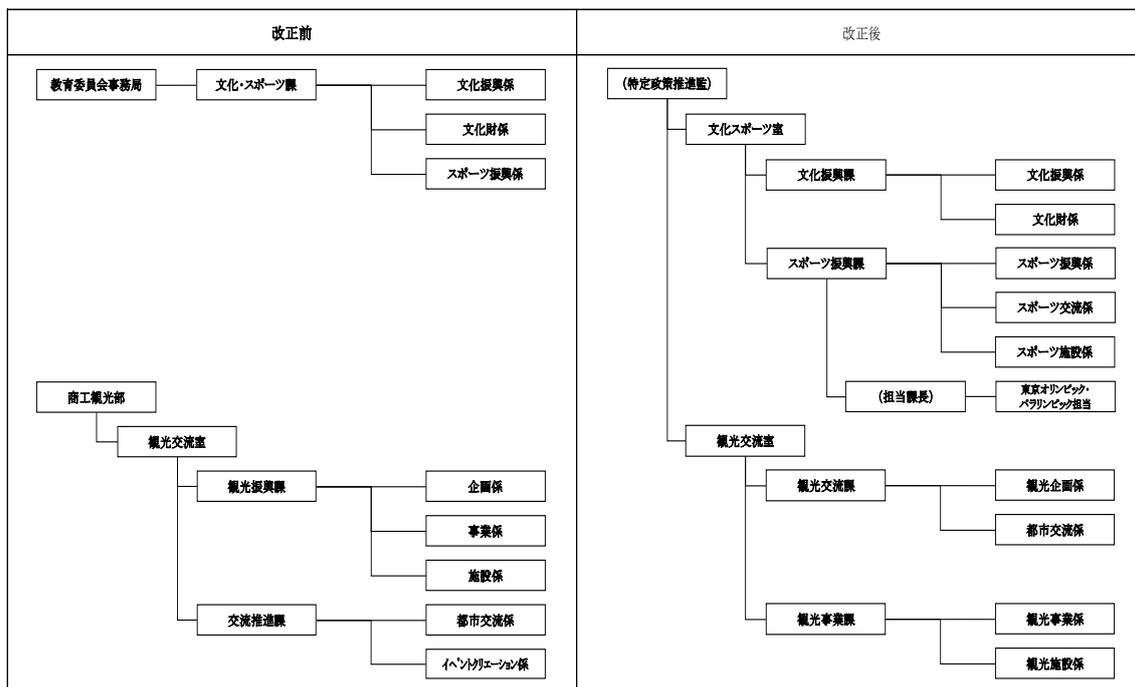


組織の新旧比較は以下のとおりである。

(教育委員会事務局での変更)



(文化スポーツ室及び観光交流室の新設)



第2 事務分掌

今回対象とする市の各課、各施設の事務分掌は後述するが、社会教育法第2条の定義は、「この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」とされている。同第3条においては国及び地方公共団体の任務が定められ、同5条において遂行するための市町村の教育委員会の事務が定められている。

- 1 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 2 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 3 公民館の設置及び管理を行うこと。
- 4 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 5 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 6 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 7 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 8 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。

- すること。
- 9 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
 - 10 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
 - 11 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びこれらの奨励に関すること。
 - 12 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びこれらの奨励に関すること。
 - 13 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
 - 14 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
 - 15 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
 - 16 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
 - 17 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料に提供に関すること。
 - 18 情報の交換及び調査研究に関すること。
 - 19 その他第 3 条第 1 項の任務を達成するために必要な事務。

市の事務分掌も上記の各事務が各課、各施設に分かれ、社会教育、ひいては生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の目的が遂行されるように設計されている。

第3 いわき市における生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する状況

1 「いわき市教育大綱」との関係

市では、平成27年度から市長、教育長及び教育委員により構成される総合教育会議において議論を積み重ね、平成23年度より毎年発信してきた「いわきの復興に向けた教育メッセージ」を承継するものとして、平成28年2月に今後の市の教育・学術・文化の振興に関する施策の基本的な方向性を定めた「いわき市教育大綱」を策定している。

下記内容で見る通り、「新・市総合計画」（現在では、「改定後期基本計画」となっており、そのもとに実施計画が位置付けられている、以下、「基本計画及び実施計画」という。）と整合が図られた内容とされており、「いわき市教育大綱」の施策体系は、「基本計画及び実施計画」の中で実行されていくことになっている。なお、「基本計画及び実施計画」では、事業の達成度を測る定量的な成果指標も設定され、成果指標や各事業の取組状況、社会経済情勢・財務状況の変化を踏まえ、毎年度事業のローリングを行い、次年度以降の事業に繋げるものとされている。

また、関連する個別計画として、生涯学習分野では、「いわき市生涯学習基本構想」及び「第5期いわき市生涯学習推進計画」、スポーツ振興分野では「スポーツ都市宣言」及び「いわき市スポーツ推進基本計画」が策定されている。

「いわき市教育大綱」の概要、基本理念、基本目標及び施策体系は以下の通りである。

1 大綱の概要

(1) 大綱の位置づけ

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づく、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として策定するものです。

(2) 計画期間

大綱の計画期間は、新・市総合計画後期基本計画との整合を図る観点から、平成28年度から平成32年度の5カ年とします。

(3) 関連計画等との整合

①新・市総合計画

市では、市の長期的な展望・まちづくりの将来フレームを定めた「基本構想」と、その実現手段・基本的な施策を示した「基本計画」、個別の事業を示した「実施計画」の3層構造からなる「総合計画」をもとに各種施策を立案・実施しています。

現在の総合計画は、平成12年12月に制定した、「新・市総合計画 ふるさと いわき21プラン」であり、計画期間は平成13年度から平成32年度までの20年間です。

教育に関わる施策については、これまで同様、総合計画に基づき実施していくこととなることから、大綱は、総合計画と整合が図られた内容としています。

②いわきの復興に向けた教育メッセージ

市教育委員会では、平成 23 年度末から、今後の教育行政の目指すべき基本的方向性を「いわきの復興に向けた教育メッセージ」として継続して発表してきました。

この教育メッセージにおいて掲げた基本理念は普遍的な内容であり、教育に関する継続性・一貫性を確保するため、大綱は、教育メッセージを継承するものとして作成しています。

③その他

国及び福島県が策定している次の計画の内容についても踏まえながら策定しています。

- 【国】第 2 期教育振興基本計画（計画期間：平成 25 年度から平成 29 年度）
 - 【県】第 6 次福島県総合教育計画（計画期間：平成 25 年度から平成 32 年度）
- また、市で策定している次の個別計画等と整合が図られた内容としています。
- 【生涯学習分野】生涯学習基本構想、生涯学習推進計画
 - 【幼児教育分野】子ども・子育て支援事業計画
 - 【学校教育分野】未来をつくる いわきの学校教育 ABC プラン
 - 【スポーツ分野】スポーツ推進基本計画

2 基本理念

地域全体で人を育て、誇れるまち“いわき”をつくる。

「地域が人を育み、人が地域をつくる」という認識に基づき、学校、家庭、地域、企業や NPO など様々な主体が連携しながら、個性にあふれ、多様性に富み、自ら考え判断する自立した心を持ち、知・徳・体のバランスのとれた子どもたちを育む。

また、子どもから大人まで、市民一人ひとりが、それぞれのライフステージの中で、ふるさと“いわき”に誇りと愛着が持てるような学びの機会を設けるとともに、いわきで育った人が、また次の世代を支え育てる「豊かな土壌づくり」を進める。

3 基本目標

- 1 未来に夢を持ち、ふるさとを支え、日本を支え、世界に飛躍する人づくり
- 2 市民がいつでも、どこでも、生涯にわたって学び、活かせる仕組みづくり
- 3 文化やスポーツに親しみ、健康で、心豊かな人生を送れる環境づくり

4 施策体系

I 個性を生かした学校教育の推進

- ①新しい時代を切り拓くために必要な力の育成
- ②学校の教育指導体制の充実
- ③学校教育環境の充実
- ④学校と地域の連携・協働の推進
- ⑤学びのセーフティネットの充実

II 生涯を通じた学習活動の推進

- ①「学び」をささえる土壌づくり

- ②「学び」をはぐくむ機会の充実
- ③「学び」をいかす人財の育成
- ④「学び」をむすぶネットワークの構築
- Ⅲ 確かな人間力を育む幼児教育の充実
 - ①すべての子どもの人権の尊重
 - ②生きる力の基礎を育む教育の推進
 - ③家庭、地域、幼児教育施設の連携の強化
 - ④幼児教育全体の質の向上と人財の確保・育成
- Ⅳ 生涯にわたるスポーツライフの実現
 - ①生涯スポーツ・競技スポーツの推進
 - ②子どもの体力・運動能力向上
 - ③スポーツ団体・指導者の育成
 - ④スポーツ施設の充実
 - ⑤スポーツ交流の推進
- Ⅴ 地域に根ざした市民文化の継承と創造
 - ①芸術文化の振興
 - ②歴史文化遺産の保存と活用
 - ③地域の歴史・文化を学び活かす機会の創出

以上、大綱における5つの施策体系のうち、生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興に直接関係する施策は、「Ⅱ 生涯を通じた学習活動の推進」、「Ⅳ生涯にわたるスポーツライフの実現」、「Ⅴ 地域に根ざした市民文化の継承と創造」であるが、具体的な内容は以下の通りである。

- Ⅱ 生涯を通じた学習活動の推進
- [方針] 生涯学習は、市民一人ひとりが、自己の「ちから」を磨き、豊かな人生を送るとともに、その成果を地域社会に活かし、住みよいまちづくりにつなげていく「学び」の活動です。このため、市民と行政、地域の団体や企業等、地域を取り巻く様々な主体が一体となって、生涯を通して、学ぶことができる生涯学習社会の形成を推進します。
- ①「学び」をささえる土壌づくり

少子・高齢化や市民のライフスタイルの変化に伴い、地域コミュニティの希薄化や子ども・高齢者の孤独化が懸念されています。市民がそれぞれの地域において、いきいきと暮らし続けるため、地域の誰もが気軽に立ち寄り、交流するとともに、市民が知りたい情報をより分かりやすく提供し、共有することで、地域住民による新たな「ちから」を生み出す土壌づくりを目指します。
 - ②「学び」をはぐくむ機会の充実

現代社会では、地域における課題が多種・多様化しており、それらの課題を乗り越え住民一人ひとりが社会を生き抜く「ちから」を養うことが重要となっています。地域住民が年齢や性

別等によらず、それぞれのライフステージの中で、安全・安心な生活や災害への備えなど、様々な課題の解消に向けて学ぶことができる機会の充実を図ります。

③「学び」をいかす人財の育成

個人が育んできた「ちから」を地域でのまちづくりやボランティア活動などの場において実践していくことは、市民一人ひとりが自らの学習の成果を実感し、地域への貢献につながるができる重要な取り組みです。学びにより育まれた「ちから」を地域住民同士による学びの輪に広げるとともに、市民が一体となったまちづくりに向け、地域を支える人財の育成を目指します。

④「学び」をむすぶネットワークの構築

個人が育んできた「ちから」が、様々な人との交流などを通じて効果的に結び付くと新たな「ちから」が生まれます。学びによって培われた「ちから」をつなぐ体制を整備することで、地域が持続的に発展していくまちづくりを目指します。

IV 生涯にわたるスポーツライフの実現

[方針] 市民の誰もが、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、それぞれのライフステージにおいて、自己の能力や関心等に応じ、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりに努め、健康で明るく活力に満ちた豊かなスポーツライフを推進します。

①生涯スポーツ・競技スポーツの推進

スポーツは、人間の身体的・精神的な欲求に応える世界共通の文化の一つであり、明るく豊かな社会の形成や個人の心身の健全な発達に極めて大きな意義を有しています。

また、全国トップレベルの大会、さらにはオリンピックなどの国際大会において、本市ゆかりの競技者が活躍することは、市民に大きな夢と感動を与えます。

このことから、市民の誰もが日常生活の中にスポーツを取り入れながら、生涯を通してスポーツに親しむことができるよう、多彩なスポーツ活動へ参加する機会の充実を図るとともに、本市の誇りとなる競技者が数多く育つよう、広くジュニア層を視野に入れ、スポーツ指導者やスポーツ団体等と連携しながら、競技力の向上を目指します。

②子どもの体力・運動能力向上

スポーツを通じた健康づくりや体力の向上は、子どもたちの心身のバランスのとれた発育・発達に不可欠ですが、テレビやゲーム等につきやす時間の増加により、子どもたちの屋外遊びや運動時間が減少しています。このことから、運動やスポーツの楽しさを体験できる場を提供し、子どもたちが積極的に運動・スポーツに親しみながら、生涯にわたる豊かなスポーツライフを形成する習慣や意欲、能力を育成することに努め、子どもの体力向上への総合的な取り組みを進めます。

③スポーツ団体・指導者の育成

市民のスポーツ活動に対する意識の高まりを踏まえ、主体的・継続的にスポーツ活動ができ

るよう、市体育協会等のスポーツ団体の組織の充実強化を図るとともに、市民ニーズに対応した質の高い指導者やスポーツ活動を支える人財の育成・確保を目指します。

④スポーツ施設の充実

スポーツ活動の場として、安全に利用しやすいスポーツ施設の整備や利用者のニーズに対応した適切な管理運営を行うことは、豊かなスポーツライフを支える基礎となるものです。

このため、既存施設を最大限に有効活用しつつ、計画的な改修・修繕を行いながら、施設利用者のサービス向上を目指します。

⑤スポーツ交流の推進

スポーツ大会やイベントなどを通じた交流は、スポーツの推進はもとより、本市の魅力を全国に発信することや、風評被害の払拭、交流人口の拡大・地域経済の活性化など、本市に様々な効果をもたらすことから、スポーツを通じた積極的な交流を目指します。

V 地域に根ざした市民文化の継承と創造

[方針] 市民の文化に対する知識や教養の向上に資するとともに、文化活動等を通して、郷土愛を育み、様々な芸術文化を生涯を通して学び、鑑賞できる環境づくりや、市民の主体的で多彩な芸術文化活動の活性化に取り組みます。また、地域の財産である貴重な歴史文化遺産に対する理解を深めるための施策を推進します。

①芸術文化の振興

本市には多くの文化施設があり、それぞれの施設で特徴を生かした様々な企画展やワークショップ等を実施し、子どもから大人まで市民が芸術文化に触れる機会を提供しています。さらに市民への質の高い芸術文化に触れる喜びと学びの機会を提供できるような取組みを目指します。

また、郷土に誇りを持ち、地域の文化を次代に継承・発展していくことは非常に重要な課題であることから、芸術文化に関する調査・研究や保存・活用に努めるとともに、自主的・創造的な文化活動を行っている個人・団体等の育成・支援などによる芸術文化の一層の振興を目指します。

②歴史文化遺産の保存と活用

地域の財産である文化財は、本市の歴史、文化などを正しく理解するために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化を向上させる基礎を成すものであることから、文化財に対する理解を深め、後世に引き継いでいくことが大切です。

このため、文化財の調査・研究・保存の充実とともに、市民が文化財に触れることができる機会の提供や、積極的な情報発信などに努めます。

③地域の歴史・文化を学び活かす機会の創出

本市においては、子どもたちが高校を卒業すると同時に、市外に流出する傾向が顕著となっています。

次世代を担う子どもたちが、進学や就職等により一旦市外に転出しても、「ふるさといわき」

に還り、いわきでの定住を選択するためには、小中学校の早い段階から、子どもたちの郷土に対する誇りを高める必要があります。

このため、郷土の歴史や文化、産業等について理解を深め、子どもから大人まで、市民がいわきに対する思いを高め、誇りをもてるよう、地域団体や企業等との連携を強めながら、様々な機会を捉えて独自の取組みを進めます。

2 「いわき市教育大綱」と「基本計画及び実施計画」との関係

「いわき市教育大綱」と「基本計画及び実施計画」との関係は以下の通りである。「基本計画及び実施計画」は7つの柱からなるが、その中で教育関係は「柱Ⅲ. 学びあい、高めあう」にあり、生涯学習及びスポーツ振興はその中の「分野 2 生涯学習・生涯スポーツ」、文化芸術振興はその中の「分野 3 歴史・伝統・文化・芸術」に位置付けられている。なお、下記の「基本計画及び実施計画」の事業内容は平成 28 年度からの「改訂後期基本計画」で開始されているものについて記載している。

「いわき市教育大綱」	「基本計画及び実施計画」(事業内容)
Ⅱ生涯を通じた学習活動の推進	柱Ⅲ. 学びあい、高めあう 分野 2 生涯学習・生涯スポーツ (1)生涯学習
①「学び」をささえる土壌づくり	②集まり、つながる場の創出 (2 市民大学講座事業、3 教育活動推進事業)
②「学び」をはぐくむ機会の充実	②集まり、つながる場の創出
③「学び」をいかす人財の育成	①学んだことを活かす (1 市民講師活用事業)
④「学び」をむすぶネットワークの構築	③ネットワークの充実強化 (1 市民講師活用事業、2 市民大学講座事業、3 教育活動推進事業、4 市役所出前講座事業)
Ⅳ生涯にわたるスポーツライフの実現	柱Ⅲ. 学びあい、高めあう 分野 2 生涯学習・生涯スポーツ (2)生涯スポーツ
①生涯スポーツ・競技スポーツの推進	①運動機会を増やす (1 生涯スポーツ振興事業、2 親子体力向上セミナー事業、3 スポーツ大会事業) ②触れる機会の提供 (4 スポーツイベント誘致推進事業、5 スポーツイベント開催支援事業、6 いわきサンシャインマラソン補助金、7 オリンピック・パラリンピック誘致推進事業) ③応援する・支える (6 いわきサンシャインマラソン補助金、8 スポーツ学開設事業、9

	めざせオリンピック・トップアスリート養成事業)
②子どもの体力・運動能力向上	①運動機会を増やす ②触れる機会の提供
③スポーツ団体・指導者の育成	③応援する・支える
④スポーツ施設の充実	④環境とネットワークの整備（記載事業はなし）
⑤スポーツ交流の推進	①運動機会を増やす ②触れる機会の提供 ③応援する・支える
V地域に根ざした市民文化の継承と創造	柱Ⅲ. 学びあい、高めあう 分野3 歴史・伝統・文化・芸術
①芸術文化の振興	(2)文化・芸術にふれる・創る ①施設での取組み（1 自主企画事業（いわき芸術文化交流館（アリオス）、以下「アリオス」という。）、2 広報宣伝事業（アリオス）、3 いわき市立美術館（以下、「美術館」という。）企画展事業、4 美術館教育普及事業） ②アウトリーチの展開（1 自主企画事業（アリオス）、4 美術館教育普及事業） ③一緒につくる（1 自主企画事業（アリオス）、4 美術館教育普及事業、5 文化芸術創造都市づくり事業）
②歴史文化遺産の保存と活用	(1)歴史・伝統を学び、伝える ②歴史文化遺産の保存と活用（1 地域画像等収集・保存・継承事業、2 中心市街地活性化のための公園整備事業、3 無形民俗文化財活用事業、4 市内遺跡発掘調査事業、5 指定文化財等保存事業、6 埋蔵文化財発掘出土品等整理事業、7 国指定史跡根岸官衙遺跡群保存管理事業） ③体験を引き継ぐ（3 無形民俗文化財活用事業、8 伝えたい誇れるいわき醸成事業）
③地域の歴史・文化を学び生かす機会の創出	(1)歴史・伝統を学び、伝える ①楽しみながら伝える（記載事業はなし）

	③体験を引き継ぐ
--	----------

3 「基本計画及び実施計画」と各個別計画との関係

前述したように「いわき市教育大綱」に関する施策体系は、「基本計画及び実施計画」の中で実行されていくが、その中で関連する各成果指標は以下の通りである。

分野	成果指標	現状値	5年後の目標値
分野 2 (1)生涯学習	市民 1 人当たりの年間公民館等利用回数	2.9 回/人	3.2 回/人
分野 2 (2)生涯スポーツ	総合型地域スポーツクラブ数	6 団体	9 団体
分野 3 (1)歴史・伝統を学び・伝える	文化施設来場者数	85 万人/年	90 万人以上/年
分野 3 (2)文化、芸術にふれる・創る	アリオス・美術館アウトリーチ取組数	90 回/年	現状維持

また、「いわき市教育大綱」と関係する個別計画として「第 5 期いわき市生涯学習推進計画」及び「いわき市スポーツ推進基本計画」がある。

生涯学習推進計画に関しては、市は、昭和 62 年 11 月のいわき市教育懇談会の提言を受け、生涯学習の推進を図るため、平成 2 年 6 月にいわき市生涯学習推進本部を設置し、平成 3 年 3 月に「いわき市生涯学習基本構想」を策定した。この基本構想に基づき、平成 4 年 3 月に「第 1 期いわき市生涯学習推進計画」が策定され、以来、その時々々の社会状況等を踏まえながら 5 年ごとの計画が策定され、現在第 5 期目となっている。特徴としては、教育委員会の枠にとどまらず、市の行政各部署、関係機関・団体が連携・協力を図りながら、11 の施策の方向性と各々 1 ないし 2 つの柱を設け、その中で生涯学習の目標の実現に向け各種事業が展開されている。平成 28 年度では 138 事業が展開され、今回関連する各課・各施設が主管する事業は合計で 48 事業となる。第 5 期計画の期間は平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間とされている。

そして、毎年その進捗状況を主管部署が独自に調査・評価、それを総合して有識者で構成される「いわき市生涯学習推進本部会議」に上程され、そこで検討評価がなされた後、その結果は次年度以降の事業の実施に向けフィードバックされる。

スポーツ推進計画に関しては、国が平成 23 年に制定した「スポーツ基本法」や、県が平成 25 年に策定した「福島県スポーツ推進基本計画」を踏まえ、平成 26 年 3 月に「いわき市スポーツ推進基本計画」を策定、「市民一人ひとりの健康で豊かなスポーツライフの実現」を基本目標に、各種施策の展開を図っている。この計画は「基本計画及び実施計画」にそった部門別計画の位置づけであり、期間は平成 26 年度から平成 32 年度までの 7 年間とされ

ている。

以下、「基本計画及び実施計画」と各個別計画との関係を示す。

(1) 「基本計画及び実施計画」と「第5期いわき市生涯学習推進計画」との関係

「基本計画及び実施計画」と「第5期いわき市生涯学習推進計画」で行われる各事業を比較すれば以下のような対応関係となる。

「基本計画及び実施計画」		「第5期いわき市生涯学習推進計画」														
事業のNo	事業	方向性のNo	施策の方向性	柱のNo	施策の柱	No	関連事業名	主管部署								
								生涯学習課	生涯学習プラザ	総合図書館	文化振興課	美術館	アリオス	スポーツ振興課		
			「ひとづくり」「まちづくり」を支える学びの場の整備と活用	①	地域住民が気軽に立ち寄れる居場所の確保、学習拠点・活動交流拠点づくり	6	生涯学習プラザにおける交流コーナー・癒し空間の提供	0								
				②	生涯学習に親しめる場の拡充	9	赤ちやんへのはじめての絵本事業			0						
2(1)-4	市役所出前講座事業					11	市役所出前講座における市職員等の派遣	0								
						12	公民館を活用した図書館サービス			0						
2(1)-1	市民講師活用事業					13	生涯学習市民講座活用事業における市民講師の派遣	0								
3(2)-1	アリオス自主企画事業の一部					14	おでかけアリオス							0		
		2	学習情報の共有と相談体制の整備	①	新たな学習やまちづくり活動のきっかけとなる学習情報提供・共有化	16	図書館事業等の情報提供			0						
3(2)-1	アリオス自主企画事業の一部					17	キッズ★アリオスの発行							0		
						18	いわきまなびあいバンクによる情報提供	0								
				②	専門職員による相談支援体制の充実	21	図書館レファレンスサービス			0						
						22	公民館及び生涯学習プラザにおける窓口相談	0								
						23	社会教育指導員の配置	0								
						24	学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業における事業推進コーディネーターの配置	0								
		3	生涯学習支援者・支援団体の育成・活用	①	実践的な生涯学習の人材・団体の育成・活用	26	いわきまなびあいバンクの普及活用	0								
						27	ITボランティア・リーダー企画講座			0						
2(1)-2	市民大学講座事業					28	いわき市生涯学習支援ボランティアの会による市民大学講座運営			0						
2(1)-1	市民講師活用事業					29	市民講師養成講座			0						
						30	学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業	0								
						31	学びのサポーター養成セミナー	0								
						32	土曜学習推進モデル事業	0								
2(1)-1	生涯スポーツ推進事業			②	まちづくり団体や学びの成果を生かしたサークル等への効果的な支援	35	地域スポーツクラブ育成支援事業・各総合型地域スポーツクラブ全体の周知事業								0	
						37	駒澤嘉いわき生涯学習振興基金	0								
2(1)-3	教育活動推進事業	4	生涯にわたって学べる環境の整備	①	ライフステージに応じた学びの機会の充実	41	市民講座(地域住民に対して多彩な学習機会を提供)	0								
						42	図書館事業			0						
3(2)-3	いわき市立美術館企画展事業					43	美術館教育普及事業						0			
3(2)-4	いわき市立美術館教育普及事業															
2(2)-1	生涯スポーツ振興事業						生涯スポーツ振興事業									
2(2)-2	親子体力向上セミナー事業					44	各種市民スポーツ教室等、体育施設無料開放事業								0	
2(2)-3	スポーツ大会事業															
2(2)-4	元氣キッズサポーター派遣事業															
						45	いわきヒューマンレッジ(市民大学)			0						
				②	学ぶにあたってサポートを必要とする方が参加しやすい学びの機会の充実	48	図書館視覚障がい者等サービス			0						

「基本計画及び実施計画」			「第5期いわき市生涯学習推進計画」													
事業 No	事業	方向性 のNo	施策の方向性 のNo	施策の柱 のNo	No	関連事業名	学習部									
							生涯 学習 推進	生涯 学習 推進	生涯 学習 推進	生涯 学習 推進	生涯 学習 推進	生涯 学習 推進	生涯 学習 推進			
		6	多文化共生社会に の学習の推進	①	生涯スポーツ・文化・ する学びの機会の充	7	文学に深く夢講座/文章講座(学生)					0				
		7	ふるさと教育の推	②	地域への関心を高め 機会の充実	8	いわき再発見講座		0							
				②	まちづくりへの関心を ちづくり活動を促す学 の充実	9	環境・まちづくり講座		0							
		8	学びの実践の場と ボランティア活動	①	地域ボランティアの 環境整備	9	ボランティア養成講座		0							
						10	青少年ボランティア事業	0								
				②	地域ぐるみの子育て づくり	10	青少年との平和シンポジウム	0								
						10	子どもと遊ぼう	0								
		9	市民のキャリア形 成	①	職業観やチャレンジ精 神の提供	11	いわき・わくわく「しごと塾」	0								
		1	学習活動のネット による地域の教育 向上	①	様々な人や機関をつ つる人材のネットワー ク	12	市民大学理事会	0								
						12	子ども読書活動推進庁内検討委員会									
						12	学校・家庭・地域パートナ ーシップ	0								
				②	学校・家庭・地域の協 働	12	青少年・家庭教育研修	0								
						12	学校図書館との連携			0						
						13	サークル企画学校体験講座	0								
						13	学校・家庭・地域パートナ ーシップ	0								
						13	いわき防災サマーキャンプ事業	0								
		1	「生涯学習」と「ま ちづくり」の連携の 推進	①	各関係機関が協働し 学習を推進する体制の 整備	13	公民館種別協議会	0								
						13	社会教育委員の会議	0								
						13	エネスコ活動に対する支援	0								
						13	生涯学習推進本部	0								
							合計138事業、うち48事業	2	1	7	1	1	2	2		

(2) 「基本計画及び実施計画」と「いわき市スポーツ推進基本計画」との関係

「いわき市スポーツ推進基本計画」に関しては、後述のスポーツ振興課の中で詳細説明を行うが、「基本計画及び実施計画」での成果指標の他に、独自の指標も合わせ持っている。

なお、子どもの体力・運動能力向上では、学校体育の充実・運動部活動の充実等も関係するが、ここでは学校体育以外の観点からの記載である。

「基本計画及び実施計画」		「いわき市スポーツ推進基本計画」	
事業の No	事業名	方向性 のNo	基本視点
2(2)-1	生涯スポーツ振興事業	1	生涯スポーツの推進
2(2)-3 2(2)-9	スポーツ大会事業 めざせオリンピック・トップアスリート養成事業	2	競技スポーツの推進
2(2)-1 2(2)-2 2(2)-3	生涯スポーツ振興事業 親子体力向上セミナー事業 スポーツ大会事業	3	子どもの体力・運動能力 向上
2(2)-1 2(2)-8 2(2)-9	生涯スポーツ振興事業 スポーツ学開設事業 めざせオリンピック・トップアスリート養成事業	4	スポーツ団体・指導者の 育成
		5	スポーツ施設等の充実
2(2)-4 2(2)-5 2(2)-6 2(2)-7	スポーツイベント誘致推進事業 スポーツイベント開催支援事業 いわきサンシャインマラソン補助金 オリンピック・パラリンピック誘致推進事業	6	スポーツ交流の推進

4 関連する施設

市の教育委員会事務局所管の施設として、各公民館、文化センター、生涯学習プラザ、各少年センター、総合図書館を始めとする市立図書館がある。また、文化スポーツ室所管の施設として、いわき芸術文化交流館（アリオス）、文化スポーツ室文化振興課所管の施設として、各市民会館、いわき市立美術館、いわき市アンモナイトセンター、いわき市考古資料館、いわき市立草野心平記念文学館及び草野心平生家、いわき市暮らしの伝承郷、文化スポーツ室スポーツ振興課所管の施設として、地区体育館や市民運動場、総合体育館や陸上競技場等を擁する上荒川公園他 38 施設がある。

また、上記以外の市の部課が所管する施設として、いわき市石炭・化石館、いわき市勿来関文学歴史館、いわき市海竜の里センター、いわきグリーンスタジアム等を擁する 21 世紀の森公園等がある。

5 監査の結果及び意見

(1) 「いわき市教育大綱」の個別計画について

「いわき市教育大綱」と関係する個別計画として、「Ⅱ生涯を通じた学習活動の推進」に関しては「第 5 期生涯学習推進計画」、また「Ⅳ生涯にわたるスポーツライフの実現」に関しては「スポーツ推進基本計画」がある。

しかし、「Ⅴ地域に根ざした市民文化の継承と創造」に関しては個別計画が策定されていない状況である。「Ⅴ地域に根ざした市民文化の継承と創造」に関しては、領域が広く、

またそれを統合して市民文化によるまちづくりまで捉えて計画を作成しようとするれば、時間を要するものと考えられるが、計画の策定とその実行により、市民の「ふるさといわき」に対する思いや誇りに繋がることを期待できることを考えれば、作成することが必要と考える。【意見】

(2) 外部有識者による事業評価について

今回対象とした各課・各部署での外部有識者の事業評価に関し、現在は以下のようになっている。

外部有識者による外部評価	生涯学習課	図書館	文化振興課	美術館	アリオス	スポーツ振興課	評価方法	注
設置審議会等	△	○	△	○		○	全体としての事業評価	*1、*5
社会教育委員の会議	○	○	○	○	○	○	全体としての事業評価	
生涯学習推進本部会議	○	○	△	○	△	△	個別事業ごとの評価	*2、*5
教育委員会の事務の点検・評価	○	○	△	○			個別事業ごとの評価	*3、*5
独自の外部評価書を入手					○		個別事業ごとの評価	*4

*1 生涯学習課の公民館運営に関しては公民館運営審議会、文化振興課の文化財保護に関しては文化財保護審議会により評価が行われている。

*2 文化振興課、アリオス及びスポーツ振興課の事業に関しては、その一部が生涯学習推進計画の事業となっているため、その事業につき評価が行われている。

*3 地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本となるべき事項を定めた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その報告書は議会に提出されるとともに公表され、関係者で共有、今後の事業展開等へ反映・役立てることが期待されている。

*4 外部評価機関に委託して報告書を入手している。

*5 △は各課・各施設の事業の一部のみ評価対象となっていることを意味している。

市では、現在、「基本計画及び実施計画」、ひいては「いわき市教育大綱」の実現を目指して、事業を展開しているが、各事業は、毎年度ローリング方式にて行っている。具体的には、各主管部署が独自に調査・評価した調書を総合政策部に提出し、総合政策部は各主管部署へヒアリングを実施後、次年度の事業実施に向け必要な場合には修正を行うこととなる。

以上のような流れであるが、各主管部署が独自に調査・評価したものに対して、提出前に外部有識者の視点が入れば、より一層各事業の評価と次年度以降の事業実施へ向けてのローリングの正確性、また計画達成に対する精度も高まっていくものと考えられる。その点、今回対象とした各課・各部署での外部有識者が行う個別事業評価は利用できるものとするが、以下の点につき検討することが望ましい。【意見】

- ① 生涯学習推進本部会議は、「第 5 期いわき市生涯学習推進計画」の各事業を評価するが、生涯学習からの視点なので、必ずしも「基本計画及び実施計画」の各事業を全て取り込んではいない。前述の「基本計画及び実施計画」と「第 5 期いわき市生涯学習推進計画」との関係表で言えば、生涯学習課の事業は全て取り込まれているが、スポーツ振興課は特に「触れる機会の提供や応援する・支える」事業の部分、また文化振興課はほとんどの部分が取り込まれていない。また、教育委員会の事務の点検・評価に関しては深度ある調査・評価が行われているが、毎年各事業全てが行われるわけではなく、また、平成 28 年 4 月より市長部局に権限が移管された部分に関しては対象外となっている。したがって、該当する事業に関しては、何らかの外部有識者による事業評価を取り入れることが望ましい。
- ② 文化振興課、アリオス及びスポーツ振興課の事業の一部に関しては、「第 5 期いわき市生涯学習推進計画」に取り込まれているが、「事業計画及び実施計画」での事業を網羅的に検討評価する場の設定が望まれる。
- ③ 現在の事業評価は主として定性的評価の傾向が強いが、今後は定量的な成果指標の達成状況も踏まえての検討評価が望まれる。

第4章 各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について

第1 生涯学習課

1 生涯学習課の概要

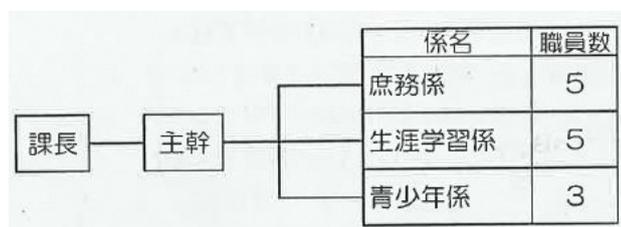
(1) 事務分掌

前述したように、「社会教育法第一章総則 第五条の市町村の教育委員会の事務」に関する大半を行うのが生涯学習課である。生涯学習課における事務分掌は以下の通りとされている。

- 1) 生涯学習の総合企画及び総合調整に関すること。
- 2) 社会教育施設の設置及び整備に関すること。
- 3) 社会教育関係団体に関すること。
- 4) 社会教育委員及び会議に関すること。
- 5) 成人教育に関すること。
- 6) ユネスコ活動に関すること。
- 7) 青少年の健全育成に関すること。
- 8) 家庭教育の支援に関すること。
- 9) 地域教育の推進に関すること。
- 10) 青少年問題協議会に関すること。
- 11) 公民館、図書館その他社会教育機関に関すること。
- 12) 少年センターに関すること。
- 13) 生涯学習プラザに関すること。

(2) 組織・人員体制

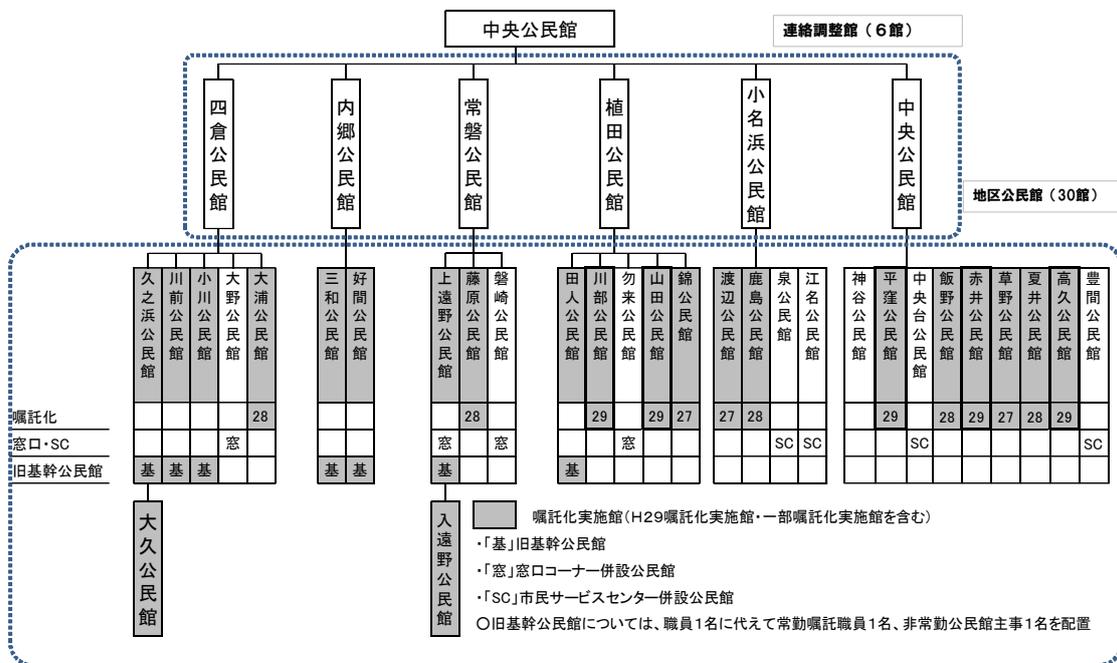
生涯学習課は教育委員会事務局の下に設置され、課長及び主幹、その下で庶務係5名、生涯学習係5名、青少年係3名の体制となっている。



また、その施策を実施する所管施設として、各地域にある36公民館、生涯学習プラザ、6少年センターが配置されている。なお、中央公民館には文化センターが併設されている。

市の公民館は、以下のように市内を6ブロックに区切り6つの「連絡調整館」、その下に30の「地区公民館」が配置されている。

公民館の機構図



また、各公民館の職員数は以下のようになっている。なお、現在、連絡調整館を除く公民館職員については、段階的に嘱託化及び人員増による配置体制の変更を行っており、土日を含めて職員が常駐する体制の中で、勤労世代を含む多様な学習ニーズに即した事業展開や、土日等に展開される地域づくり活動支援等ができるサービス体制を構築しようとしている。

公民館	職員数				公民館	職員数			
	正規	再任用 (短期)	嘱託			正規	再任用 (短期)	嘱託	
			常勤	非常勤				常勤	非常勤
1 中央公民館	8	4	2		20 川部公民館			1	2
2 豊間公民館	1				21 常磐公民館	4			
3 高久公民館			1	2	22 磐崎公民館	1			1
4 夏井公民館			1	2	23 藤原公民館			1	2
5 草野公民館			1	2	24 内郷公民館	3		1	
6 赤井公民館			1	2	25 四倉公民館	3			
7 飯野公民館			1	2	26 大浦公民館			1	2
8 中央台公民館	2				27 大野公民館	1			1
9 平窪公民館			1	2	28 上遠野公民館	1		1	1
10 神谷公民館	1			1	29 入遠野公民館	上遠野公民館が兼務			
11 小名浜公民館	6		1		30 小川公民館	1		1	1
12 江名公民館	1			1	31 好間公民館	1		2	
13 泉公民館	2				32 三和公民館	1		1	1
14 渡辺公民館			1	2	33 田人公民館	1		1	1
15 鹿島公民館			1	2	34 川前公民館	1		1	1
16 植田公民館	4	2	1		35 久之浜公民館	1		1	1
17 錦公民館			1	2	36 大久公民館	久之浜公民館が兼務			
18 勿来公民館	1			1	合計	45	6	26	37
19 山田公民館				1					

(3) 各地区公民館の運営評価体制について

各公民館の運営の評価体制として公民館運営審議会（以下、「運営審議会」という。）がある。社会教育法第 29 条 1 項及び 2 項において、公民館に運営審議会を置くことができるとされ、その役割は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとされている。

平成 28 年度までは、各公民館を支所地区毎に束ね、13 地区の運営審議会が設けられ、年 4 回の定例会の他、必要の都度臨時会が招集される仕組みであった。運営審議会の審議内容は、公民館運営審議会開催報告書（以下、「運営審議会開催報告書」という。）にまとめられ、生涯学習課へ報告・回付された後承認を受ける。

運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱したものとされる。

各地区の運営審議会の定数は以下のとおりである。

中央	小名浜	植田	常磐	内郷	四倉	遠野
10 人	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人	5 人
小川	好間	三和	田人	川前	久之浜	
5 人	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人	

なお、平成 28 年 3 月に出た社会教育委員の会議における答申等により、平成 29 年度からはその体制が以下のように見直されることとなったが、見直しの趣旨は、運営審議会がより実のあるかつ幅広い議論の場となることを目的としている。

- ・公民館ごとに 1 名の運営審議会委員を選任する他、地区の小中学校教員も委員に選任。
 - ・運営審議会を連絡調整館ごとに集約（13 審議会⇒6 審議会）。したがって、上表の遠野から久之浜までの運営審議会は廃止され、廃止された運営審議会は、植田、常磐、内郷、四倉に集約されることとなった。
 - ・各運営審議会から代表者を選任し、市全域の公民館運営に関する協議の場を組織する。
- また、新しい運営審議会では以下の役割が期待されている。
- ・複数の公民館を比較した事業内容の審議や公民館が連携した事業展開が進むこと。
 - ・市全体で審議すべき公民館運営の課題等について検討できるようにすること。

2 生涯学習課に係る重要施策

(1) 公民館の運営

① 市民講座

地域住民に対して多彩な学習機会を提供することを目的として、市内 36 公民館で、それぞれの地域の特性を生かした講座や、地域の市民団体と連携した事業などを実施し、地域住民の生涯学習を推進する。

過去 3 年間の実施状況は以下のとおりである。

実施年	講座数（前期）	講座数（後期）	年間受講者数
平成 26 年度	226 講座	183 講座	8,752 人
平成 27 年度	241 講座	193 講座	8,264 人
平成 28 年度	242 講座	215 講座	8,825 人

② 成人式事業

現在は 13 会場（支所単位）に分散し実施しており、記念行事を中学校単位の同窓会形式や抽選会等、地区ごとに特色ある内容で実施することで、ここ 10 年は概ね 75%を超える高い出席率を維持している。

③ 土曜学習推進事業

現在の学校週 5 日制は、学校・家庭・地域の三者が連携し、役割分担しながら、社会全体で子どもを育てるという基本理念を踏まえて導入されたものである一方、土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子どもたちも少なからず存在するとの指摘がある。

このことから、地域の多様な経験・技能を持つ人材・企業・高等教育機関等の協力の下、学校・家庭・地域と公民館が連携し、地域の教育力を高めながら、子どもたちの成長を支えるより豊かな教育環境を提供するため、主として土曜日に、体系的・継続的な「土曜学習」プログラムを計画・実施する。平成 27 年度から実施。

（平成 28 年度実施校）（13 校）

平第二小学校、中央台南小学校、小名浜第二小学校、渡辺小学校、汐見が丘小学校、錦小学校、湯本第一小学校、湯本第二小学校、御厩小学校、好間第一小学校、四倉小学校、小川小学校、小玉小学校

④ いわき防災サマーキャンプ事業

防災をテーマとした宿泊体験や体験学習プログラムを通して、災害時等の困難な状況においても、自ら考え、互いに助け合い、生き抜くための知識と体験を提供することにより、本市の復興を担う子どもたちの防災意識を高め、他者を思いやる心や行動力などの“生きる力”を育むとともに、事業の企画・運営に地域住民の参画を得ながら実施することで、防災教育の推進や地域防災力の向上、地域の絆づくりに繋がることを目指す。平成 24 年度から実施。

会場 市内 6 地区（連絡調整館内）の公民館または学校等

日程 夏休み期間中の 2 日間（1 泊 2 日）

活動内容 防災体験プログラム、避難所宿泊体験、非常食・炊き出し体験など

対象者 小学 4～6 年生（各地区 32 名程度）

その他、生涯学習のための地区住民のサークル・会議等の利用のために貸館事業を行っている。公民館の利用状況は以下のとおりである。

公民館	公民館施設利用状況						
	公民館事業		サークル、会議等の利用		合計		
	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)	
1	中央公民館	163	5,783	5,466	176,043	5,629	181,826
2	豊間公民館	110	2,192	180	2,046	290	4,238
3	高久公民館	52	960	677	7,606	729	8,566
4	夏井公民館	127	2,183	606	5,519	733	7,702
5	草野公民館	121	4,067	958	14,312	1,079	18,379
6	赤井公民館	89	3,742	1,164	15,960	1,253	19,702
7	飯野公民館	104	2,620	1,060	12,269	1,164	14,889
8	中央台公民館	134	4,009	2,500	50,376	2,634	54,385
9	平窪公民館	69	2,379	1,174	13,617	1,243	15,996
10	神谷公民館	84	2,270	970	10,164	1,054	12,434
11	小名浜公民館	187	7,561	3,280	58,727	3,467	66,288
12	江名公民館	78	1,161	649	6,695	727	7,856
13	泉公民館	96	4,390	1,827	32,649	1,923	37,039
14	渡辺公民館	76	1,670	686	9,174	762	10,844
15	鹿島公民館	75	1,651	1,073	11,433	1,148	13,084
16	植田公民館	101	4,716	1,942	32,863	2,043	37,579
17	錦公民館	59	1,530	1,045	13,493	1,104	15,023
18	勿来公民館	75	1,542	1,092	16,136	1,167	17,678
19	山田公民館	89	2,903	1,021	15,822	1,110	18,725
20	川部公民館	70	1,515	788	9,572	858	11,087
21	常磐公民館	41	2,836	1,618	22,792	1,659	25,628
22	磐崎公民館	114	3,023	990	9,955	1,104	12,978
23	藤原公民館	102	2,527	1,368	18,221	1,470	20,748
24	内郷公民館	136	6,511	2,995	41,064	3,131	47,575
25	四倉公民館	135	4,667	1,606	20,333	1,741	25,000
26	大浦公民館	70	1,567	1,132	10,463	1,202	12,030
27	大野公民館	56	740	233	2,497	289	3,237
28	上遠野公民館	66	1,590	674	9,143	740	10,733
29	入遠野公民館	11	129	137	2,354	148	2,483
30	小川公民館	99	2,220	595	9,885	694	12,105
31	好間公民館	72	2,392	1,973	33,304	2,045	35,696
32	三和公民館	67	2,088	773	13,915	840	16,003
33	田人公民館	74	5,957	755	12,519	829	18,476
34	川前公民館	51	601	97	1,615	148	2,216
35	久之浜公民館	88	2,445	772	13,312	860	15,757
36	大久公民館	33	419	321	4,903	354	5,322
	合計	3,174	98,556	44,197	740,751	47,371	839,307

(2) 生涯学習プラザの運営

市民の生涯学習活動や交流活動をより一層促進するため、子どもからお年寄りまで市民の誰もがいつでも気軽に利用でき、高度情報化社会にも対応した設備を有する生涯学習施設として平成14年4月に開館した。

生涯学習プラザでは、①生涯学習に関する様々な情報を収集・発信、②市民の交流の場の提供、③高度で専門的（ICT活用事業、市民大学等）、又は地域を超えた枠組みの学習講座の提供、④学習サークルやボランティア・グループ等の活動の場の提供、⑤公民館、図書館などの生涯学習施設と連携した情報提供の他、市民講師等の養成活動等も行っており、各公民館の補完機能も有している。

入館者の推移は以下の通りである。

(単位：人)

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
109,004	117,515	107,857	113,194	108,664

(3) 青少年育成活動

少年補導員の活動及び非行防止、青少年健全育成に関する事業の円滑な運営を行う。

(4) 生涯学習の総合企画や総合調整等

社会教育委員の会議や生涯学習推進本部会議の事務局として会議の円滑な運営を行う。

3 決算の状況

(1) 歳入の状況

過去5年間の歳入額は現年に関しては27百万円～100百万円で推移している。主な変動要因は、教育費国庫補助金及び教育費国庫委託金（平成26年度）、市債による施設整備事業収入（平成27年度）によるものである。

〈現年〉

(単位:千円)

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
款項目	細節名					
13	使用料及び手数料	15,687	16,561	17,691	17,110	15,478
1	使用料	15,687	16,561	17,691	17,110	15,478
9	教育使用料	15,687	16,561	17,691	17,110	15,478
	公民館使用料	3,373	3,331	2,946	3,016	3,306
	文化センター使用料	9,272	10,010	11,880	11,299	9,383
	生涯学習プラザ使用料	2,787	2,973	2,641	2,588	2,597
	電柱設置等使用料	255	246	224	207	193
14	国庫支出金	15,062	19,514	78,588	15,590	8,404
2	国庫補助金	872	-	58,521	-	-
5	土木費国庫補助金	-	-	-	-	4,969
	社会資本整備総合交付金	-	-	-	-	4,969
7	教育費国庫補助金	872	-	58,521	-	-
	社会教育施設等災害復旧費国庫補助金	872	-	58,521	-	-
3	社会教育費国庫委託金	14,190	19,514	20,067	15,590	8,404
4	教育費国庫委託金	14,190	19,514	20,067	15,590	8,404
	学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生事業	14,190	19,514	20,067	15,590	-
	仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ再生事業	-	-	-	-	8,404
16	財産収入	720	720	149	149	149
1	財産運用収入	720	720	149	149	149
1	財産貸付収入	720	720	149	149	149
	自動販売機等設置敷地貸付収入	720	720	149	149	149
20	諸収入	3,123	3,439	3,734	3,665	3,265
6	雑入	3,123	3,439	3,734	3,665	3,265
3	雑入	3,123	3,439	3,734	3,665	3,265
	保険料被保険者負担金	169	171	165	243	376
	私用電話料	54	70	49	40	38
	私用電気料	617	673	758	655	501
	自販機電気料	553	625	632	556	459
	私用水道料	263	263	265	302	284
	私用ガス料	614	670	723	757	659
	公衆電話受託手数料	3	3	2	1	0
	私用下水道料	146	143	156	180	173
	太陽光発電施設売電収入	443	613	761	728	513
	その他の雑入	263	209	223	203	264
	いわき防災サマーキャンプ事業収入	263	209	223	203	264
21	市債	-	-	-	32,500	-
1	市債	-	-	-	32,500	-
7	教育債	-	-	-	32,500	-
	社会教育施設整備事業債	-	-	-	32,500	-
	合計	34,592	40,234	100,162	69,014	27,297

<通次繰越>

(単位:千円)

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
款項目	細節名					
14	国庫支出金	-	-	36,787	-	-
2	国庫補助金	-	-	36,787	-	-
5	災害復旧費国庫補助金	-	-	36,787	-	-
	社会教育施設等災害復旧費国庫補助金	-	-	36,787	-	-
合計		-	-	36,787	-	-

<繰越明許>

14	国庫支出金	1,556	4,720	-	-	5,887
2	国庫補助金	1,556	4,720	-	-	5,887
5	災害復旧費国庫補助金	1,556	-	-	-	5,887
	社会教育施設等災害復旧費国庫補助金	1,556	-	-	-	-
	社会資本総合交付金	-	-	-	-	5,887
7	社会教育費国庫補助金	-	4,720	1,351	-	-
	防災・安全交付金	-	4,720	1,351	-	-
15	県支出金	-	-	-	-	93,017
2	県補助金	-	-	-	-	93,017
8	教育費県補助金	-	-	-	-	93,017
	生活拠点における交流促進事業費県補助金	-	-	-	-	93,017
21	市債	-	-	2,700	-	39,800
1	市債	-	-	2,700	-	39,800
7	教育債	-	-	2,700	-	39,800
	一般補助金整備等事業債	-	-	2,700	-	-
	社会教育施設整備事業債	-	-	-	-	39,800
合計		1,556	4,720	4,051	-	138,704

(2) 歳出の状況

過去5年間の歳出額は現年に関しては559百万円～680百万円で推移している。主な変動要因は、市立公民館建設事業費(平成24年度～平成26年度)によるものである。

(単位:千円)

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
款項目	中事業名					
生涯学習課合計(現年)		633,733	616,192	680,394	559,984	559,753
10	教育費	633,733	616,192	680,394	559,984	559,753
1	教育総務費	-	17,007	-	-	-
4	総合教育センター費	-	17,007	-	-	-
	教職員研修等事務費	-	40	-	-	-
	青少年育成運営費	-	9,147	-	-	-
	青少年問題協議会委員報酬	-	108	-	-	-
	青少年団体補助金	-	3,780	-	-	-
	放課後子ども教室推進事業費	-	3,932	-	-	-

(単位:千円)

款	項	目	事業	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
			中事業名					
5			社会教育費	633,733	599,185	680,394	559,984	559,753
	1		社会教育総務費	123,812	118,676	138,307	130,287	129,483
			生涯学習プラザ管理運営費	14,640	14,640	15,060	15,060	15,060
			生涯学習プラザ管理運営費 指定管理分	87,967	87,967	89,716	85,320	85,432
			生涯学習推進事業費	539	308	305	179	102
			市役所出前講座事業費	440	470	492	492	465
			市民大学講座事業費	3,532	3,532	3,633	3,633	3,633
			学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業費	2,262	2,251	2,165	2,286	1,918
			(緊急雇用)いわきまなびあいバンク普及活用事業費	4,932	-	-	-	-
			青少年育成運営費	-	-	9,626	9,608	9,348
			青少年問題協議会委員報酬	-	-	125	116	100
			青少年団体補助金	-	-	3,780	3,780	3,703
			放課後子ども教室推進事業費	-	-	3,840	-	-
			社会教育委員報酬	6,665	6,757	6,815	6,790	6,782
			社会教育関係団体等運営費補助金	540	540	540	540	540
			事務費等	2,295	2,211	2,211	2,482	2,401
	2		公民館費	273,839	258,603	281,193	332,494	342,984
			公民館運営審議会委員報酬	2,042	2,200	2,141	2,191	2,158
			施設管理運営費	134,873	129,256	132,010	131,723	133,200
			施設管理運営費 臨時経費分	12,327	4,410	6,286	11,459	46,123
			公用車購入費	818	-	-	-	-
			施設管理運営費 公民館嘱託職員賃金	38,399	39,412	38,237	58,056	113,855
			江名公民館施設管理運営費	-	-	-	1,763	2,026
			久之浜地区防災拠点施設(津波避難ビル)整備事業分	-	-	-	9,680	-
			市立公民館大規模改修事業費	16,086	16,584	7,500	15,111	-
			市立公民館耐震化事業費	18,214	11,760	37,135	49,938	-
			江名仮設公民館施設管理運営費	1,161	1,153	1,172	-	-
			市立公民館受水槽施設改良事業費	-	740	-	-	-
			津波避難ビル(公民館)整備事業費	-	252	3,550	-	-
			教育活動推進費	29,527	30,708	30,340	30,819	30,486
			市民講師活用事業費	706	720	654	665	597
			成人式事業費	7,347	7,447	7,468	7,160	7,799
			いわき防災サマーキャンプ事業費	6,408	7,321	8,139	6,957	3,279
			いわき・わくわく「しごと塾」事業費	5,931	6,640	6,559	5,102	1,045
			土曜学習推進モデル事業費	-	-	-	1,871	2,416

(単位:千円)

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
款	目					
	中事業名					
	4 文化センター費	154,407	98,692	92,753	97,204	87,286
	施設管理運営費	84,984	90,555	92,753	87,574	87,286
	用地取得事業費	62,792	-	-	-	-
	臨時経費分	6,631	-	-	-	-
	施設整備費	-	8,138	-	-	-
	文化センター耐震化事業費	-	-	-	9,630	-
	8 社会教育施設建設費	81,675	123,214	168,141	-	-
	市立公民館建設事業費	81,675	123,214	168,141	-	-
	鹿島公民館交流施設整備事業費	-	-	-	-	-

生涯学習課合計(通次繰越)		-	-	21,405	-	-
10	教育費	-	-	21,405	-	-
	5 社会教育費	-	-	21,405	-	-
	8 社会教育施設建設費	-	-	21,405	-	-
	市立公民館建設事業費	-	-	21,405	-	-

生涯学習課合計(繰越明許)		2,520	24,758	34,731	192,391	181,912
10	教育費	-	24,758	34,731	192,391	181,912
	5 社会教育費	-	24,758	34,731	192,391	181,912
	2 公民館費	-	16,481	4,054	169,864	72,982
	施設管理運営費	-	10,596	-	-	-
	市立公民館大規模改修事業費	-	-	-	6,162	14,052
	市立公民館耐震化事業費	-	5,885	4,054	163,702	58,930
	4 文化センター費	-	8,277	-	-	15,913
	文化センター耐震化事業費	-	8,277	-	-	15,913
	8 社会教育施設建設費	-	-	30,677	22,527	93,017
	鹿島公民館交流施設整備事業費	-	-	-	-	93,017
	市立公民館建設事業費	-	-	30,677	22,527	-
11	災害復旧費	2,520	-	-	-	-
	4 文教施設災害復旧費	2,520	-	-	-	-
	2 社会教育施設災害復旧費	2,520	-	-	-	-
	現年度災害発生災害復旧費(補助)	2,520	-	-	-	-

(3) 平成 28 年度の主な歳出（委託費等）の状況

生涯学習課の歳出（委託費等）より中事業名の区分で 20,000 千円以上のものは全て、20,000 千円未満のものも適宜抽出し、その中の細目から任意に抽出したのに対して下記に記載した上で、監査手続を実施している。

・社会教育費（現年）

（単位：円）

目	番号	中区分	決算額	内、主なもの	決算額	業者名		
1 社会教育総務費	①	生涯学習プラザ管理運営費	15,059,520	生涯学習プラザ管理運営費	15,059,520	ティーワンビル管理組合		
	②	生涯学習プラザ管理運営費 指定管理分	85,432,000	生涯学習プラザ管理運営費 指定管理分	85,432,000	(公財)いわき市教育文化事業団		
2 公民館費	③	施設管理運営費	133,199,869	いわき市立平窪公民館外21 館清掃業務委託	8,502,589	いわき市シルバー人材セ ンター		
				内郷公民館冷暖房(空調)給 排水管理業務委託	3,499,200	常光サービス(株)		
				公民館機械警備業務委託 (南地区)	3,330,720	(株)ジェイ・ケア・リアルタ イム		
				植田公民館冷暖房(空調)給 排水管理業務委託	3,240,000	(有)虹工房		
				小名浜公民館清掃業務委託	3,499,200	キョウワプロテック(株)		
				④ 施設管理運営費 臨時経費分	46,122,520	小川公民館用地(小川浄水 場跡地)取得	45,589,000	-
				⑤ 施設管理運営費 公民館嘱託 職員賃金	113,855,227	施設管理運営費 公民館嘱 託職員賃金	113,855,227	-
⑥ 教育活動推進費	30,486,430	教育活動推進費	30,486,430	-				
4 文化センター費	⑦	施設管理運営費	87,286,227	電気設備冷暖房(空調)給排 水管理業務委託	11,858,400	東京美装興業(株)		
				清掃業務委託	17,434,980	(株)角栄		
				駐車場管理業務委託	3,406,536	いわき市シルバー人材セ ンター		

- ① 生涯学習プラザ管理運営費
② 生涯学習プラザ管理運営費（指定管理分）

前述した生涯学習プラザの管理運営を行うための支出である。

①は、生涯学習プラザが入居する平一町目地区開発ビルの管理組合であるティーワンビル管理組合への共益費の支出である。②は、指定管理者への歳出である。市ではいわき市生涯学習プラザの管理運営について平成 18 年度から指定管理者制度を採用して以来、非公募により選定してきたが、今回より公募方式とした。

今回の指定管理者の公募にあたっては、従来からの指定管理者であり、市の外郭団体である公益財団法人いわき市教育文化事業団（以下、「いわき市教育文化事業団」という。）と他に 1 者が応募し、選定委員会の審査を経ていわき市教育文化事業団が選定された。期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間である。

- ③ 公民館施設管理運営費

市民の生涯学習のための機会の場合、年代を問わず地域住民が交流を図る場としての各公民館の維持管理等のための支出であり、主なものは以下の通りである。

- 1) いわき市立平窪公民館外 21 館清掃業務委託

平成 28 年度 1 年間、「高齢者等の雇用の安定化等に関する法律」による高齢者雇用の促進のため随意契約となった。

- 2) 内郷公民館冷暖房（空調）給排水管理業務委託

平成 28 年度から 2 年間、指名競争入札で決定した。

3) 公民館機械警備業務委託（南地区）

平成 27 年度から 5 年間、指名競争入札で決定した。

4) 植田公民館冷暖房（空調）給排水管理業務委託

平成 28 年度から 2 年間、指名競争入札によったが第 1 回目は不調、第 2 回目の入札で 1 者以外辞退し、結果としてその 1 者と随意契約となった。

5) 小名浜公民館清掃業務委託

平成 28 年度から 2 年間、指名競争入札で決定した。

④ 施設管理運営費臨時経費分

法定点検で改修を要するとして指摘を受けた設備、経年劣化の設備等の改修を早期に実施することで、施設機能の維持向上を図り安心して施設利用できるよう設備等を修繕するための支出である。なお、平成 29 年度は、いわき市水道局所有地を小川公民館用地として取得する費用が主たるものであり、鑑定評価金額に基づき取得した。

所在地	いわき市小川町上小川字下間戸門 45 番 1
地目	水道用地
地積	3,831.00 m ²
金額	45,589 千円 (3,831 m ² × 11,900/m ²)

⑤ 公民館嘱託職員賃金

前述したとおり連絡調整館以外の公民館は嘱託化を進めているが、その嘱託館長、嘱託職員、非常勤公民館主事、日々雇用職員等の賃金のための支出である。

⑥ 教育活動推進費

市内 36 公民館において、それぞれの地域の特性を生かした講座や地域の市民団体と連携した事業等を実施し、また、地域住民の生涯学習活動を推進するため市民講座等を実施するが、各種講座や事業に係る講師謝金及び費用弁償、各種需用費等のための支出である。

⑦ 文化センター施設管理運営費

文化センターの施設維持管理のための支出であり、主なものは以下の通りである。

1) 電気設備冷暖房（空調）業務委託

平成 28 年度から 2 年間、指名競争入札で決定した。

2) 清掃業務委託

平成 27 年度から 2 年間、指名競争入札で決定した。

・社会教育費（繰越明許）

（単位：円）

目	番号	中区分	決算額	内、主なもの	決算額	業者名
2公民館費	①	市立公民館耐震化事業費	58,929,770	常磐公民館耐震補強工事	58,929,770	常磐開発(株)
4文化センター費	②	文化センター耐震化事業費	15,913,080	文化センター耐震補強工事設計委託	15,913,080	(株)石本建築事務所
8社会教育施設建設費	③	鹿島公民館交流施設整備事業費	93,017,160	鹿島公民館交流施設整備工事	74,925,000	(株)作山工務所
				鹿島公民館交流施設整備電気設備工事	8,802,000	(有)斉藤電設工業
				鹿島公民館交流施設設計委託	7,560,000	(有)ノア・アーキテクト

① 常磐公民館耐震補強工事

施設利用者の安全性の確保や震災時に担った役割（避難所機能、救援物資配布など）を踏まえ、耐震補強工事を実施し、施設機能の強化及び地域防災の向上を図る。なお、空調設備についても、老朽化が著しく不具合も出ていることから併せて改修工事を行うための支出であり、全体工事費は最終的に 136,972,080 円である。

契約の理由は、「平成 27 年 11 月 25 日に入札を執行した結果、落札者を決定することが出来ませんでした。本工事は、復興事業計画に位置付けられた教育施設の耐震化に係る工事であり、早期に竣工できない場合、施設運営及び早期復興に著しく支障をきたすため、市公共施設の工事に多数の実績がある常磐開発と随意契約したい。なお、随意契約した場合、準備工等に係る期間について約 20 日間の工期を短縮することができる。」と掲げられている。また、工事は平成 27 年度から開始されたが工期が 1 年以上かかるため、議会の承認を得て平成 28 年度に繰り越された。

② 文化センター耐震補強工事設計委託

施設利用者の安全性の確保や震災時に担った役割（災害対策本部、市民相談窓口など）を踏まえ、文化センターの耐震補強工事を実施し、施設の強化及び地域防災の向上を図るための前段階としての設計業務を行うための支出であり、全体工事費は 25,046,280 円である。

契約は、「当初より同施設の構造を詳細に把握しており、契約を締結することにより調査設計期間を 30 日間短縮でき、委託額を縮減することができるため」との理由により随意契約となった。また、業務は平成 27 年度から開始されたが 1 年以上かかるため、議会の承認を得て平成 28 年度に繰り越された。

③ 鹿島公民館交流施設整備事業費

地域住民に幅広い生涯学習の場を提供するとともに、地域コミュニティの醸成等のため、鹿島公民館の西側に講堂を増築することを目的とした支出である。なお、避難者との交流のための活動拠点としての利用も期待されている。

内容は、増築のための建築費、電気設備工事、設計費等からなる。

契約は全て指名競争入札である。また、一部は平成 27 年度単年度県補助金を財源

としていたため、県の下承及び議会の承認を得て平成 28 年度に繰り越された。

4 監査の結果及び意見

(1) 設計金額の算定について

内郷公民館冷暖房（空調）給排水管理業務委託、植田公民館冷暖房（空調）給排水管理業務委託及び小名浜公民館清掃業務委託の 3 業務委託については平成 28 年度からの契約であるが、設計金額が人件費及び固定費の合計費用の積算額に過去 3 回の平均落札率を乗じて算定されていた。

担当者の説明では、円滑な入札事務執行等の観点から上記の算定を行っていたということであるが、これでは積算金額の一部を控除して算定されることになり、適正価格での発注を阻害することになり、今後の設計に当たっては留意が必要である。

なお、平成 29 年 2 月 15 日に財政部長より、上記の算定は不適切なものであるという通知を受け、平成 29 年度からの設計にあたってはその通知に基づき運用されている。

【意見】

(2) 公民館機械警備業務委託の入札額について

指名競争入札により、実績のある 6 者が入札に参加し、最終的には 13,620 千円で落札された。各入札者の入札額は下記の通りであるが乖離が著しい。

入札者	順位	入札額（千円）	
A		入札辞退	
B	5	250,000	
C	1	13,620	落札者
D	4	66,000	
E	3	32,640	
F	2	26,760	

担当者の説明では、入札に先立ち全指名業者を対象にした事前説明会を開催し、資料の配布や説明、質問の受付等を実施しているとのことである。

入札額は入札者の自由ではあるが、上記の場合、業務の性質から見てもそれほど差がつかないようにも思われ、このようなケースが散見されると、外部から見た場合、適切な入札行為・入札手続き等に疑義を抱かれる可能性もあり、入札者に事情を問い合わせる等して状況を把握しておくことが望まれる。【意見】

(3) 起案書の記載不備について

常磐公民館耐震補強工事及び鹿島公民館交流施設整備電気設備工事に関し、起案書

の決裁状況を確認した結果、起案書に決裁日等の記載が漏れており、いわき市文書等管理規程に違反しているものが散見された。【指摘事項】

押印決裁起案の場合にあっては決裁後の起案文書に決裁者が決裁した年月日を記入することが規定されている。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底する必要がある。

なお、監査はあくまでもサンプルを抽出した上で実施しているため、すべての事案を確認したわけではない。そのため、今回確認された以外の事案についても同様に記載が漏れている可能性がある。本件に限らず、すべての起案文書に対して再度記載を徹底するように取り組まれない。

(決裁年月日) いわき市文書等管理規程より抜粋

第 35 条 決裁が終了したときは、当該起案が電子決裁起案の場合にあっては文書管理システムに当該起案に係る決裁の終了に関し必要な事項を登録し、押印決裁起案の場合にあっては決裁後の起案文書（以下「決裁文書」という。）に決裁者が決裁した年月日（以下「決裁年月日」という。）を記入するものとする。

(4) 常磐公民館耐震補強工事における随意契約確認表について

随意契約の内容について、担当課 2 名による確認が実施されている。随意契約確認表にはその理由が記載されており、工期短縮期間を明記しているが、標準工期 431 日間のところ、随意契約時の所要工期は 421 日と算定されており 10 日短縮と記載すべきところ、約 20 日間短縮と記載を誤っており、チェックの徹底が必要である。【指摘事項】

(5) 生涯学習プラザの再委託について

生涯学習プラザの主要事業の一つに、IT に関連した学習支援事業がある。生涯学習プラザは、いわき市教育文化事業団が指定管理者となり業務を行っているが、IT に関連した学習支援業務は再委託している。基本協定書第 15 条第 1 項「再委託の禁止」の規定に基づき、再委託可能な業務は仕様書で定められているが当該業務の記載はない。但し、それ以外であっても「但し予め甲の承諾を得たときはこの限りではない。」として再委託の余地が残されており、協定締結段階で当該業務の再委託に関して協議されていると考えられるが、その経過を記した文書がない。当該事項は例外事項でありその経緯を文書で残すことが望ましいと考える。【意見】

(6) 指定管理者施設管理状況評価票における収支状況について

ホームページで公表されている指定管理者の施設管理状況評価票において、その中の「4. 使用料・利用料・経費の推移（決算額）」の収支と、先方が作成している決算実績値との間で以下のように差異が生じている。これは指定管理者であるいわき市教

育文化事業団から提出される施設指定管理料決算調書において実績値から調整された後の数値を、市がそのまま記載してしまっているためであるが、収支は、当年度の業績評価や当年度の予算設定において重要であり、いわき市教育文化事業団に適切な報告を行わせるとともに、市側も適切な数値は何かを十分確認し公表を行う必要がある。

【指摘事項】

(単位千円)

施設管理状況評価票			決算実績値		
収入	委託料	85,432	収入	委託料	85,432
支出		85,432	支出		83,401
収支		0	収支		2,031

* 上記決算実績値はいわき市教育文化事業団の決算実績値に基づいている。

(7) 生涯学習プラザ管理運営費（ティーワンビル共益費）の支払期日について

平成 28 年度の生涯学習プラザの管理運営費は、平成 28 年 5 月 27 日に開催された平成 28 年度ティーワンビル管理組合総会及び施設部会において議決された平成 28 年度の収支予算に基づき支払われている。

その支払期日について、ティーワンビル管理規約では「当月分は前月の末日まで一括して徴収する。」こととされている（第 70 条第 1 項）が、実際には当月初めに支払われている。これは、ティーワンビルの区分所有者が多いため、管理組合の事務都合から請求書の発行が当月にずれ込み、区分所有者の一人である市もそれに基づき支払っているためとのことであるが、市の対応としては、現在管理規約違反となっている状況を是正するよう、ティーワンビル管理組合に働きかけを行うことが望まれる。【意見】

(8) 公民館運営審議会の開催について

いわき市公民館条例第 10 条（公民館運営審議会）において、運営審議会の委員の資格や定数が定められている。運営審議会開催報告書をレビューした結果、四倉地区について委員は 8 名とされているところ、平成 28 年 10 月 26 日に開催された第 2 回運営審議会においては 4 名のみ出席であり、以下のように定足数を満たしていない。

当初 7 名の出席で準備を進めていたが、開催直前になり 3 名の委員より急きょ欠席の連絡を受け 4 名となったが、報告事項のみであったため 4 名で開催したとのことであるが、いわき市公民館運営審議会規則第 4 条によれば、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することはできないとされており規則違反であり、開催日の当日の変更も含めて対処すべきであった。今後十分留意する必要がある。【指摘事項】

いわき市公民館運営審議会規則

第 4 条（会議）3 項 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(9) 公民館運営審議会開催報告書の記載事項について

運営審議会開催後、審議の議事を記した運営審議会開催報告書が作成されるが、レビューした結果、以下の議事録作成の基本的事項につき不十分であり、今後改善が望まれる。【意見】

① 運営審議会開催報告書での出席者氏名等の記載

大半の運営審議会開催報告書において、出席者数欄に出席者数が記載されているのみであった。パターンとしては以下の通りである。

- 1) 出席者総数と内書きで委員会報酬支給者数を記載。
- 2) 出席者総数と内書きで委員会報酬支給者数を記載する他委員以外の出席者数を記載。
- 3) 出席者総数のみ記載。

運営審議会の議事内容に各自関係者が責任を持つために、運営審議会開催報告書では、当日の出席委員の他出席した関係者の氏名、また委員については欠席者の氏名を明瞭に記載する必要がある。

② 閉会時間の記載

審議会の議事時間について、開始時間は記載されているが閉会時間が記載されず議事時間が不明なケースも目立った。審議時間は審議に関し十分な審議がなされたかを見る尺度の一つであり記載することが必要である。

③ 協議・報告事項の明確化

議題が協議・報告事項に区別されず羅列されており、外部から見た場合、協議・決議事項がどれか明確でない運営審議会開催報告書も目立った。協議事項が決議されたか等わかるよう区別しての記載が必要である。

(10) 生涯学習課での公民館運営審議会開催報告書の検印について

運営審議会開催報告書は、生涯学習課に提出・回覧され関係者が検印をしている。常磐地区及び遠野地区を除いた開催報告書に関しては、関係者全員の検印があったが、両地区のものに関しては、課長・係長等最低限の承認者の検印しかなく全員に回覧されなかったものと思われる。今後は、情報共有の意味で常に関係者全員に回覧されることが望まれる。【意見】

(11) 事業計画と公民館運営審議会での審議内容について

公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ各種の事業の企画実施につき調査審議を行うものとされるが、その過程で当然公民館の年間を通した全体の事業活動評価を行うものとする。運営審議会開催報告書及び添付資料を確認する中で、以下の事項の中で検討すべき点が見られ、生涯学習課での各運営審議会のモニタリング、公民館館長・職員や審議会委員等の公民館活動に対する意識等、さらなる向上

が望まれる。【意見】

① 事業計画について

公民館における事業計画とは、各公民館が主催する市民講座計画だけでなく、生涯学習課の施策を反映した事業も含んだ計画であり、それを領域ごと（少年教育、家庭教育等）に分類し、年度全体計画としてまとめたものとする。

例として、小名浜公民館のものは、領域ごと分類がなされておらず、全体の傾向がわからないものであった。また、植田公民館のものは、前期・通年市民講座計画があり、それについては領域ごとの分類があるが、生涯学習課が主要事業と考える土曜学習推進事業等の項目はなく、全体計画としてはどうかと思われるものであり改善が望まれる。また、事業計画、努力目標のフォームやその記載内容も不統一のところが散見されその統一が望まれる。

② 公民館運営審議会での年間事業報告に関する審議について

年間事業報告書の作成は任意であるが作成され、運営協議会で報告審議されているところもある。年間を通してその事業活動を振り返り次年度につなげることは必要であると考えられ、作成していない公民館があれば作成し運営審議会で審議されることが望まれる。

（年間事業報告書の審議状況）

	公民館名	中央	小名浜	植田	常磐	内郷	四倉	遠野
平成28年度年間事業報告の審議があるか	平成28年度第4回審議会にあるか	なし	○	なし	○	○	○	△

	公民館名	小川	好間	三和	田人	川前	久之浜
平成28年度年間事業報告の審議があるか	平成28年度第4回審議会にあるか	○	△	○	○	○	△

* 上記表中、△は後期分等一部のみ報告されている運営協議会

③ 土曜学習推進事業及びいわき防災サマーキャンプ事業についての審議について

上記両事業は、市民講座ではないが生涯学習課の平成28年度の施策にも取り上げられているものであり、その中心活動拠点となるのが各公民館である。各公民館での活動は実施されていると考えられるが、下表のとおり運営審議会開催報告書を見た限りでは取上げられていない運営審議会が存在していた。また、ある地区の委員からはもっと詳細に説明を聞きたいという意見も見られ、公民館側での準備不足の点も見られた。

今後は、公民館側が運営審議会での十分な説明を行い、運営審議会での議題として取り上げることが望まれる。

(両事業の審議状況)

	公民館名	中央	小名浜	植田	常磐	内郷	四倉	遠野
土曜学習推進事業、いわき防災サマーキャンプ事業の審議	平成28年度第1回審議会	○	○	なし	○	○	なし	防災あり
	平成28年度第2回審議会	—	—	なし	—	—	土曜学習あり	—
	平成28年度第3回審議会	—	—	なし	—	—	—	—

	公民館名	小川	好間	三和	田人	川前	久之浜
土曜学習推進事業、いわき防災サマーキャンプ事業の審議	平成28年度第1回審議会	○	土曜学習あり	土曜学習あり	—	○	—
	平成28年度第2回審議会	—	—	—	—	—	土曜学習あり
	平成28年度第3回審議会	—	—	—	—	—	—

- * 1 「○」は土曜学習推進事業及びいわき防災サマーキャンプ事業の両方が取上げられている。
- * 2 「なし」は土曜学習推進事業及びいわき防災サマーキャンプ事業の両方が取上げられていない。
- * 3 土曜学習推進事業は連絡調整館（6館）の他、小川、好間のみで実施されるので、それ以外の運営審議会で取り上げることは任意である。
- * 4 いわき防災サマーキャンプは連絡調整館（中央、小名浜、植田、内郷）の他、遠野、川前のみで実施されるので、それ以外の運営審議会で取り上げることは任意である。
- * 5 両事業（連絡調整館）、又は土曜学習推進事業（連絡調整館以外の公民館）が1回取り上げられれば、その後は「—」で表示している。また、取り上げることが任意の運営協議会で取り上げられていない場合も「—」で表示している。

(12) 受講者が多い事業の把握について

各公民館の毎月の事業の実施状況は、月次事業実施報告書で対象区分毎（青少年・家庭教育等）に日時・内容・会場・講師等・男女別参加人数として記載され、それを対象毎に集計、月次の集計結果が年度集計表としてまとめられ、中央公民館・生涯学習課に提出され、各公民館の対象区分毎の事業の傾向は把握できる。

しかし、各公民館の個別事業を全体の公民館で横串し集計したデータは作成されていないので、全体としてどのような事業に対して受講者数が多いのかわからない状況である。以下の表は、小名浜公民館で作成している平成28年度市民講座の実施状況（通年・後期）に関しまとめたものであるが、表を見るとどの講座に対しても他地区か

らの受講者がいることがわかる。したがって、横串したデータを作成し全公民館で受講者が多い事業を把握し、それを連絡調整館や生涯学習プラザで開催できれば、全体として市民の公民館に対する利便性も増加できるものとする。【意見】

区分	講座名	実施日時 (回数)	(定員) (応募者数) 受講者数 対象 出席率%	年齢	性別		地区		摘要	
					男	女				
B 講座	家庭での介護の仕方	10月～12月 第2木曜日 14:00～15:30 (3回)	(20名) (26名) 26名 成人 90%	10代以下				小名浜	13	ご夫婦での参加や、高齢のご両親と同居されている方など、介護に対する関心の高さが高出席率に現れた。
				20代				平	4	
				30代				勿来		
				40代	1		1	常磐	2	
				50代	2		2	内郷	4	
				60代	17	6	11	その他	3	
	70代以上	6	1	5						
	「論語」を学ぼう	10月～1月 第2・4水曜日 10:00～11:30 (8回)	(20名) (37名) 37名 成人 85%	10代以下				小名浜	22	定員を超える37名の申込みがあった。熱心な受講者が多く、休んでしまったら講座の日以外にも資料を取りに来るほどだった。講師の指導や資料も好評で、もっと長時間（1コマ2時間とかで）やって欲しいとの意見もあった。
				20代				平	9	
				30代				勿来	1	
				40代	1		1	常磐	2	
				50代	1		1	内郷	1	
				60代	22	11	11	その他	2	
	70代以上	13	12	1						
	さわやか女性教室	10月～2月 第2火曜日 10:00～11:30 (5回)	(20名) (23名) 21名 女性 75%	10代以下				小名浜	17	久しくなかった女性教室で、コロナ予防の体操や成人病予防の健康料理などの実習を多く取り入れたので好評だった。
				20代				平	3	
				30代				勿来		
				40代	1		1	常磐		
				50代	3		3	内郷	1	
				60代	9		9	その他		
70代以上	8		8							
活字が伝える「いわきの近代」	10月～2月 第2火曜日 18:30～20:00 (5回)	(30名) (11名) 11名 成人 87%	10代以下				小名浜	9	いわきの近代の様子を当時の新聞記事をもとに紹介・解説し、これまでのあゆみ等を振り返り考察した。熱心な受講者が多く、出席率も高かった。	
			20代				平	1		
			30代				勿来	1		
			40代	1		1	常磐			
			50代	2	1	1	内郷			
			60代	4	3	1	その他			
70代以上	4	4								
始めよう！ レッツランニング	10月～2月 第2・3木曜日 14:00～16:00 (8回)	(20名) (15名) 15名 成人 62%	10代以下				小名浜	7	21世紀の森を会場に屋外で実施した。天候により2回延期となった。講師が総合型スポーツクラブクラブ代表だったので講師とともにクラブ会員が指導に当たってくれたため、スムーズな運営ができた。	
			20代				平	5		
			30代				勿来	1		
			40代	3		3	常磐			
			50代	7	1	6	内郷	1		
			60代	5	2	3	その他	1		
70代以上										

(13) 中央公民館での投書箱設置について

中央公民館の往査時ヒアリングを行った結果、同公民館には投書箱がないとのことであった。他公民館では設置され利用者の声を吸い上げるようになっているが、中央公民館でも設置が望まれる。【意見】

第2 いわき総合図書館

1 いわき総合図書館の概要

(1) 施設概要

創立	平成19年10月25日
所在地	平字田町120 ラトブ4階・5階
面積	8,602.25 m ²
開館時間	平日・土曜日 10:00～21:00 日曜日・祝日 10:00～18:00 1月2日・3日、12月29日～31日 10:00～18:00
休館日	1月1日、図書整理日（月の最終月曜日）、特別整理期間（春季の連続した14日以内の期間）

(いわき総合図書館（ラトブ）外観)



(いわき総合図書館（ラトブ）内部)



し発足した。

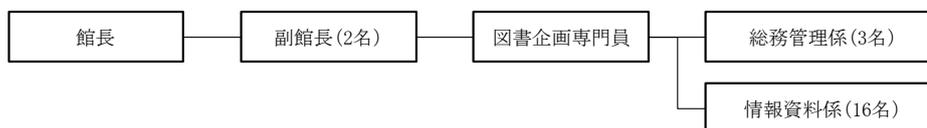
昭和 23 年 8 月	平公民館図書館部として発足
昭和 24 年 10 月	内郷町立図書館並びに管理条例施行 内郷町立図書館として発足
昭和 26 年 3 月	四倉公民館図書室として発足
昭和 26 年 4 月	湯本町立公民館図書室として発足
昭和 27 年 4 月	小名浜公民館図書室として発足
昭和 29 年 3 月	市制施行にともない磐城市立小名浜公民館図書室に名称を変更 市制施行にともない常磐市立湯本公民館図書室に名称を変更
昭和 29 年 7 月	市制施行にともない内郷市立図書館に名称を変更
昭和 34 年 11 月	内郷市立図書館を内郷公会堂へ移転
昭和 41 年 10 月	5 市 4 町 5 村の合併により、いわき市立平公民館図書館部に名称を変更 5 市 4 町 5 村の合併により、いわき市立小名浜公民館図書室に名称を変更 5 市 4 町 5 村の合併により、いわき市立常磐公民館図書室に名称を変更 5 市 4 町 5 村の合併により、いわき市立内郷図書館に名称を変更
昭和 42 年 4 月	いわき市立図書館条例施行 いわき市立常磐図書館となる
昭和 42 年 7 月	いわき市立図書館条例改正 いわき市立磐城図書館となり体育センター 2 階に設置
昭和 43 年 6 月	福島県立図書館より移動図書館車「あづま号」受贈
昭和 43 年 7 月	いわき市図書館条例改正 いわき市立平図書館となり平陽女学校跡に設置
昭和 47 年 4 月	いわき市図書館条例改正 いわき市立勿来図書館として勿来支所 2 階に設置
昭和 47 年 8 月	移動図書館車購入（平図書館）
昭和 47 年 9 月	移動図書館車駐車場開設（平図書館）
昭和 48 年 7 月	内郷図書館を内郷支所 3 階へ移転
昭和 50 年 4 月	いわき市図書館条例改正 いわき市立平図書館をいわき市立中央図書館に名称を変更し文化センター 4 階、5 階に移転
昭和 53 年 4 月	いわき市立勿来図書館をいわき市立植田公民館 3 階に移転
昭和 53 年 10 月	移動図書館車更新（中央図書館「いわき号」）

昭和 55 年 4 月	いわき市立内郷図書館を内郷公民館 1 階へ移転
昭和 55 年 7 月	いわき市立磐城図書館をいわき市立小名浜図書館に名称を変更
昭和 56 年 1 月	中央図書館が日曜日開館開始
昭和 56 年 10 月	移動図書館車購入駐車場開設（勿来図書館「しおかぜ」）
昭和 58 年 4 月	いわき市図書館条例改正 いわき市立四倉図書館として四倉公民館に併設
昭和 61 年 4 月	視覚障害者に対する点字・録音図書等の貸出開始
昭和 62 年 4 月	専任館長の設置（全館）
昭和 63 年 11 月	移動図書館車更新（中央図書館「いわき号」）
平成 2 年 7 月	中央図書館閲覧室、工作室等を 5 階に設置
平成 3 年 5 月	ファクシミリの設置（全館）
平成 4 年 9 月	移動図書館車更新（勿来図書館「しおかぜ」）
平成 5 年 3 月	各館日曜開館開始 それに伴って金曜日開館時間延長を廃止
平成 5 年 4 月	各館相互返却開始（巡回連絡車配車）
平成 5 年 6 月	エリア 302・国際資料コーナー オープン
平成 5 年 7 月	J-BISC 導入（中央図書館）
平成 5 年 9 月	貸出冊数の変更（3 冊から 5 冊）
平成 9 年 12 月	移動図書館車更新（中央図書館「いわき号」）
平成 10 年 9 月 ～11 月	図書館システムの電算化準備のため休館（中央図書館）
平成 10 年 11 月 ～12 月	図書館システムの電算化準備のため休館（小名浜図書館）
平成 10 年 12 月 ～平成 11 年 1 月	図書館システムの電算化準備のため休館（勿来・常磐図書館）
平成 11 年 1 月 ～2 月	図書館システムの電算化準備のため休館（内郷・四倉図書館）
平成 11 年 4 月 ～5 月	機器導入準備開始
平成 11 年 6 月 ～7 月	電算のための事前登録受付
平成 11 年 10 月	いわき市立図書館情報システム稼動 それに伴って貸出冊数の変更（個人 1 人 5 冊から全館あわせて 15 冊、団体 50 冊から 200 冊）
平成 11 年 10 月	市立図書館ホームページの運用開始
平成 13 年 4 月	中央図書館、開館時間延長（火曜日から金曜日・午前 10 時～午後 7 時、土曜日及び日曜日・午前 10 時～午後 5 時）

- 平成 13 年 5 月 小名浜・勿来・常磐・内郷・四倉図書館、開館時間延長(火曜日から金曜日・午前 10 時～午後 7 時、土曜日及び日曜日・午前 10 時～午後 5 時)
- 平成 15 年 5 月 地域イントラネットの運用開始
- 平成 16 年 4 月 隣接市町村への広域貸出開始
- 平成 17 年 3 月 「いわき市子ども読書活動推進計画」策定
- 平成 17 年 5 月 「ブックスタート」事業開始
- 平成 19 年 10 月 中央図書館をいわき駅前再開発ビル「ラトブ」4・5 階に移転
開館時間、休館日の変更、視聴覚資料の貸出開始
- 平成 19 年 10 月 市立図書館ホームページのリニューアル
- 平成 19 年 11 月 公民館を活用した貸出開始
- 平成 22 年 7 月 「いわき図書館サービスネットワーク (I-TOSS)」開始
- 平成 22 年 10 月 移動図書館車更新 (勿来図書館「しおかぜ」)
- 平成 23 年 3 月 東日本大震災の影響による休館 (移動図書館いわき号)
12 日～5 月 1 日
- 平成 23 年 3 月 東日本大震災の影響による休館 (移動図書館しおかぜ)
12 日～5 月 5 日
- 平成 23 年 3 月 東日本大震災の影響による休館 (勿来図書館、内郷図書館、四倉
12 日～5 月 22 日 図書館)
- 平成 23 年 3 月 東日本大震災の影響による休館 (いわき総合図書館)
12 日～5 月 29 日
- 平成 23 年 3 月 東日本大震災の影響による休館 (小名浜図書館、常磐図書館)
12 日～6 月 19 日
- 平成 23 年 7 月 いわき市と茨城県北 4 市 (日立市・常陸太田市・高萩市・北茨城
市) における市立図書館の広域利用を開始
- 平成 25 年 3 月 いわき市立図書館情報システム更新
- 平成 25 年 3 月 市立図書館ホームページのリニューアル
- 平成 25 年 11 月 移動図書館車更新 (いわき総合図書館「いわき号」)
- 平成 26 年 2 月 市立図書館フェイスブック、ツイッターの運用開始
- 平成 27 年 4 月 耐震補強工事のため休館 (小名浜図書館)
～6 月
- 平成 27 年 5 月 耐震補強工事のため休館 (勿来図書館)
～9 月
- 平成 28 年 10 月 耐震補強工事のため休館 (常磐図書館)
～平成 29 年 3 月
- 平成 29 年 4 月 子供の読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰受賞

(3) 組織・人員体制

いわき総合図書館の職員数は23名（うち再雇用（短時間）2名、嘱託職員1名）であり、そのうち司書資格者は11名（うち再雇用（短時間）1名、嘱託職員1名）である。その他に、カウンター対応業務等は委託会社職員29名が行っている。



なお、いわき総合図書館と各地区の市立図書館（小名浜図書館、勿来図書館、常磐図書館、内郷図書館、四倉図書館）を合わせていわき市立図書館と呼び、いわき総合図書館が他の図書館の連絡調整にあたっている。以下、適宜いわき市立図書館についても触れている。

また、図書館法第14条及びいわき市図書館条例第3条に基づき、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関として図書館協議会が設置されている。委員数は10名、任期は2年とされている。

(4) 事務分掌

いわき総合図書館の事務分掌は以下の通りである。

- ① 図書館の設置及び整備に関すること。
- ② 図書館の管理運営に関すること。
- ③ 図書館協議会に関すること。
- ④ 図書館の予算に関すること。
- ⑤ 図書館の事業の企画及び実施に関すること。
- ⑥ 図書館職員の研修に関すること。
- ⑦ 図書館資料の収集及び廃棄に関すること。
- ⑧ 図書館関係団体に関すること。
- ⑨ 図書館の連絡調整に関すること。
- ⑩ その他個々の図書館で処理することが適当でないと認められる事項に関すること。

2 いわき総合図書館に係る重要施策

(1) いわき市立図書館の運営方針

市立図書館は、生涯学習及び知の拠点施設として、高度化、多様化する市民の学習ニーズに対応するため、資料や情報の収集・提供に努めるとともに、読書活動を推進し、関係機関と連携・協力を図りながら、より質の高い図書館サービスの提供に努めるなど、「また来たくなる、みんなの役に立つ図書館づくり」に取り組んでいる。

(2) いわき市立図書館の主な事業の内容

① 資料及び情報の収集・提供

- ・ 各種資料（一般、児童、地域、視聴覚、国際、福祉）の整備
- ・ 「東日本大震災いわき市復興ライブラリー」の開設
- ・ 地域資料のデジタル化と公開
- ・ インターネット情報の提供

② 読書活動の推進

- ・ 企画展示の開催
- ・ 各種講座、講習会等の開催
- ・ おはなし会の開催
- ・ 赤ちゃんへのはじめての絵本事業（赤ちゃんパック絵本の貸出）
- ・ 幼稚園や保育所並びに学校図書館への支援等
- ・ 児童書紹介冊子（「この本よんだ？」）の発行

③ 課題解決支援

- ・ レファレンス事例の作成と公開
- ・ パスファインダー（テーマごとに役に立つ資料を紹介した手引書）の作成と更新
- ・ 商用データベースの提供
- ・ 図書館くらしのセミナーの開催

④ ネットワーク体制の充実

- ・ 市内大学・高専図書館との連携
- ・ 茨城県北4市の市立図書館との相互利用等

⑤ 図書館利用の促進

- ・ ホームページや各種発行物による広報活動
- ・ 職員ポータルを活用した情報発信（「行政支援サービス情報」、「かもまる通信」）

(3) いわき市立図書館の蔵書数

① 図書蔵書数年度別推移

いわき市立図書館の図書蔵書数は過去 10 年で 636 千冊から 773 千冊と 21.5%増加している。

(単位:冊)

年度	総合	B.M.いわき号	小名浜	勿来	B.M.しおかぜ	常磐	内郷	四倉	合計
平成19年度	400,668	17,378	49,851	44,508	11,686	43,020	35,997	33,068	636,176
平成20年度	411,854	19,158	42,195	45,464	12,434	42,721	32,886	33,057	639,769
平成21年度	430,137	17,540	46,780	46,263	13,519	40,453	32,881	26,405	653,978
平成22年度	448,087	17,589	41,280	41,438	13,956	37,257	30,995	28,461	659,063
平成23年度	460,059	15,842	39,945	42,136	11,425	38,044	30,819	28,147	666,417
平成24年度	475,156	18,229	44,129	42,035	15,254	40,675	34,443	29,526	699,447
平成25年度	484,801	15,896	46,031	44,594	15,707	39,421	35,383	31,184	713,017
平成26年度	498,742	17,505	45,593	41,429	15,309	41,191	33,267	30,675	723,711
平成27年度	514,710	20,165	48,778	43,394	18,100	43,385	36,474	31,590	756,596
平成28年度	526,289	20,038	50,605	45,640	17,969	43,698	36,999	32,338	773,576
	546,327			63,609					

② 平成 28 年度（平成 29 年 3 月末）の図書蔵書数内訳

(単位:冊)

	分類区分	館 名						合計	一般書 構成比
		総合	小名浜	勿来	常磐	内郷	四倉		
館内資料	0 総 記	20,020	1,270	869	807	533	481	23,980	4.4%
	1 哲 学	15,787	1,246	849	1,014	622	523	20,041	3.7%
	2 歴 史・地 理	42,265	3,752	3,569	3,111	2,342	2,094	57,133	10.5%
	3 社 会 科 学	73,073	3,802	3,538	3,298	1,946	1,844	87,501	16.1%
	4 自 然 科 学	27,705	2,552	2,027	1,800	1,213	1,314	36,611	6.7%
	5 工 学	35,376	3,780	2,984	3,246	2,394	2,132	49,912	9.2%
	6 産 業	19,792	1,387	1,359	1,226	737	837	25,338	4.7%
	7 芸 術	35,943	3,049	3,232	3,010	1,962	2,216	49,412	9.1%
	8 語 学	8,166	585	427	394	307	312	10,191	1.9%
	9 文 学	124,733	14,264	13,772	10,686	10,575	8,698	182,728	33.7%
	一 般 書 計	402,860	35,687	32,626	28,592	22,631	20,451	542,847	100.0%
	児 童 書 計	123,429	14,918	13,014	15,106	14,368	11,887	192,722	
	館 内 資 料 計	526,289	50,605	45,640	43,698	36,999	32,338	735,569	
	移 動 図 書 館 資 料 計	20,038	—	17,969	—	—	—	38,007	
	合 計	546,327	50,605	63,609	43,698	36,999	32,338	773,576	

③ 蔵書冊数の中核市との比較（平成 27 年度）

いわき市の人口 1 人当たり蔵書冊数は 2.27 冊であり、中核市の中で 31 位である。

順位	市名	人口 (千人)	蔵書冊数 (千冊)	人口1人当り (冊)
1	高槻市	356	1,541	4.33
2	豊田市	422	1,723	4.08
3	旭川市	347	1,250	3.60
4	金沢市	453	1,480	3.27
5	青森市	296	962	3.25
6	呉市	236	742	3.14
7	枚方市	408	1,265	3.10
8	高松市	429	1,295	3.02
9	高知市	337	983	2.92
10	前橋市	340	985	2.90
11	八王子市	563	1,625	2.89
12	宇都宮市	521	1,503	2.88
13	倉敷市	484	1,357	2.80
14	高崎市	375	1,010	2.69
15	郡山市	327	874	2.67
16	豊橋市	379	989	2.61
17	豊中市	401	1,045	2.61
18	長崎市	437	1,133	2.59
19	下関市	275	710	2.58
20	函館市	272	700	2.57
21	長野市	384	981	2.55
22	久留米市	306	776	2.54
23	富山市	420	1,020	2.43
24	岡崎市	381	923	2.42

順位	市名	人口 (千人)	蔵書冊数 (千冊)	人口1人当り (冊)
25	姫路市	543	1,309	2.41
26	船橋市	623	1,490	2.39
27	福山市	472	1,119	2.37
28	大津市	343	807	2.35
29	川越市	349	805	2.31
30	柏市	406	922	2.27
31	いわき市	334	757	2.27
32	八戸市	238	534	2.24
33	盛岡市	295	641	2.17
34	西宮市	484	1,037	2.14
35	佐世保市	260	543	2.09
36	横須賀市	418	831	1.99
37	那覇市	323	633	1.96
38	秋田市	319	610	1.91
39	越谷市	334	636	1.90
40	奈良市	364	646	1.77
41	岐阜市	416	711	1.71
42	尼崎市	465	751	1.62
43	宮崎市	406	622	1.53
44	鹿児島市	608	926	1.52
45	大分市	479	727	1.52
46	松山市	518	735	1.42
47	東大阪市	499	690	1.38
48	和歌山市	377	478	1.27
	平均	396	955	2.44

(4) いわき市立図書館の貸出冊数

① 図書貸出数年度別推移

平成28年度の図書貸出数は1,477千冊（1,477,801冊）であり、震災後1年を経過した平成24年度の1,477千冊（1,477,692冊）から若干増加している。

(単位:冊)

年度	総合				小名浜	勿来			常磐	内郷	四倉	合計
	本館	BM.いわき号	公民館	大学高専		本館	BM.しおかぜ	公民館				
平成19年度	647,657	37,371	-	-	189,796	141,752	42,831	-	118,230	121,080	71,027	1,369,744
	685,028					184,583						
平成20年度	1,172,965	53,999	974	-	250,978	197,115	59,381	194	156,456	148,398	91,406	2,131,866
	1,227,938					256,690						
平成21年度	1,090,643	54,726	1,000	-	251,504	195,563	59,852	496	155,567	148,749	92,373	2,050,473
	1,146,369					255,911						
平成22年度	979,910	53,915	1,181	111	229,511	175,089	63,620	475	145,635	133,740	84,745	1,867,932
	1,035,117					239,184						
平成23年度	723,245	48,017	745	104	157,583	133,519	52,413	564	92,714	108,983	52,079	1,369,966
	772,111					186,496						
平成24年度	768,260	50,556	1,315	165	171,365	137,518	56,602	762	115,873	115,232	60,044	1,477,692
	820,296					194,882						
平成25年度	829,776	56,112	2,053	239	200,698	151,868	63,270	982	125,698	116,710	69,076	1,616,482
	888,180					216,120						
平成26年度	782,699	56,765	2,074	443	193,712	153,384	66,275	1,425	127,278	108,007	69,194	1,561,256
	841,981					221,084						
平成27年度	798,598	54,175	2,307	427	153,369	87,879	68,716	2,949	138,665	111,148	68,704	1,486,937
	855,507					159,544						
平成28年度	752,415	53,630	2,654	282	209,499	141,663	65,453	1,585	72,653	112,628	65,339	1,477,801
	808,981					208,701						

② 人口1人当たりの貸出冊数の推移

人口1人当たりの貸出冊数は平成28年度で4.27冊であり、震災後1年を経過した平成24年度の4.51冊と比べて5.3%減少している。

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1人当たり貸出冊数(冊)	3.93	6.17	5.98	5.51	4.14	4.51	4.96	4.81	4.28	4.27

③ 貸出冊数の中核市との比較(平成27年度)

いわき市の人口1人当たり貸出冊数は4.63冊であり、中核市の中で27位である。

順位	市名	人口(千人)	貸出冊数(千冊)	人口1人当たり(冊)
1	豊中市	401	3,693	9.21
2	枚方市	408	3,704	9.08
3	高槻市	356	3,159	8.87
4	宇都宮市	521	4,453	8.55
5	豊田市	422	3,462	8.20
6	西宮市	484	3,567	7.37
7	福山市	472	3,409	7.22
8	旭川市	347	2,386	6.88
9	高松市	429	2,871	6.69
10	岡崎市	381	2,494	6.55
11	高崎市	375	2,448	6.53
12	佐世保市	260	1,676	6.45
13	前橋市	340	2,166	6.37
14	倉敷市	484	3,014	6.23
15	金沢市	453	2,744	6.06
16	越谷市	334	1,930	5.78
17	下関市	275	1,524	5.54
18	柏市	406	2,210	5.44
19	久留米市	306	1,652	5.40
20	川崎市	349	1,871	5.36
21	高知市	337	1,734	5.15
22	豊橋市	379	1,889	4.98
23	函館市	272	1,355	4.98
24	大津市	343	1,698	4.95
25	岐阜市	416	2,043	4.91
26	八王子市	563	2,737	4.86
27	いわき市	334	1,545	4.63
28	長崎市	437	1,986	4.54
29	姫路市	543	2,366	4.36
30	富山市	420	1,803	4.29
31	呉市	236	982	4.16
32	松山市	518	2,066	3.99
33	長野市	384	1,514	3.94
34	青森市	296	1,153	3.90
35	東大阪市	499	1,935	3.88
36	横須賀市	418	1,600	3.83
37	郡山市	327	1,206	3.69
38	船橋市	623	2,210	3.55
39	奈良市	364	1,242	3.41
40	尼崎市	465	1,563	3.36
41	那覇市	323	1,085	3.36
42	八戸市	238	775	3.26
43	鹿児島市	608	1,936	3.18
44	大分市	479	1,404	2.93
45	宮崎市	406	1,032	2.54
46	盛岡市	295	729	2.47
47	秋田市	319	734	2.30
48	和歌山市	377	709	1.88
	平均	396	2,031	5.11

(5) いわき総合図書館来館者数の推移

いわき総合図書館の平成28年度の来館者数は680千人であり、震災後1年を経過した平成24年度の801千人と比べて15.1%減少している。

(単位:人)

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
来館者数	631,676	1,132,982	1,017,377	944,075	796,631	801,676	766,977	705,356	701,635	680,479
1日当り来館者数	4,156	3,342	3,001	2,969	2,747	2,569	2,198	2,087	2,070	2,013

3 決算の状況

(1) 歳入の状況

市立図書館の歳入は過去5年において2百万円から3百万円で推移している。主な歳入は自動販売機等設置敷地貸付収入である。

(単位:千円)

款	項	目	細節名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
13 使用料及び手数料	1 使用料	9 教育使用料	電柱設置等使用料	120	120	123	105	106
16 財産収入	1 財産運用収入	1 財産貸付収入	自動販売機等設置敷地貸付収入	2,006	2,006	3,242	3,242	3,242
20 諸収入	6 雑入	3 雑入	保険料被保険者負担金	35	30	-	-	-
			私用電気料	92	93	86	89	69
			自販機電気料	108	119	152	114	99
			その他の雑入	7	11	4	8	13
合 計				2,367	2,378	3,608	3,558	3,528

(2) 歳出の状況

① 事業別の歳出推移

市立図書館の歳出は過去5年において430百万円から474百万円で推移している。主な事業は施設管理費、図書館資料整備費、図書館情報システム管理費である。

(単位:千円)

款	項	目	中事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
10 教育費	5 社会教育費	3 図書館費	図書館協議会委員報酬	174	125	174	183	166
			施設管理費	305,389	330,243	328,867	332,445	334,936
			施設整備費	402	381	-	-	-
			視聴覚ライブラリー費	1,612	1,603	1,653	1,673	1,677
			図書館資料整備費	75,903	75,145	68,205	68,222	68,223
			図書館情報システム管理費	47,056	56,864	56,234	65,536	69,460
合 計				430,536	464,360	455,134	468,059	474,462

② 項目別の歳出推移

(単位:千円)

節		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1 報酬	委員等報酬	174	125	174	183	166
4 共済費	物件費社会保険料	1,086	942	-	-	-
7 賃金	物件費賃金	6,921	5,997	-	-	-
8 報償費	報償金	428	475	355	386	378
	賞賜金	-	-	-	-	-
9 旅費	費用弁償	239	167	187	151	150
	市内旅費	48	52	45	37	26
	管外旅費	272	452	402	426	429
11 需用費	消耗品費	14,957	16,045	15,539	18,715	15,427
	被服費	25	25	26	-	-
	燃料費	788	822	778	706	647
	食糧費	40	42	37	35	31
	印刷製本費	1,721	2,051	2,045	2,002	1,873
	電気料	16,295	17,061	18,823	18,679	16,487
	水道料	1,570	1,652	1,569	1,565	1,506
	修繕料(物件費)	444	658	163	159	372
	修繕料(維持補修的)	540	1,140	580	582	1,366
12 役務費	通信運搬費	1,552	1,814	1,658	1,644	1,717
	手数料	148	112	152	158	213
	保険料	32	35	35	35	35
13 委託料	事務事業等委託料	163,662	136,214	140,314	145,961	154,143
14 使用料及び賃借料	使用料	2,020	2,052	2,078	1,838	1,818
	賃借料	9,835	46,082	45,527	46,204	46,204
15 工事請負費	維持補修的工事	-	-	-	-	-
18 備品購入費	庁用器具(その他)	814	692	402	966	822
	事務用機器(その他)	-	-	-	-	15
	自動車(投資的)	-	16,275	-	-	-
	図書(その他)	56,200	56,200	56,200	56,199	56,200
	教材費	1,010	1,011	1,041	1,039	1,014
19 負担金、補助及び交付金	その他負担金	149,660	156,151	166,950	170,354	173,365
27 公課費	国に対する公課費	57	18	57	35	57
合 計		430,536	464,360	455,134	468,059	474,462

(3) 平成 28 年度の主な歳出（委託費等）の状況

総合図書館の歳出（委託費等）より中事業名の区分で 20,000 千円以上のものは全て、20,000 千円未満のものも適宜抽出し、その中の細目から任意に抽出したものに対して下記に記載した上で、監査手続を実施している。

① いわき総合図書等運営一部業務委託契約

委託内容は、①いわき総合図書館におけるカウンター業務等、②地区図書館 5 館におけるカウンター業務等、③移動図書館 2 台（いわき号、しおかぜ号）の運行業務等である。平成 26 年度に、履行期間 3 年間（平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日）、総委託料 308,875,680 円（うち消費税 22,879,680 円）の委託契約が株式会社図書館流通センターとの間で締結されている。平成 28 年度では 102,958,560 円の支出をしている。

当該事業の委託については、公募型プロポーザル方式による図書館運営に係るサービスの提案を求め、価格のみの競争によらない総合的な判断に基づいた選定を採用しており、審査の結果として選考候補事業者と随意契約を締結するものである。

今回の応募には 2 者が参加し 1 者が辞退したため、結果的に上記の 1 者が審査され、①全国的な図書館運営の専門業者であること、②全国のノウハウに基づいた職員研修も充実していること、③地元職員の定着率も高いこと、等により審査の結果を経て決定された。

② いわき総合図書館施設維持管理業務

委託内容は、総合図書館の清掃業務、点検業務等である。株式会社ラトブコーポレーションとの間で締結され、1 年契約、平成 28 年度では 22,203,720 円の支出をしている。随意契約であり、その理由は、「本業務はいわき総合図書館の占有部分の施設維持管理であり、区分所有法に基づく再開発ビル施設管理特性を踏まえて管理の一元化を図る必要があることから、本建物の共用部分を管理する当該業者を選定する。」としている。

③ いわき駅前再開発ビル設備等更新事業費

内容は、今後のビルの大規模修繕に備えるための計画修繕費等負担金であり、平成 28 年度では 20,133,498 円を支出している。内訳は以下の通りである。

■ 計画修繕費負担金 8,825,875 円（21,022,848 円×0.419823）

■ 計画修繕費負担金 8,143,223 円（19,396,800 円×0.419823）

■ 平成 28 年度下期専有部分修繕費負担金 1,738,800 円

■ 平成 28 年度下期専有部分修繕費負担金 1,425,600 円

④ 再開発ビル共益費（共用部分管理負担金）施設管理費及び組合運営費

内容は、ラトビルの共用部分管理負担金であり、施設管理費及び組合運営費からなり、平成 28 年度では 153,155,390 円を支出している。内訳は以下の通りである。

■ 一般会計（施設管理費及び組合運営費）

・ 施設管理費

平成 28 年度予算額 304,252,680 円、1 ヶ月当り予算 25,354,390 円

区分所有者負担：25,354,390×41.9823%=10,644,356円

・組合運営費

平成28年度予算額4,000,000円、1ヶ月当り予算333,333円

区分所有者負担：333,333×41.9823%=139,941円

・年度合計：月合計10,784,297円（施設管理費10,644,356+組合運営費139,941）×12ヶ月=129,411,564円

■一般会計（光熱水費）

・平成28年度合計 23,743,826円

■総合計 153,155,390円

⑤ 図書費

内容は図書の購入である。基本的にいわき市書店協同組合から定期的に購入しており、全体の約8割を占めている。緊急を要する本や、上記組合で取扱いのない本等の場合各方面から購入される。1年契約、平成28年度では56,199,931円を支出している。

いわき市書店協同組合とは、毎回、発注の都度、契約書（「いわき市物件供給契約書」）を作成し、購入明細書を添付している。当該契約に際しては、「いわき市財務規則」・「いわき市物件供給契約約款」を遵守している。契約はいわき市書店協同組合との随意契約であるが、理由は「地元書店の振興と大量の図書資料を一括調達する必要から、発注方法として、市内書店による共同発注方式を採用することにより、契約の性質上、競争入札が困難であるため」としている。

⑥ 図書館情報システム運営支援等委託

内容は、図書館情報システム運用支援・保守業務等であり、平成28年度では20,725,200円を支出している。内訳は以下の通りである。

■ 図書館情報システム運用支援・保守業務委託料 12,960,000円

■ 自動出納書庫保守点検業務委託料 3,088,800円

■ 図書館情報システム用新刊全件マーク作成設計書 4,676,400円

合計 20,725,200円

⑦ 図書館情報システム賃借料等

内容は、図書館情報システム賃借料、図書館ビジネス支援データベース賃借料（聞蔵Ⅱほか6コンテンツ）である。

前者は、平成24年度に、契約期間5年間（平成25年4月1日から平成30年3月31日まで）、総委託料217,954,800円の委託契約がNECキャピタルソリューション株式会社東北支店との間で締結されている。平成28年度分として43,590,960円を支出している。指名競争入札により行われた。また、後者は、1年契約、平成28年度では2,003,616円の支出をしている。随意契約であり、その理由は「6コンテンツを纏めて扱える業者が当該業者のみで、効率的な視点から当該業者を選定」としている。

4 監査の結果及び意見

(1) いわき総合図書館等運営一部業務委託契約について

前述した通り、公募型プロポーザル方式により、2 者が応募し内 1 者は辞退したため、最終的に 1 者のみが審査の対象となった。前回（平成 24 年 2 月）の応募者状況は 6 者で、これらが審査の対象となっていることを考えると、かなり形式的な選考結果となっている。また、委託先は前回、前々回と同一業者が継続している。

公募型プロポーザル方式は、広く多くの事業者から提案を募り、その企画力、技術力、遂行能力等を踏まえて、審査会を経て契約先を選定するものである。今回応募先が結果的に 1 者となってしまったことを踏まえ、次回は、募集の範囲、業務の内容、周知方法や募集期間等について十分に工夫検討することが望まれる。

また、審査会の点数配分に関しても、「利用者サービスの向上」の配点が、「運営の基本方針」や「業務運営の理念」のそれと比較して予想以上に低いと考えられる点等があり、検討することが望まれる。【意見】

(2) いわき総合図書館施設維持管理業務について

委託業務は、清掃業務、点検業務等である。このうち、点検業務に関して作業の都度、実施写真を報告書に添付して提出することが義務付けられているが、守られていないケースが散見される。委託先への指導の徹底が必要である。【指摘事項】

(3) 図書館の購入について

図書館の購入に対し、図書館はいわき市書店協同組合と、「地元書店の振興と大量の図書資料を一括調達する必要から、発注方法として、市内書店による共同発注方式を採用することにより、契約の性質上、競争入札が困難であるため」を理由に随意契約を締結している。また、図書納入に際し、図書のコーティング費用やバーコードの貼付作業、IC タグの挿入作業等のいわゆる装備費が発生するが、それらは図書納入費（定価）に含まれているため本体額の実質的な値引きと考えられ、随意契約としても一定のコスト削減効果は実現しているものと考えられる。

但し、最近では、上記の IC タグの挿入作業等装備費の範囲が拡大し、協同組合側の負担が増大しており、随意契約の理由の一つである「地元書店の振興」という点を鑑みれば、図書購入に際しての価格の再検討が望まれる。【意見】

(4) 図書システムの情報セキュリティについて

「いわき市情報セキュリティ基本方針」の項目第 9 によれば、情報セキュリティ対策として、次の 5 つを掲げている。

① 物理的情報セキュリティ対策

物理的情報セキュリティ対策は、情報資産において、設備的あるいは物理的な対策を講じること

② 人的情報セキュリティ対策

人的情報セキュリティ対策は、情報セキュリティに関する権限や責任及び遵守すべき事項を明確に定め、職員等に対する周知及び徹底を図るとともに、十分な教育、啓発が行われるような必要な対策を講じること

③ 技術的情報セキュリティ対策

技術的情報セキュリティ対策は情報資産を不正なアクセス等から保護するため、情報アクセス防御、ネットワーク管理、不正プログラム対策、不正対策などの技術的対策を講じること

④ 運用における情報セキュリティ対策

情報システムの監視、情報セキュリティ対策の遵守状況の点検、外部委託を行う際の情報セキュリティの確保等、情報セキュリティの運用面での対策を講じること

⑤ 緊急時における情報セキュリティ対策

災害や情報流出事故等により情報資産に損害等緊急事態が発生した場合に、被害を最小限に抑えることを第一に、迅速かつ適切な対応が可能となるような危機管理対策の整備等を講じること

マニュアル等の閲覧、責任者へのヒアリング、現場視察等を行った結果、以下のような不備があった。

①の物理的情報セキュリティ対策に関しては、サーバー室への入退室は、入退室者が自己記入するのみで、特に管理者がいない、また、サーバー室に備品等も保管している関係で、不要な入退室が多くなっている状況にある。

②の人的情報セキュリティ対策に関しては、アクセスパスワードは同一（委託業者も同一）で更新もない。また、データ書き換え等の危惧に対して、契約書に付随する「個人情報取扱特記事項」での対応もあるが具体性に欠けている。

③の技術的情報セキュリティ対策に関しては、現状、アクセス権限の規制はない。

④の運用における情報セキュリティ対策及び⑤の緊急時における情報セキュリティ対策に関してはマニュアル等なく、特に明確な対策はまとめられていない。

図書館は、登録手続、貸出・返却手続、自動倉庫の本の入出庫の業務、各図書館等とのオンラインシステム等情報の大部分を図書システムに依存しており、これが阻害されれば、図書館の機能の大部分が一時的に停止すると考えられ、早急な対策が必要である。【指摘事項】

(5) 蔵書点検（棚卸）について

蔵書点検（棚卸）については、年に1回書架にある書籍を対象に実施されている。

大部分は IC タグシステムで一括点検し、規格外の図書はバーコードを利用して実施（本部は平成 19 年から導入、地区は平成 25 年から導入）し、蔵書点検チェックリストに基づいて、1 回棚卸を実施し、その後、システム上の蔵書数量と棚卸数量との差が生じた場合、システムから不明資料一覧リストが出力され、再度、実際数量の確認を行い、最終的に不明蔵書が確定される。

なお、3 年間不明な場合に除籍対象となり、除籍申請の上、館長承認に基づいて除籍が実施される。また、蔵書の処分基準（リサイクルコーナーへの移管）については、一定の基準に基づいて判断されて、実態は職員の判断（汚れ具合、利用回数等）により決定している。

上記、点検（棚卸）に関して、書庫（自動システム）にある蔵書はシステム管理されているため実施対象外とされているが、書庫（自動システム）にある蔵書数は書架にある蔵書数を超えており（蔵書数 77 万冊のうち、書庫（自動システム）にある蔵書数 30 万冊程度に対し、書架にある蔵書数 22 万冊程度）、また、定期的・計画的な現物確認は重要であり、循環棚卸等により定期的に棚卸を実施することが望ましい。【意見】

(6) 備品管理について

現状、「備品台帳一覧表」に基づいてシステム上の管理のみを実施しており、定期的・計画的な棚卸は実施していないとのことである。適正な資産管理の観点から、定期的・計画的な棚卸の実施が必要である。

また、資産を特定する備品整理票が現状、一部資産のみに貼付されているが、いわき市財務規則第 277 条にて、物品管理に関し「備品整理票をちょう付し、又はペイント書等をして管理しなければならない。」とされているため、規定に基づいて網羅的に実施する必要がある。【指摘事項】

(7) 負担金及び交付金の計上区分について

現状、ラトブ管理組合に支払う施設管理費及び組合運営費について、毎期、経常的に発生する経費に関わらず臨時経費分に計上されている。これは、経常経費分とすると、第三者（ラトブ管理組合）との間の取引で削減が交渉等により困難な経費にも関わらず、予算額削減対象となってしまうことも考えられ、弾力的な扱いとしているためである。

上記の経費も大枠としては、施設管理費内に計上されているため特段の影響はないが、毎期、経常的に発生する経費であるため、経常経費分で計上することが望まれる。【意見】
なお、平成 30 年度当初予算から経常経費分に計上することになった。

(8) 購入した図書で一定期間貸出のないものの調査について

現状、図書館では過去その年度購入した図書で、一定期間貸出のないものの調査がされていない。図書館は図書の貸出機能の他、博物館的な資料収集機能等も要請され、ま

た、閲覧による読書は貸出数にカウントされないこと等もあり、貸出冊数だけで図書館の活動の良否を判断できるものではない。

しかし、限られた予算の中で図書購入額も制限される以上、上記のような調査を行い、選定方針・選書にその傾向を反映させていくことが望まれる。【意見】

(9) 来館者数の増加について

総合図書館の来館者数の推移で見たように、平成 28 年度の来館者数は 680 千人であり、震災後 1 年経過した平成 24 年度の 801 千人と比べて 15.1%減少している。

現在、図書館では「かもまる通信」という広報誌の発行、WEB による情報発信、講座や展示の開催時における主要施設でのポスター掲示、移動図書館の実施等周知活動を行い、また蔵書に関するリクエストやご意見箱を置いて、図書館に興味のある市民のニーズはある程度把握しサービス向上に努めているが、来館者数は減少傾向にある。

貸出数の推移により貸出数は若干増加しているので、来館による貸出より未来館による貸出に比重が移っていることもあげられるが、その他の要因も把握・分析する必要があると考える。

その一つの手段として、図書館は、平成 14 年いわき市総合型図書館整備基本構想・基本計画策定時に、来館者に対してアンケート調査を 1 回を行い、その後行っていないアンケートを実施することが上げられる。図書館は、来館しなければ享受できない多様な活動を行っている。したがって、来館者数増加に向けて、各種活動のアピールも絡めて、特に図書館の利用度が低いと考えられる層向けにアンケートを実施しそのニーズを把握・分析した上で、今後の運営方針を検討し、来館者増加に繋げることが望まれる。【意見】

第3 文化振興課

1 文化振興課の概要

(1) 事務分掌

文化振興課における事務分掌は以下の通りとされている。

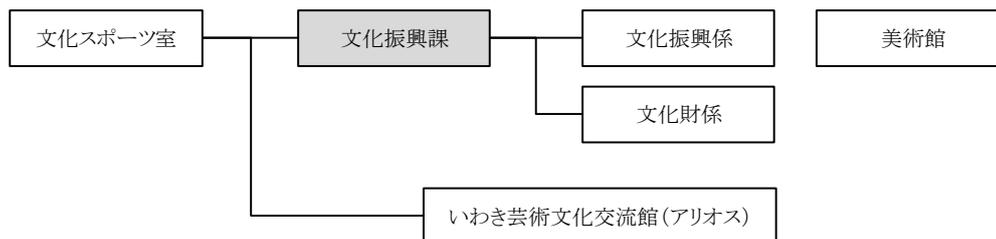
- 1) 文化芸術の振興に関すること。
- 2) 文化芸術資源の活用に関すること。
- 3) 文化交流の推進に関すること。
- 4) 文化芸術団体に関すること。
- 5) 市民栄誉賞に関すること。
- 6) 文化施設の設置及び整備に関すること。
- 7) 公益財団法人いわき市教育文化事業団に関すること。
- 8) いわき芸術文化交流館に関すること。
- 9) 市民会館に関すること。
- 10) 草野心平記念館に関すること。

また、文化振興課職員が補助執行するものは以下の通りとされている。

- 1) 文化財の保護及び活用に関すること。
- 2) 文化財の指定及び管理に関すること。
- 3) 文化財の調査及び資料収集に関すること。
- 4) 伝統芸能の保存及び継承団体の育成に関すること。
- 5) 教育委員会の後援名義の使用（文化関係に限る。）に関すること。
- 6) 文化財保護審議会に関すること。
- 7) 美術館に関すること。
- 8) アンモナイトセンターに関すること。
- 9) 考古資料館に関すること。
- 10) 暮らしの伝承郷に関すること。

(2) 組織・人員体制

文化振興課は、文化スポーツ室の下に設置され、文化振興課の下に文化振興係、文化財係がある。平成29年4月1日現在の文化振興課の職員数は12名（うち嘱託2名）である。また、文化振興課は市立美術館及びいわき芸術文化交流館（アリオス）を所管しているが、両者については後述する。



また、文化財保護に関しては、「いわき市文化財保護条例」第 39 条に基づき、文化財保護審議会が設置され重要事項の審議にあたっている。審議会は委員 15 人で組織され、任期は 2 年とされている。

2 文化振興課に係る重要施策

(1) 文化行政の目的

文化は、人に楽しさや感動を与え、安らぎや生きる喜びをもたらすだけでなく、豊かな人間性や感性を育むものである。

地域固有の文化は、文化として独自の価値を有するのは勿論のこと、地域への愛着・誇りを育み、地域社会の連帯感を強めるなど、地域づくりを進めるうえで重要な役割を有する。

また、文化が持つ創造性は、地域の文化資源と相まって、観光、産業、教育等の様々な分野において、活力にあふれる豊かなまちを生み出す力となるものである。

文化の力によりまちに賑わいを生み出し、活力ある文化都市を創造するため、文化芸術の振興、本市の豊かな文化遺産の保存・継承と活用、さらには、新たな文化を取り入れたまちづくり及びそれを可能とする人材の育成等に取り組んでいく必要がある。

(2) 平成 28 年度の重要施策の概要

① 文化芸術活動の育成・支援

市民主体の文化活動を促進するため、市民の文化芸術活動の発表や創造活動の機会を設けるとともに、各種講演会や芸術鑑賞機会の確保に努め、地域に根ざした文化振興に努めている。

- 1) 文化活動団体への支援（文化振興基金育成事業等補助金）
- 2) 市民文化芸術活動の発表機会の確保（文化振興補助金）
- 3) 吉野せいの顕彰（文化振興事務費）

② 子どもの芸術・文化体験事業

芸術・文化の持つ多様な効果を有効に活用し、時代を担う子ども達の豊かな感性・人間性を育むための“豊かな土壌づくり”を進めるため、子ども達が身近に芸術・文化に

触れる機会の拡充を図る。

- 1) 小学校での音楽鑑賞、箏・尺八体験など
- 2) 文化庁事業「文化芸術による子どもの育成事業」の実施、劇団四季の芸術文化無料観賞事業等への協力

③ 文化施設の役割と運営

地域の特性を生かした文化施設をこれまで整備してきたところであり、また、施設間の連携を深め、事業の充実に努めることによって、全体として、総合博物館的機能を果たせるような取り組みを進めている。文化振興課の所管する施設は以下の 1) から 6) である。6 施設に、勿来関文学歴史館、石炭・化石館、総合図書館を加えたメンバーによる文化施設連携会議を開催し、各施設で予定している企画展や連携方策などを情報交換している。

- 1) 市立美術館
- 2) アンモナイトセンター
- 3) 考古資料館
- 4) 草野心平記念文学館・草野心平生家
- 5) 暮らしの伝承郷
- 6) いわき芸術文化交流館（アリオス）

④ 文化財の指定・保存と活用

1) 文化財の指定状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

種別	国指定	県指定	市指定	計	備考
建造物	3	4	22	29	阿弥陀堂（白水阿弥陀堂）ほか
絵画	2	1	13	16	絹本著色弥勒菩薩像ほか
彫刻	7	13	19	39	木造阿弥陀如来及両脇侍像ほか
工芸品	2	9	33	44	厨子入金銅宝篋印舍利塔ほか
書跡		5	11	16	国魂文書ほか
典籍			3	3	如来寺蔵典籍ほか
古文書	1	2	3	6	飯野家文書ほか
考古資料	1	8	4	13	埴輪男子胡坐像（附）埴輪女子像ほか
歴史資料		1	23	24	正保平城絵図控ほか
無形文化財			1	1	いわき絵のぼり製作技術
有形民俗文化財		2	7	9	絵馬双鷹図ほか
無形民俗文化財	1	6	8	15	御宝殿の稚児田楽・風流ほか
史跡	4	3	13	20	甲塚古墳ほか
史跡・名勝		1		1	専称寺境域
天然記念物	4	8	26	38	中釜戸のシダレモミジほか

計	25	63	186	274	
---	----	----	-----	-----	--

2) 指定文化財の保存と活用

指定文化財を良好な状態で保存・保護し、後世に継承するため、文化財の所有者が補修等を実施する場合に、補助金を交付。東日本大震災により被災した指定文化財についても、国県をはじめ文化財所有者との協議により計画的に修理を実施し、文化財の保存・活用に対する市民の理解を深めるため、現場公開等を実施している。また、白水阿弥陀堂境域及び根岸官衙遺跡群について、適切な保存・活用のため公有地化を推進している。

3) 市内遺跡発掘調査事業

公共事業や民間開発事業予定地内に埋蔵文化財（遺跡）が含まれている（またはその可能性がある）場合に、事前に試掘調査を行い、遺跡の保護保存を協議。また、貴重な遺跡等について、市民に公開し発掘調査の現地説明会などを行っている。

4) 伝統芸能の継承

じゃんがら念仏踊りや御宝殿稚児田楽・風流など、無形民俗文化財に指定されている伝統芸能の後継者育成のため、子どもたちが伝統芸能に触れる機会を創出する「無形民俗文化財活用事業」を実施している。

⑤ 特色ある地域文化の再発見とその魅力の発信

1) 歴史冊子「みんなで学ぼう いわきの歴史」の発行

地域の歴史を学ぶ入門書として、本市の歴史や文化、さらには時代に足跡を残した人物等を紹介した冊子を作成し、学校での歴史学習や公民館等での地域学習を推進する。

2) 地域学の開催

地域の動きや歴史などを学ぶ「地域学」講座を支所単位にて開催する。

3) 「いわきの歴史展」の開催

いわき市文化センター1階の科学展示室に、本市の歴史を彩った人物等を紹介するパネルの展示・解説を行うほか、考古資料館及び暮らしの伝承郷において、いわきの歴史に係る企画展を開催する。

4) 磐城平城復元「一夜城」プロジェクトの開催支援

市制施行 50 周年記念事業プレゼン大会で優秀賞を獲得した磐城平城復元「一夜城」プロジェクトの開催支援を通じ、本市が歩んできた歴史を再認識する契機とする。

⑥ 新たな文化の創造

いわきの新たな文化として定着しつつある「フラ文化」を通じ、交流人口の拡大や文化創造都市づくりに寄与するものであることから、市と市民活動団体の協働プロジェクトとして実施する「フラガールズ甲子園」の経費の一部を負担する。

3 決算の状況

(1) 歳入の状況

過去5年間の文化振興課の歳入は28百万円～78百万円で推移している。主な変動要因は、史跡等購入費国庫補助金、史跡等保存整備費国庫補助金の変動によるものである。

(単位：千円)

款名称	目名称	節名称	歳入名称	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
				調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	
13. 使用料及び手数料	総務使用料	総務管理使用料	市民会館使用料	(H28～市民協働部市民協働課より移管)				7,796	
			支所等庁舎使用料					17	
	教育使用料	社会教育使用料	電柱設置等使用料	117	117	32	30	39	
			アンモナイトセンター入館料	525	2,380	2,461	4,078	4,574	
			いわき市立草野心平記念文学館観覧料	1,054	3,128	2,709	2,148	2,197	
			いわき市暮らしの伝承郷観覧料	1,367	1,315	1,307	852	869	
			いわき市暮らしの伝承郷企画展示室使用料	234	372	191	290	289	
14. 国庫支出金	教育費国庫補助金	社会教育費国庫補助金	国有文化財管理費国庫補助金	99	99	99	99	99	
			史跡等購入費国庫補助金	10,142	9,580	8,808	7,320	35,824	
			市内遺跡発掘調査事業費国庫補助金	4,798	5,269	5,155	4,688	6,307	
			史跡等保存整備費国庫補助金	37,344	32,819	15,443	-	-	
		災害復旧費国庫補助金	社会教育施設等災害復旧費国庫補助金	1,224	-	-	-	-	
15. 県支出金	教育費県補助金	社会教育費県補助金	指定文化財保存活用事業費県補助金	-	-	-	-	640	
			史跡等保存整備費県補助金	8,002	6,560	3,309	-	-	
16. 財産収入	財産貸付収入	使用料及び賃貸料	自動販売機等設置敷地貸付収入	-	220	4,749	4,749	1,147	
			文化振興基金利子	811	418	327	251	230	
	基金運用利子	利子及び配当金	彫刻のある街づくり基金利子	9	4	3	3	1	
			美術品等取得基金利子	-	-	-	-	17	
17. 寄附金	教育費寄附金	社会教育費寄附金	文化振興基金寄附金	500	254	96	1,325	3,187	
			彫刻のある街づくり基金寄附金	2,500	-	-	-	-	
18. 繰入金	彫刻のある街づくり基金繰入金	彫刻のある街づくり基金繰入金	8,750	-	-	-	-		
20. 諸収入	雑収入	保険料被保険者負担金	保険料被保険者負担金	65	71	75	78	53	
			図録売払代金	いわき市立草野心平記念文学館図録売払代金	229	144	146	252	117
				いわき市暮らしの伝承郷図書等売払収入	22	13	12	18	8
			『いわき市の文化財』売払収入	75	38	28	63	30	
	雑収入	雑収入	私用電話料	(H28～市民協働部市民協働課より移管)				3	
			私用電気料	74	69	172	124	325	
			自販機電気料	164	224	2,239	2,146	225	
		私用水道料	23	21	58	33	34		
文化振興課(美術館除く)歳入合計				78,128	63,114	47,417	28,546	64,026	

※ 組織変更に伴い、平成24年度は教育委員会事務局文化課、平成25年～27年度は教育委員会事務局文化・スポーツ課の関連事業の調定額を記載している。

(2) 歳出の状況

過去5年間の文化振興課の歳出は328百万円～429百万円で推移している。主な変動要因は、平成27年度の出土遺物整理収蔵施設整備事業費、平成28年度の市民協働部市民協働課からの事務移管によるものである。

(単位：千円)

款名称	項名称	目名称	節名称	歳出名称	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
					決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	
2. 総務費	総務管理費	一般管理費	表彰費	表彰経費					216	
		企画費	地域づくり推進費	伝えたい誇れるいわき醸成事業費	(H28～市民協働部市民協働課より移管)					3,894
				フラガールズ甲子園プロジェクト事業費						2,514
				文化芸術創造都市づくり事業費						890
				磐城平城復元「一夜城」プロジェクト支援事業費						5,000
		会館費	施設管理費	市民会館施設管理運営費					89,998	
教育総務費	事務局費	一般事務費	事務費等	-	-	-	-	261		
10. 教育費	社会教育費	文化振興費	文化振興費	文化振興基金運営委員報酬	141	149	149	141	149	
				文化振興基金育成事業等補助金	4,911	4,995	5,245	5,389	5,400	
				文化振興基金運用事務費	467	458	450	427	451	
				文化振興基金積立金	500	254	96	1,325	3,187	
				文化振興補助金	4,500	4,500	4,500	4,500	4,700	
				文化振興事務費	4,714	3,755	2,279	2,127	5,083	
				いわき市立草野心平記念文学館費	67,548	67,058	68,778	69,369	96,029	
				草野心平生家施設管理費	3,064	3,064	3,151	3,151	3,151	
				彫刻のある街づくり基金積立金	2,509	4	3	3	1	
				(緊急雇用)文学資料データベース作成事業費	4,667	4,467	4,628	-	-	
				文化財保護審議会委員報酬	407	398	432	432	390	
				文化財保護審議会事務費等	713	693	588	595	694	
		文化財管理費	25,633	25,958	25,896	24,633	29,470			
		文化財災害対策事業費	7,988	23,574	31,774	15,685	3,960			
		文化財保護費	文化財保存事業費	市内遺跡発掘調査事業費	19,434	19,718	19,171	17,964	19,264	
				指定文化財等保存事業費	8,700	2,162	4,080	7,403	18,437	
				埋蔵文化財発掘出土品整理事業費	3,999	3,999	1,999	1,998	1,999	
				国指定史跡根岸官衙遺跡群保存管理事業費	12,995	12,453	11,784	9,936	21,110	
				史跡白水阿弥陀堂境域公有化事業費	-	-	-	-	24,651	
				無形民俗文化財活用事業費	37	315	213	148	108	
				(緊急雇用)収蔵化石資料修復・整理事業費	11,041	11,150	13,241	-	-	
				市内遺跡発掘調査事業費(復興交付金分)	26,395	45,517	25,263	25,894	16,878	
				出土遺物整理収蔵施設整備事業費	-	5,129	31,694	161,553	-	
				アンモナイトセンター費	16,324	15,959	16,448	16,448	16,895	
		アンモナイトセンター費	アンモナイトセンター維持管理費			869	949	1,035		
			アンモナイトセンター施設整備費	858	845					
いわき市考古資料館費	いわき市考古資料館施設管理費	12,584	12,584	12,917	12,917	13,001				
いわき市暮らしの伝承郷費	いわき市暮らしの伝承郷施設管理費	39,587	39,587	42,522	40,470	40,450				
	(緊急雇用)いわき市暮らしの伝承郷農村風景復元・伝承事業費	12,553	12,877	14,025	-	-				
11. 災害復旧費	文教施設災害復旧費	社会教育施設災害復旧費	現年度発生災害復旧費	31,658	-	-	-	-		
		過年度発生災害復旧費	4,620	21,675	22,061	-	-			
		文化振興課(美術館除く)歳出合計	328,546	343,298	364,255	423,455	429,268			

※ 組織変更に伴い、平成24年度は教育委員会事務局文化課、平成25年～27年度は教育委員会事務局文化・スポーツ課の関連事業の決算額を記載している。

(3) 平成 28 年度の主な歳出（委託費等）の状況

文化振興課の歳出（委託費等）より中事業名の区分で 20,000 千円以上のものは全て、20,000 千円未満のものも適宜抽出し、その中の細目から任意に抽出したものに対して下記に記載した上で、監査手続を実施している。

① 市民会館施設管理運営費

いわき市市民会館（小名浜、勿来、常磐）については、平成 19 年度から指定管理者制度が導入された。

指定管理者制度は、平成 15 年 6 月の地方自治法の改正によって創設された制度であり、市民が利用する文化施設やスポーツ施設等の「公の施設」の管理は、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的とした「指定管理者制度」が創設され、民間事業者等も管理を行うことが可能となった。

1) 施設の概要

名称	小名浜市民会館	勿来市民会館	常磐市民会館
所在地	小名浜愛宕上6番地の1	錦町上川田21番地	常磐関船町作田1番地の1
敷地面積	7,070.36㎡	9,133.02㎡	6,756.89㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨・鉄筋コンクリート造	鉄骨・鉄筋コンクリート造
延床面積	2,272.34㎡	2,983.82㎡	3,081.91㎡
建築年月	昭和35年6月	昭和43年3月	昭和42年3月
施設内容	ホール(1,010席)、和室、会議室(2)、応接室、調理室、楽屋(2)、事務室、クローク、ホワイエ、浴室、広場、便所、サイド照明室、変電室、冷暖房室、ボイラー室、廊下、駐車場等	ホール(874席)、大会議室、会議室(2)、大和室、和室(2)、応接室、楽屋(2)、ホワイエ、広場、機械室、電気室、スポットライト室、技師室、便所、廊下、駐車場等	ホール(1,108席)、楽屋(3)、応接室(2)、事務室、ホワイエ、浴室、広場、電気室、便所、調光機室、投光機室、ボイラー室、廊下、駐車場等

2) 委託契約の概要

指定管理者	3 者共同企業体
指定の期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで（5 年間）
業務内容	①市民会館の使用に関する業務 ②市民会館の施設、設備、備品等の維持管理 ③条例の規定により、指定管理者が行うこととされている業務 ④市長が必要と認める業務

3) 利用状況推移

(単位：人)

市民会館	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
小名浜	30,258	37,970	35,073	73,340	57,929
勿来	71,868	66,676	69,445	36,436	47,040
常磐	17,708	31,973	45,452	30,670	30,578
計	119,834	136,619	149,970	140,446	135,547

(単位：件数)

市民会館	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小名浜	963	997	1,282	1,094	1,122
勿来	1,052	1,050	1,192	1,362	1,635
常磐	315	655	946	898	886
計	2,330	2,702	3,420	3,354	3,643

4) 事業費の推移

(単位：千円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
決算額	66,054	72,262	75,604	92,143	89,998

※平成28年度より市民協働部市民協働課より事務移管

② 文化財管理費

文化財管理費、埋蔵文化財担当専門職員費、50周年事業分(仮称)「いわきの歴史展」開催分及び50周年事業分(文化センター科学展示室リニューアル分)であり合計29,470千円の支出であった。

・文化財管理費

市内に所在する文化財及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の文化に資するとともに、わが国の文化の進歩に貢献するための事業であり、様々な市管理の文化財や文化施設の管理、修繕、維持補修等を行うものである。

・埋蔵文化財担当専門職員費

高度の専門性を求められる埋蔵文化財保護行政の着実かつ円滑な推進を図るため、文化財専門員(嘱託)2名を雇用する事業である。

・50周年事業分(仮称)「いわきの歴史展」開催分)

市制施行50周年記念事業として開催の「いわきの歴史展」に付随し、市民に文化財に対する理解を深めてもらうとともに、文化財保護思想の普及を目的に、「いわき市の文化財」のリニューアル発行等を行う事業である。

・50周年事業分(文化センター科学展示室リニューアル分)

市制施行50周年を契機として、いわき市文化センター1階の科学展示室の展示内容のリニューアルを兼ねて、いわき市の歴史上の偉人を紹介するパネルを作成し、展示・解説を行う事業である。

③ 市内遺跡発掘調査事業費

文化財保護法に基づき、土木工事等の開発及び個人住宅の建設等の際に、適切な埋蔵文化財の保護を図るために、発掘調査及び試掘調査を実施する事業である。また、重要遺跡の内容確認や保護・保全のための資料を得る確認調査も併せて実施するものであり、市内遺跡試掘調査委託料、市内遺跡発掘調査(報告書作成)業務委託及び市内遺跡出土遺物保存処理からなり合計19,264千円の支出であった。

なお、上記3件とも、「不動産の買入れや借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売り払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、豊富な発掘を行い、いわき市の事例を良く知る市の外郭団体である公益財団法人いわき市教育文化事業団（以下、いわき市教育文化事業団という。）と随意契約している。

④ 国指定史跡根岸官衙遺跡群保存管理事業費

国指定史跡根岸官衙遺跡群を後世まで保存・承継し活用を図るため、保存管理計画に基づき、史跡の公有化を行うものであり、公有財産購入費が大部分を占め合計21,110千円の支出であった。

根岸官衙遺跡群は、古代の郡役所である「根岸遺跡」と、その関連寺院の「夏井廃寺跡」からなる。平成17年に国史跡に指定された。史跡を適切に保存管理し活用していくため、平成20年3月に「史跡根岸官衙遺跡群保存管理計画」を作成した。平成21年度から公有化事業に取り組んでおり（平成21年時点での総事業費見込は平成21年度～平成28年度で149,294千円）、事業費の80%について国から補助を受けている。

活用と整備については、史跡を「歴史的・文化的資産」「地域資産」「教育的資産」の三つの視点からとらえ、情報発信、調査研究、啓発活動、地域づくり、生涯学習・学校教育、及び教育文化施設との連携などを図っていくこととしている。

1) 公有化の状況

指定面積144,535.86㎡に対して公有化対象面積は53,672.6㎡である。公有化対象面積に係る平成28年度までの公有化率は65.0%であり、事業費合計は86,416千円である。事業の終期は平成30年度を予定している。

年度	面積	事業費（千円）
平成21年度	4,694.0㎡	12,984
平成22年度	4,308.0㎡	11,632
平成23年度	—	—
平成24年度	5,091.6㎡	12,036
平成25年度	4,500.0㎡	11,562
平成26年度	4,731.0㎡	10,037
平成27年度	5,043.0㎡	9,027
平成28年度	6,523.0㎡	19,138
計	34,890.6㎡	86,416

⑤ 史跡白水阿弥陀堂境域公有化事業費

史跡白水阿弥陀堂境域内の風致保存・景観保持のため、境域内の土地の公有化を図るものであり、平成28年度は補償費が大部分を占め合計21,560千円の支出であった。なお、公有財産購入費23,996千円、補償費9,244千円、計33,240千円は翌年度繰越となっている。史跡白水阿弥陀堂境域は、昭和41年に国指定史跡に指定された。昭和43年度から公有化

が進められていたが、平成元年 3 月にいわき市教育委員会により「史跡白水阿弥陀堂境域保存管理計画書」が作成された。事業費の 80%について国から補助を受けている。

1) 公有化の状況

指定面積 249,053.37 m²に対して、平成 28 年度までの公有化面積は 66,984.36 m²、公有化率は 26.8%であり、平成以降の事業費合計は 360,348 千円である。

年度	面積 (m ²)	事業費 (千円) ※1
昭和 43 年度	1,983.47	—
昭和 44 年度	5,042.00	—
昭和 45 年度	11,043.00	—
昭和 46 年度	8,824.00	—
昭和 48 年度	926.00	—
昭和 49 年度	3,310.20	—
昭和 51 年度	75.00	—
昭和 53 年度	9,692.00	—
昭和 60 年度	536.00	—
平成 5 年度	192.16	14,621
平成 6 年度	35.00	316
平成 8 年度	7,540.82	54,203
平成 10 年度	405.00	2,765
平成 11 年度	1,067.00	73,245
平成 14 年度	370.57	25,044
平成 15 年度	771.00	3,680
平成 21 年度	13,896.14	131,674
平成 28 年度	1,275.00	54,800
合計	66,984.36	360,348

※1. 平成以降の土地購入費、移転補償費を記載

⑥ アンモナイトセンター施設管理運営費

当センターは、約 8,900 万年前のアンモナイト等の化石が集中して発見された地層をそのまま建物で覆ったアンモナイトを始めとする太古の生物の化石が掘り出されたままの状態で観察することができる施設と、隣接する化石の発掘体験ができる屋外体験発掘場からなる。また、地学教育の中核施設として、その活用と利用促進に努めている。平成 28 年度は施設管理運営費 16,895 千円、また維持管理費は 1,035 千円の支出であった。

1) 施設概要

竣工	所在地	敷地 (㎡)	構造	建物 (㎡)
平成 4 年	大久町大久字鶴房 147 番地の 2	27,598.63	鉄骨造 一部 2 階建	1,066.23

2) 入館者数推移 (単位：人)

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
入館者数	23,925	21,218	23,568	17,831	787
体験発掘 参加者数	14,325	13,165	13,923	10,388	—
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
入館者数	2,910	8,291	7,942	11,780	13,319
体験発掘 参加者数	383	4,108	4,544	7,774	9,511

・平成 28 年度実施企画展

「夏休み企画展 いわきの大地を探るⅠ 地質と石材」

「冬休み企画展 いわきの大地を探るⅡ 地層と化石」

また、施設の管理運営にあたっては、アンモナイトセンターの他、後述する⑦考古資料館、⑧草野心平記念文学館及び草野心平生家、⑨暮らしの伝承郷の各施設に関して指定管理者制度が採用されている。指定管理期間はいずれも平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間であり非公募によるものであったが、市側では説明責任を果たすため、審査機関による審査を行い、その結果、いずれもいわき市教育文化事業団が選定された。

なお、非公募とされたのは、いずれも「いわき市指定管理者制度に関する基本指針」Ⅱ 2 ③の「施設管理に当たり、専門的かつ高度な技術を有するものが客観的に特定される場合」とされており、また、具体的理由として、管理運営を行う上で専門的な知識・技術を有し、また、いわき市の文化等に精通している職員が不可欠な博物館類似施設であり、開館以来管理運営を受託してきた実績と経験、当該能力ある職員を配置することが可能であり、施設の設定目的に沿った最も効果的な管理運営が実施できること、があげられている。

⑦ いわき市考古資料館施設管理運営費

いわき市考古資料館館内には市内の遺跡から出土した約 1,500 点の土器等が展示されており、いわきの歴史を感じることができる。縄文時代から江戸時代まで約 250 点の器、国史跡の中田横穴から出土した金や銀メッキの道具、3 万年前の市内で最も古い石斧など、見どころがたくさんある。また、資料整理室や体験学習室も有し、埋蔵文化財・考古学教育の中核施設として、その活用と利用促進に努めている。なお、館内にはいわき市教育文化事業団の本部も置かれている。平成 28 年度は 13,001 千円の支出であった。

1) 施設概要

竣工	所在地	敷地 (㎡)	構造	建物 (㎡)
平成 9 年	常磐藤原町手這 50 番地の 1	6,163.30	軽量鉄骨造 2 階建	2,648.23

2) 入館者数推移 (単位：人)

19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
10,986	11,442	12,383	11,147	10,420
24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
10,788	13,211	13,269	12,121	10,942

・平成 28 年度実施企画展

「平成 27 年度発掘速報展」、「近世いわきの藩展」など

⑧ いわき市立草野心平記念文学館費及び草野心平生家施設管理費

草野心平の作品その他の資料を展示し、その業績を顕彰するとともに、文学に関する市民の知識及び教養の向上を図ることにより、市民文化の発展に寄与することを目的として、下記項目に基づいて草野心平等を中心に、展覧会や講演会等を開催し、市民の文学学習活動を助長している。平成 28 年度、草野心平記念文学館は 96,029 千円、草野心平生家は 3,151 千円の支出であった。

- ・文学に関する資料を収集し、保存し、及び展示すること
- ・文学に関する調査研究を行うこと
- ・文学に関する講演会、講習会、映写会等を開催すること
- ・上記の他、文学館の設置の目的を達成するために必要な事業

平成 28 年度には、「寂聴 愛のことば展」、「忍たま乱太郎ミュージアム展」などの企画展を実施している。

1) 施設概要

竣工	所在地	敷地 (㎡)	構造	建物 (㎡)
平成 9 年	小川町高萩字下夕道 1 番地の 39	25,858.51	鉄筋コンクリ ート造平屋建	2,114.82

2) 入館者数推移 (単位：人)

19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
28,754	22,327	26,365	18,684	12,036
24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
14,695	36,424	23,525	18,512	22,467

⑨ いわき市暮らしの伝承郷施設管理費

伝統的建造物である民家及び民族に関する資料を収集し、保存し、及び展示し、郷土の生

活文化に関する市民の知識及び教養の向上を図ることにより、市民文化の発展に寄与することを目的として、下記項目に基づいて民家や展示機能を活用し、暮らしの文化に関する学習活動を支援している。平成 28 年度は 40,450 千円の支出であった。

- ・古民家及び民族に関する資料を収集し、保存し、及び展示すること
- ・古民家及び民族に関する調査研究を行うこと
- ・古民家及び民族に関する講演会、講習会、映写会等を開催すること
- ・上記の他、伝承郷の設置の目的を達成するために必要な事業

平成 28 年度には、「端午の節句展」、「いわき民俗学の先達者展」などの企画展を実施している。

1) 施設概要

竣工	所在地	敷地 (㎡)	構造	建物 (㎡)
平成 10 年	鹿島町下矢田字散野 14 番地の 16	47,500.00	鉄筋コンクリ ート造平屋建	1,250.51

2) 入館者数推移 (単位：人)

19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
34,054	32,918	27,361	22,534	20,961
24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
25,858	25,408	23,971	23,431	19,941

4 監査の結果及び意見

(1) 常磐市民会館と常磐公民館の一体の業務委託について

市民会館の指定管理業務については、共通業務があるものの、特定の市民会館にのみ該当する業務がある。特定の市民会館にのみ該当する業務は以下の通りである。

区分	小名浜市民会館	勿来市民会館	常磐市民会館
特定建築物環境衛生管理業務			○
地下重油タンク及び地下埋設配管点検業務		○	○
冷凍機保安検査業務	○		
受水槽・高架水槽等清掃業務		○	
公衆電話の管理業務	○		○
公共料金の支払業務	○	○	

特定建築物環境衛生管理業務は、延べ床面積が 3,000 m²を超える常磐市民会館のみが対象となり、他の 2 館は該当しない。地下重油タンク及び地下埋設配管点検業務は、小名浜市民会館は設備がない等、施設・設備の状況によっては、適合しないため指定管理業務外となっている。

その一方で、共通業務であるにも関わらず常磐市民会館については、個別に契約しているケースもある。

(単位：円)

区分	小名浜市民会館	勿来市民会館	常磐市民会館
自家用電気工作物保守点検業務	309,600	309,600	260,755
消防設備等保守点検業務	250,000	370,000	378,000
樹木剪定(支障木含む)	400,000	400,000	319,248

市民会館については、基本的に指定管理者制度を導入しているが、常磐市民会館については、常磐公民館と建物が一体であること等から指定管理者による業務のうち、自家用電気工作物保安管理業務、樹木剪定等については、いわき市が直営で対応している。また、市民会館と公民館は、所管課が異なるため別途予算となっていることも指定管理者による業務を行っていないことの要因である。

本来の指定管理者制度は、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的としていることから、常磐公民館との建物の一体性はあるものの、経費削減となる業務となる可能性もあり、常磐市民会館について指定管理者による業務委託の範囲に含めるか検討することが望まれる。【意見】

(2) 自家用電気工作物保守点検業務について

(単位：円)

	小名浜市民会館	勿来市民会館	常磐市民会館
需要設備手数料	23,100	23,100	20,800
その他	286,500	286,500	239,955
計	309,600	309,600	260,755

常磐市民会館の上記業務については現状の指定管理者業務の範囲外であるが、絶縁監視装置の導入（▲8%）、前払い（▲5%）、一括払い（▲2%）の割引を受けているため、他の市民会館よりも契約金額が下回っている。小名浜・勿来市民会館については、絶縁監視装置は該当しないものの、現状の指定管理者業務の枠内でも前払いや一括払いをすることによる割引の可能性を検討することが望まれる。【意見】

(3) 指定管理者から提示される収支実績について（収支実績のチェック）

いわき市市民会館条例では、指定管理者は、事業報告書（管理業務の実施状況、管理経費の収支状況等）を作成し、市長に提出しなければならない。平成28年度において、管理経費の収支状況は、収入（指定管理料）62,640千円に対して支出60,215千円となっており、2,424千円の収入超過であった。その後収入超過の取扱いについて質問したところ、消費税の算定・集計を誤っていることが判明した。また、ホームページでの「指定管理者による施設管理状況評価票」の収支金額でもそのままの数値で公表されている。なお、現時点での収支実績書の収入超過は721円である。

(単位：千円)

支出費目	当初収支実績	修正収支実績	差額
小計	57,999	57,999	—
消費税	2,215	4,639	2,424
合計	60,215	62,640	2,424

いわき市市民会館条例では、事業報告書等の提出時期を規定しているが、提出内容については、担当者が検証すべきであり誤りを是正、再提出を求め、保管する必要がある。【指摘事項】

(4) 指定管理者から提示される収支実績について（収支状況の作成）

現在の収支状況は、各市民会館と運営事務に区分した収入内訳となっているが、支出は一括集計されている。本来、収入が区分されているのであれば、支出も区分した収支状況で報告を求め、各市民会館の収支状況、予算との乖離状況の把握、原因分析を行うことが望まれる。【意見】

いわき市市民会館条例（事業報告書の作成及び提出）

第23条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事

業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

(5) 起案書の記載不備について

市内遺跡発掘調査（報告書作成）業務委託の見積結果報告兼契約締結伺に関し、決裁状況を確認した結果、決裁日の記載が漏れており、いわき市文書等管理規程に違反している。

押印決裁起案の場合にあつては決裁後の起案文書に決裁者が決裁した年月日を記入することが規定されており、決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底する必要がある。【指摘事項】

(6) 指定管理者の選定における選定委員会メンバーについて

前述した通り、文化振興課の所管する施設の管理運営は指定管理者制度が採られ、候補者の選定方法は非公募によつてゐる。「いわき市指定管理者制度に関する基本方針」によれば、「非公募の場合、公募によらない理由を明確にした上で、市長の意思決定を受けるものとし、意思決定後、公募によらない理由と選定する予定としてゐる指定管理者の候補者名を公表すること」とされており、原則として非公募による場合の選定委員会審査は不要となつてゐる。

今回の場合、候補者が市の外郭団体であるいわき市教育文化事業団であり、先方の理事会理事8名中、副市長、市教育長、市教育委員及び市OBの計4名が占めること等に鑑み、説明責任を果たす意味もあり、要件を加重し非公募であるが選定委員会による審査が行われたものとする。

しかし、選定委員会のメンバー7名中1名のみが外部の学識経験者（司法書士）で、残りは市の職員である教育委員会事務局関係者であり、いわき市文教育文化事業団の状況を鑑みれば、外部から見てその審査にどこまで実効性があつたか疑問も残る。所管する施設の状況から非公募とし、また説明責任を果たすため選定委員会による審査を課したことに対しては一定の理解はできるものの、より実効性・透明性を高めるために、このようなケースにおいては、選定委員会のメンバー構成に当たり外部第三者の比率を高めることが望まれる。

【意見】

(7) 指定管理者による施設管理状況評価票の収支状況について

ホームページで公表されている「指定管理者による施設管理状況評価票」において、その中の「4. 使用料・利用料・経費の推移（決算額）」の収支と、先方が作成の決算実績値との間で以下のような相違が生じてゐる。これは指定管理者であるいわき市教育文化事業団から提出される施設指定管理料決算調書において、実績値から調整された後の数値を市が

そのまま記載してしまっているためであるが、収支は、当年度の業績評価や次年度の予算設定において重要であり、いわき市教育文化事業団に適切な報告を行わせるとともに、市側も適切な数値は何かを十分確認した上で公表を行う必要がある。【指摘事項】

(単位:円)

指定管理者による施設管理状況評価票

	施設名	いわき市アンモナイトセンター	いわき市考古資料館	いわき市草野心平記念文学館	いわき市草野心平生家	いわき市暮らしの伝承郷
収入	委託料	16,895,000	13,001,000	67,906,000	3,151,000	40,450,000
支出		16,895,000	13,001,000	67,906,000	3,151,000	40,450,000
収支		0	0	0	0	0

決算実績値

	施設名	いわき市アンモナイトセンター	いわき市考古資料館	いわき市草野心平記念文学館	いわき市草野心平生家	いわき市暮らしの伝承郷
収入	委託料	16,895,000	13,001,000	67,906,000	3,151,000	40,450,000
支出		21,399,619	14,584,693	64,461,748	3,145,476	39,391,984
収支		-4,504,619	-1,583,693	3,444,252	5,524	1,058,016

* 上記決算実績値はいわき市教育文化事業団の各施設の決算実績値に基づいている。

なお、一般的に、指定管理者制度における指定管理料に対する支出は、業務の対価に対する支払いであり、指定管理者にある程度の利益が生じても、経営努力による利益は原則として指定管理者に帰することにより指定管理者のインセンティブ向上を図れるものと考えられ、協定書等で精算条項がなければ基本的に精算の義務はないと解される。

第4 いわき市立美術館

1 いわき市立美術館の概要

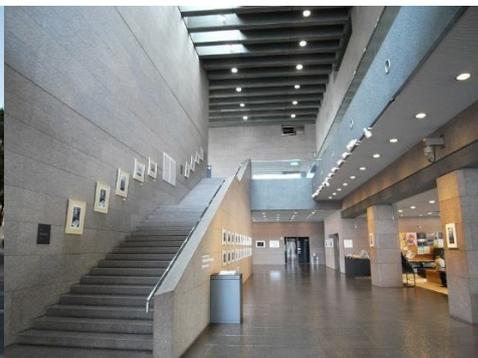
(1) 施設概要

竣工	昭和 58 年	
所在地	平字堂根町 4-4	
敷地	3,621.08 m ²	
建物	鉄筋コンクリート造地下 1 階・地上 3 階 1,932.41 m ²	
観覧時間	9:30～17:00（7、8月の毎週金曜日は 20:00 まで延長）	
休館日	毎週月曜日（但し、月曜日が祝日・振替休日の場合は、その日以降の最も近い平日）、12/28～1/4	
観覧料		企画展 （その都度定める）
	一般	210 円（170 円）
	高・高専・大学生	150 円（110 円）
	小・中学生	70 円（50 円）
※（ ）内は 20 名以上の団体割引料金。企画展チケットで常設展も観覧可能。		
企画展・常設展が無料になる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の 65 歳以上の方は、企画展・常設展無料 ・身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方は、企画展・常設展無料 ・土曜日、日曜日に限り、市内の小学校、中学校、高等学校、専修学校、高等専門学校に在学の方は、企画展・常設展無料 ・祝日は、常設展無料 	

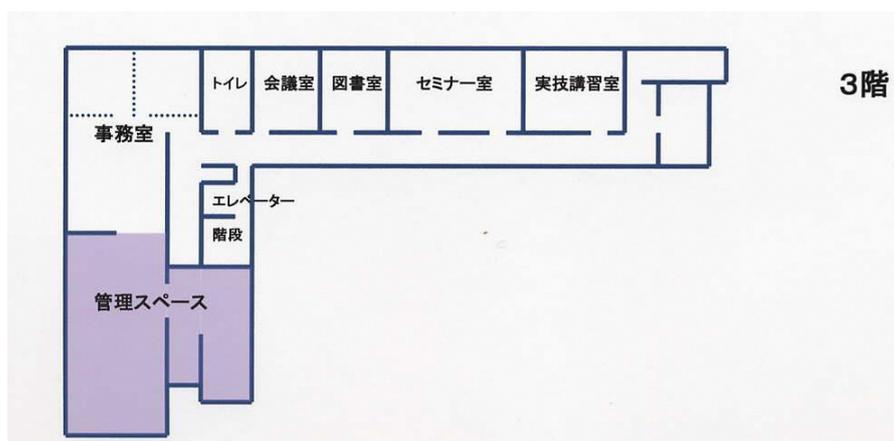
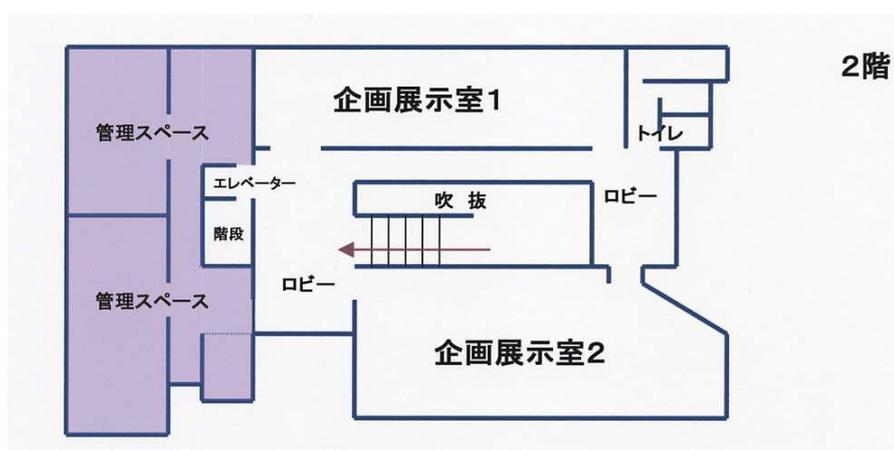
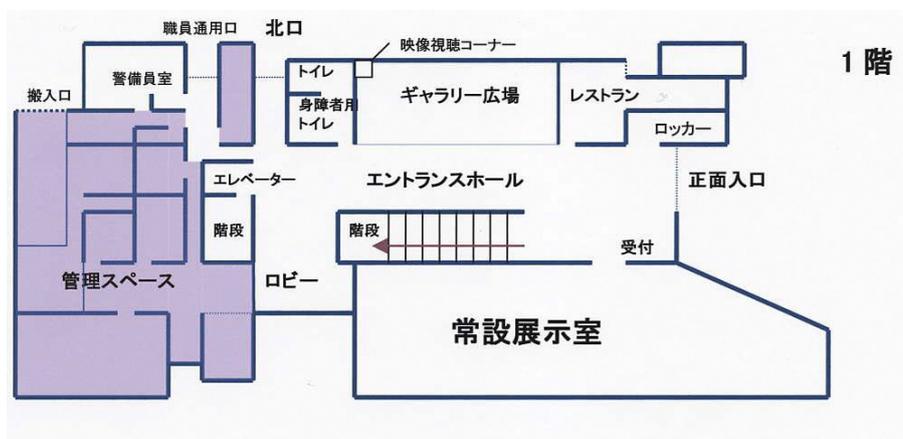
(いわき市立美術館外観)



(いわき市立美術館内)



(館内平面図)



(2) 沿革

市では、昭和 51 年、全国にも例のない美術振興推進団体「いわき市民ギャラリー」が市民自らの手で結成され、様々な企画事業が積極的に繰り広げられ、市民ギャラリーが母体となって、昭和 53 年「ヘンリー・ムーア展」が開催されるに至った。

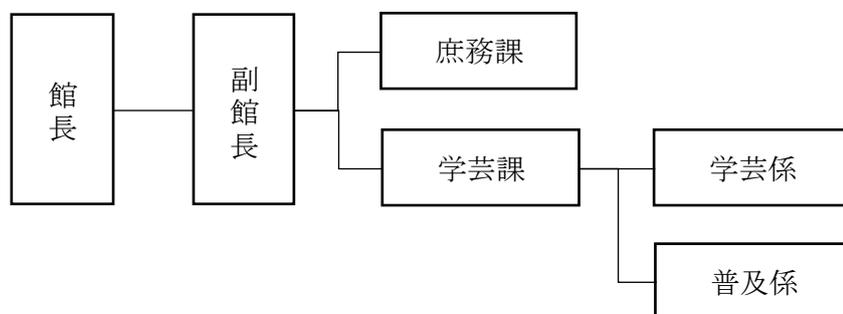
また、市には画廊が多く、新しいものに目を向ける「新制作協会」に属している作家も多く、そのことがいわき市立美術館（以下、美術館という。）のコレクションの特徴である、戦後世界の現代美術といわきゆかりの美術という二つの柱の収集につながることになった。

昭和 53 年 2 月	いわき市民ギャラリー主催による「ヘンリー・ムーア展」が開催され盛況をおさめたことが市民の反響をよび、市立美術館建設の機運が高まる
昭和 53 年 6 月	市総合計画の中で、前期に美術館建設計画を盛り込む
昭和 54 年 5 月	美術館建設基本構想委員会を設置、委員 6 人を委嘱
昭和 54 年 8 月	同委員会より美術館の基本構想について答申
昭和 54 年 11 月	基本構想を具体的に検討するため、市民 20 名による美術館建設審議会を設置
昭和 55 年 3 月	美術品選定評価委員会を設置、委員 5 名を委嘱
昭和 55 年 9 月	美術館・博物館建設準備室を設置 美術館建設審議会から美術館建設について答申
昭和 55 年 10 月	基本設計は、指名競争設計方式で行うことを決める
昭和 56 年 1 月	美術館建設基本設計審議会を設置、委員 14 名を委嘱 同委員会で佐藤武夫設計事務所の案を選定
昭和 56 年 9 月	美術館実施計画書の提出
昭和 56 年 12 月	市議会で美術館工事請負契約を決議 建設工事着工
昭和 58 年 11 月	竣工
昭和 58 年 12 月	市議会において美術館条例を決議
昭和 59 年 4 月	美術館組織発足
昭和 59 年 4 月 28 日	開館
昭和 59 年 4 月 29 日	一般公開
昭和 59 年 10 月 10 日	いわき市立美術館友の会発足
平成 3 年 4 月	常設展観覧料を祝日無料とする
平成 4 年 4 月	企画展の観覧をもって常設展観覧無料とする 7 月、8 月の金曜日の夜間開館開始
平成 4 年 10 月	美術館協議会より「いわき市立美術館振興策」が提出される
平成 5 年 1 月	毎月第 2 土曜日を小中学生の常設展の観覧無料とする

平成 7 年 4 月	毎月第 2、第 4 土曜日を小中学生の常設展の観覧無料とする
平成 12 年 3 月	美術館協議会より「いわき市立美術館第 2 次振興策」が提出される
平成 14 年 4 月	障がい者、高齢者の観覧を無料とする。また、児童生徒などが土曜日、日曜日に観覧する場合、および学校の教育活動などで観覧する場合の観覧料を無料とする
平成 15 年 9 月～12 月	大規模改修工事（休館）
平成 19 年 3 月～7 月	アスベスト除去工事（休館）
平成 25 年 9 月～	空気調和設備改修工事（休館）
平成 26 年 11 月	
平成 28 年 4 月	行政組織の改革等に伴い文化スポーツ業務が市長部局に移管。美術館事業は補助執行により市長部局文化振興課の所管となる

(3) 組織・人員体制

館長、副館長の下に庶務課と学芸課（学芸係、普及係）がある。現在の美術館職員数は館長等含め 11 名である。美術館は、文化スポーツ室・文化振興課により所管されている。



また、いわき市立美術館条例第 10 条に基づき、美術館の運営に関し館長の諮問に応じて、館長に意見を述べる機関としていわき市立美術館協議会が設置されている。委員は 15 人以内で組織され、任期は 2 年とされている。

その他、関連組織として、受入れ美術資料の適否の判断を行ういわき市美術品選定評価委員会、美術館活動を多角的に支援するいわき市立美術館友の会がある。

2 いわき市立美術館に係る重要施策

(1) 基本方針

いわき市立美術館は、地域の美術館として市内への美術の普及に努め、いわきの新しい美術文化創造の拠点となると同時に、新しいまちいわきにふさわしい今日の（戦後の）美術を広く世界的な視野で収集し、将来への遺産とする。

(2) 主な事業の内容

① 展示事業

展示は、常設展示と企画展示がある。企画展には、巡回展と自主企画展がある。企画展の内容は、館長・副館長・学芸員が参加する学芸会議で協議・検討した上で、翌年度の企画展事業について毎年 10 月～11 月に教育長による決裁を受けて、予算要求を行う。また、美術館協議会において、委員からの意見を募り、次年度以降の事業運営に反映している。

【展示事業の過去 5 年の入場者数推移】

平成 25 年 9 月 17 日から平成 26 年 11 月 14 日まで空調設備改修工事に伴い休館しており、平成 25 年度、平成 26 年度の入場者数が減少している。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
常設展	19,206	3,662	3,739	18,509	12,319
企画展	96,228	19,511	27,101	75,617	40,045
展示事業計	115,434	23,173	30,840	94,126	52,364

1) 常設展

いわき市立美術館のコレクションは、戦後世界の現代美術といわきゆかりの美術という 2 つの柱で成り立っている。半年毎の展示替えて比較的長期に観賞できる部分と、様々な角度から楽しめるように 3 ケ月毎に展示替えする部分とに分けて公開している。

【収蔵美術作品数】(平成 29 年 4 月 1 日現在)

絵画	版画	ポスター	彫刻	その他	合計
968	633	81	240	338	2,260

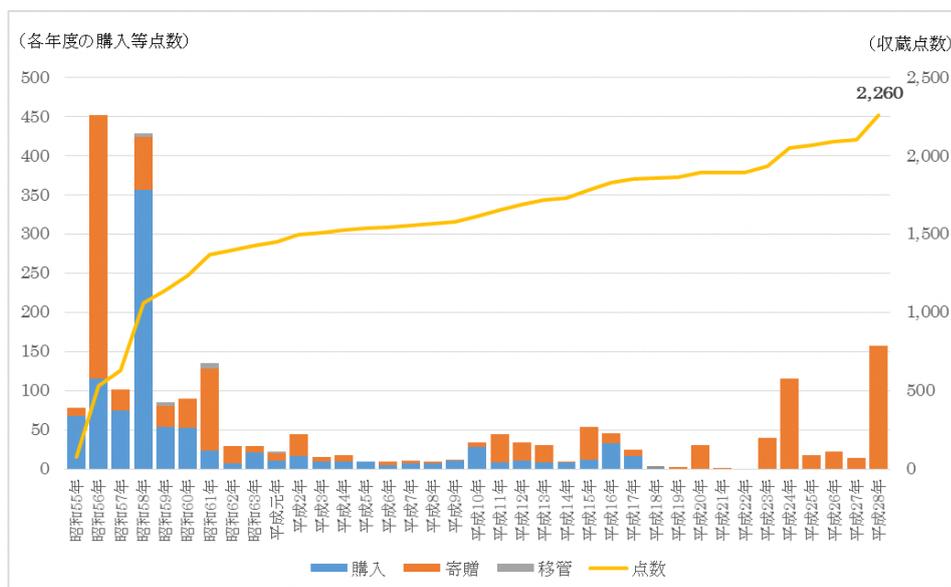
【主な収蔵美術作品】

- ・ アンディ・ウォーホル「16 のジャッキーの肖像」(1964 年)
- ・ アントニー・ゴームリー「見ることを学んでいる」(1991 年)
- ・ イヴ・クライン「人体測定 ANT66」(1960 年)
- ・ ジェイムズ・ローゼンクイスト「成長計画」(1966 年)

- ・ フランク・ステラ「ウリッド・スケッチ」(1967年)
- ・ 草間彌生「最後の晩餐」(1981年)
- ・ 中西夏之「紫・むらさき XV」(1982年)
- ・ 中村一美「聖」(1987年)
- ・ 若松公一郎「白色雑音」(1980年)

【美術品収蔵状況】

財政が厳しい中、平成 19 年度以降の購入は行っておらず、寄贈に依っている。



2) 企画展

現代美術に限らず、幅広く美術を鑑賞できるように年に数回の企画展を開催している。

【企画展の開催状況及び入場者数】

平成 28 年度は平成 27 年度に比べて企画展入館者数が、全体で 75,617 人から 40,045 人へと 35,572 人 (▲47%) 減少している。主な要因は、平成 27 年度は「ぐりとぐら展」(平成 27 年 9 月 12 日～10 月 25 日) を企画開催し、中・小学生を中心に 22,597 人を動員したが、平成 28 年度は児童向けの企画展が開催されなかったことによるものである。なお、平成 29 年度は「魔法の美術館」(平成 29 年 7 月 29 日～9 月 3 日) を開催し、24,975 人を動員している。

(入場者数上位 5 件の企画展)

平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
企画展名	入場者数	企画展名	入場者数	企画展名	入場者数	企画展名	入場者数	企画展名	入場者数
ニューアート シーン・イン・い わき 野沢二 郎展(無料)	24,626	日独交流150 年記念 安藤 信正展(無料)	4,388	新たな場との 出会いーいわ き市立美術館 彫刻特別展示 (無料)	7,239	ぐりとぐら展	22,597	ニューアート シーン・イン・い わき久保木桂 子展(無料)	8,204
ホノルル美術 館所蔵 北斎 展	22,712	いわき市小・中 学生版画展 (無料)	3,901	いわき市小・中 学生版画展 (無料)	4,791	ニューアート シーン・イン・い わき西成田育 男 更地(無料)	18,265	招き猫亭コレク ション 猫まみ れ展	7,815
岩合光昭写真 展 ねこ	13,295	美しき日本京 の四季展	2,603	高校生クロク キーワーク ショップ	4,287	アンコール・ ワットへのみち	8,919	女性を描くー クールベ、ルノ ワールからマ ティスまでー	7,348
いわき市小・中 学生版画展 (無料)	9,080	第43回いわき 市民美術展覧 会(陶芸の部・ 写真の部)(無 料)	2,262	藝大に学んだ 巨匠たちー東 京藝術大学美 術館所蔵作品 を中心に	3,472	肉筆浮世絵の 華と艶	6,051	いわき市小・中 学生版画展 (無料)	4,977
荒木経惟一花 の写真をー(無 料)	7,202	第43回いわき 市民美術展覧 会(絵画・彫塑 の部)(無料)	2,067	第44回いわき 市民美術展覧 会(絵画・彫塑 の部)(無料)	2,122	ニューアート シーン・イン・い わき松本和利 展(無料)	6,861	明治有田 超 絶の美 万国 博覧会の時代	4,304
上位5展計	76,915	上位5展計	15,221	上位5展計	21,911	上位5展計	62,693	上位5展計	32,648

【有料企画展の入場者数内訳推移】

有料企画展の入場者数のうち減免対象となっている者が過去 5 年で 28%~49%で推移している。そのうち、高齢者(いわき市在住の 65 歳以上)は過去 5 年で 15%~35%で推移している。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般	21,311	1,085	2,039	18,684	8,481
団体	669	55	291	795	283
友の会	357	80	77	279	303
有料計	22,337	1,220	2,407	19,758	9,067
減免	12,860	2,143	2,715	10,365	8,161
障がい者	1,869	138	178	1,084	746
高齢者	6,969	1,447	2,221	6,232	5,904
児童生徒(平日)	1,895	476	112	812	385
児童生徒(土日)	2,127	82	204	2,237	1,126
無料	10,800	979	1,136	10,230	4,395
招待者	9,839	939	1,047	6,383	4,120
施設見学者・幼児	961	40	89	3,847	275
減免・無料計	23,660	3,122	3,851	20,595	12,556
合計	45,997	4,342	6,258	40,353	21,623

減免構成比	28.0%	49.4%	43.4%	25.7%	37.7%
高齢者構成比	15.2%	33.3%	35.5%	15.4%	27.3%
児童生徒構成比	8.7%	12.9%	5.0%	7.6%	7.0%

② 普及事業

市民がより深く美術や芸術文化を体験し、親しみと理解を深めるための機会を提供するべく、ワークショップ、講演会、実技講座、移動美術館等を開催している。

【過去5年間の普及事業参加者数】

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
講演会	774	71	160	293	153
美術講座	20	-	98	23	139
ギャラリー・トーク	58	38	34	97	127
団体等解説	1,847	414	245	863	800
実技講座	51	89	99	58	101
公開講座	100	216	191	38	32
ワークショップ	1,404	1,574	1,621	1,186	1,487
コンサート&パフォーマンス	1,174	264	120	958	170
映像観賞会	55	-	-	-	-
移動美術館	120	343	-	913	1,081
実技講習室開放	136	40	-	9	69
共催事業	710	173	369	517	325
合計	6,449	3,222	2,937	4,955	4,484

3 決算の状況

(1) 歳入の状況

過去5年間の歳入額は2百万円～42百万円で推移している。主な変動要因は、企画展観覧料、災害復旧費国庫補助金（平成24年度）、施設整備事業債（平成26年度）によるものである。

(単位：千円)

款名称	目名称	節名称	歳入名称	平成24年度 調定額	平成25年度 調定額	平成26年度 調定額	平成27年度 調定額	平成28年度 調定額
13.使用料及び手数料	教育使用料	社会教育使用料	美術館常設展観覧料	197	155	80	183	198
			美術館企画展観覧料	17,862	1,011	2,276	15,528	7,941
14.国庫支出金	教育費国庫補助金	災害復旧費国庫補助金	社会教育施設等災害復旧費国庫補助金	22,778	-	-	-	-
			新生ふくしまグランドステージ事業費国庫補助金	-	500	500	1,000	-
15.県支出金	教育費県補助金	社会教育費県補助金	新生ふくしまグランドステージ事業費県補助金	-	500	500	1,000	-
			基金運用利子	76	85	60	56	-
16.財産収入	教育費寄附金	社会教育費寄附金	美術品等取得基金利子	76	85	60	56	-
			美術品等取得基金寄附金	-	-	500	10	-
20.諸収入	雑入	保険料被保険者負担金	保険料被保険者負担金	-	-	-	35	27
			美術館常設展図録売払代金	152	49	68	194	113
		図録売払代金	美術館企画展図録売払代金	508	317	480	525	643
			私用電気料	252	277	308	256	256
		雑入	私用水道料	81	65	72	63	61
			私用ガス料	225	185	198	177	157
			私用下水道料	60	38	39	45	45
その他の雑入	-	-	-	5,000	-			
21.市債	教育債	社会教育債	社会教育施設整備事業債	-	-	28,300	-	-
合計				42,192	2,682	32,882	23,071	9,440

(2) 歳出の状況

過去 5 年間の歳出額は 147 百万円～193 百万円で推移している。主な変動要因は、施設整備費（平成 25 年～26 年度は空気調和設備改修工事）、企画展事業費によるものである。

(単位：千円)

款名称	項名称	目名称	節名称	歳出名称	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
					決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
10. 教育費	社会 教育費	美術 館費	いわき市 立美術館 管理運営 費	美術館協議会委員報酬	158	149	141	133	141
				いわき市立美術館施設運営費	75,217	64,426	61,699	76,853	77,091
				いわき市立美術館施設整備費	7,083	91,896	70,787	5,508	24,263
				企画展事業費	54,870	34,380	24,406	61,038	66,471
				いわき市立美術館教育普及事業費	2,064	1,615	2,118	2,732	2,663
				いわき市立美術館調査研究事業費	503	463	468	476	467
				いわき市立美術館常設展事業費	830	572	493	847	881
				美術品等取得基金繰出金	76	85	560	66	17
				彫刻のある街づくり事業費	8,770	-	-	-	-
				いわき市立美術館彫刻特別展事業費	-	-	1,082	-	-
合計					149,571	193,586	161,754	147,654	171,993

歳出の項目別の状況で見ると、主な項目は委託料、需用費（水光熱費等）、工事請負費、負担金、補助及び交付金（巡回展の開催負担金等）となっている。

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
報酬	158	149	141	133	141
賃金	7,581	3,504	2,408	8,215	8,173
報償費	2,945	4,107	5,908	2,225	2,268
旅費	2,956	2,891	3,064	2,780	2,522
需用費	35,520	29,760	27,905	38,168	38,253
役務費	9,797	3,435	3,442	8,549	5,533
委託料	55,173	55,723	50,193	67,920	64,778
使用料及び賃借料	2,448	2,090	1,637	3,907	1,472
工事請負費	1,733	83,601	65,905	662	19,484
原材料費	169	406	60	26	28
備品購入費	9,180	340	340	334	335
負担金補助及び交付金	21,798	7,450	144	14,622	28,942
公課費	38	45	47	47	47
繰出金	76	85	560	67	17
合計	149,571	193,586	161,754	147,654	171,993

(3) 平成 28 年度の主な歳出（委託費等）の状況

市立美術館の歳出(委託費等)より歳出名称の区分で 20,000 千円以上のものを抽出し、その中の細目から任意に抽出したものに対して下記に記載した上で、監査手続を実施している。

① 契約の概要

いわき市立美術館では、いわき市立美術館条例第 3 条に基づく事業を行うため、複数の契約を締結しているが、委託業務契約及び工事請負契約について主な歳出の状況は以下の通りである。

② 委託業務契約について

いわき市立美術館にて行う業務委託は、「常駐警備受付業務」、「清掃業務」、「設備運

転管理・建築物衛生管理」、「美術作品保管」であり、下表の通り、「美術作品保管」業務のみが随意契約であり、その他の業務は指名競争入札に基づく契約が締結されている。なお、「美術作品保管」業務が随意契約である理由は、受託業者が美術館の収蔵作品を安全に保管する設備等の条件（定温 20℃、定湿 55～60%等）を満たす専用倉庫を提供できる市内唯一の業者であるため、としている。

業務内容	契約方式	平成 24～25 年度	平成 26～27 年度	平成 27～28 年度
常駐警備受付業務	指名競争	(株)ゴリラガードセキュリティ 25,718,288 円	(株)キョウワセキュリティオン 24,462,000 円	(株)キョウワセキュリティオン 29,100,600 円
清掃業務	指名競争	(株)常光サービス 16,049,776 円	(株)常光サービス 15,552,000 円	(株)常光サービス 21,436,920 円
設備運転管理等	指名競争	(株)日本ラインサービス 15,666,525 円	(株)日本ラインサービス 14,152,320 円	(株)トーカンオリエンス 17,160,120 円
美術作品保管	随意契約	磐城通運(株) 5,355,000 円	磐城通運(株) 5,355,000 円	磐城通運(株) 5,355,000 円

③ 工事請負契約について

いわき市立美術館に関する工事案件に関して、平成 28 年度は、法律上対応を要する案件として行われた。なお、契約締結方法は、いずれも競争入札により行われ契約締結している。

業務内容	契約方式	契約工期	請負代金
ハロン消火設備改修工事	一般競争	平成 28 年 9 月 15 日 ～平成 29 年 1 月 31 日	17,280,000 円
電話設備取替工事	指名競争	平成 28 年 11 月 10 日 ～平成 28 年 12 月 28 日	1,475,280 円

4 監査の結果及び意見

(1) 所蔵品・備品の資産管理について

美術館の所蔵品・備品の資産管理について検討した結果、以下の問題点があった。【指摘事項】

美術館には独自の資産管理の規程はなく、いわき市財務規則に従って管理を行っている。

いわき市財務規則では次の通り備品の管理について規定している。

(備品の整理)

第 277 条 物品管理者は、その所管に係る供用備品をは握するため、備品台帳（第 9 号様式）を整理し、備品整理票（第 98 号様式）をちよう付し、又はペイント書等をして管理しなければならない。ただし、これにより難いものについては、帳簿に品質、形状等を明記し、現品との照合に便利なようにしておかなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、図書の整理については、図書の裏表紙に部所名及び購入年月日を付さなければならない。

3 財政部長は、備品台帳により常に供用備品の使用状況をは握しておかなければならない。

① 備品の台帳登録の漏れについて

備品の現物確認を実施した際に、現物はあるが備品台帳一覧表には登録されていないものがあった。登録を失念した可能性が高いとのことである。注意して登録を行い、その結果をダブルチェックする必要がある。

備品番号	品名	販売元	取得日
-	UpRight UL25E	タンフィールド・エンジニアリング・システムズ・リミテッド	-



② 備品への資産管理帳票の貼付について

上記いわき市財務規則に規定されている通り、備品には原則「備品整理票」を貼付することとされている。

しかし、備品台帳一覧表に記載されている備品や図書について、現物との照合を実

施した結果、一覧表に記載されているものであると推定はされるが、備品整理票が貼付されていないため、備品台帳一覧表と現物の確実な紐付けができないものがあった。

いわき市財務規則の（備品の整理）第 277 条 1 項によると、原則備品に備品整理票を貼付する等の他、困難な場合には備品台帳に品質・計上等を明記し、現品との照合に便利なおくしておくことが規定されているが、実際問題として、備品台帳と現物の紐付のため何らかの帳票を現物に貼付する必要があると考える。

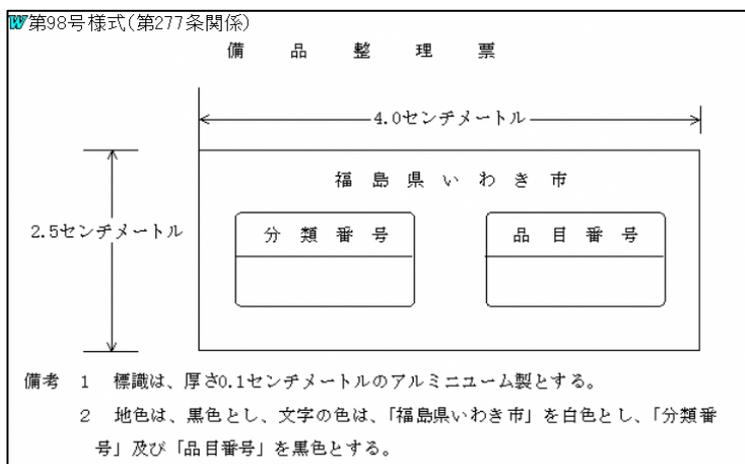
そこで、図書の裏表紙に貼られているような簡略化された帳票を用いるのも一法であると思われる。また、今回のものはスポットライトで熱を帯びるので貼付するのが困難であったとのことであるが、そのような場合は保管棚等に現物を置くようにし、棚に帳票を貼付することも考えられる。

備品番号	品名	規格	取得日
4770~4848	電気機械及び器具類	スポット径 125LH/ホワイト/ フラッドリフレク タ/UV/アーム付き	平成 18 年 2 月 28 日
			

※現物に貼付されているシールは備品整理票ではない。

(参考)

備品整理票



図書の裏表紙に添付されている帳票

備品番号	品名	規格	取得日
191127	図書類	画本宮沢賢治 1～1 5	平成 23 年 11 月 29 日

備品番号: 00191127 いわき
取得日: 平成23年11月29日 市備品
品名: 教育委員会事務局文化課美術館
規格: 画本宮沢賢治 1～15
数量: 画本宮沢賢治 1～15

③ 所蔵品・備品の実地棚卸について

現状、所蔵品に関しては、常設展で展示する際、また他の美術館に貸与する際など、必要に応じて、傷等がないか保存状態確認のために現物確認を行っている。但し、備品台帳と現物の照合手続、いわゆる実地棚卸を行ってはいない。

美術品及び備品について、台帳登録資産の実在性、滅失や廃棄の状況、保存状態等を把握する観点から定期的・計画的に実地棚卸を行うべきと考える。実地棚卸を行うことにより上記①～②のようなケースも防止・発見することができる。また、時間的に一斉実地棚卸が困難な場合には、エリアごとに一部ずつ行う循環棚卸により実施することでも差支えない。

(2) 美術館の修繕の状況について

美術館は昭和 59 年 4 月の開館より、平成 28 年度末で 33 年が経過しており、修繕に急を要すると考えられる項目が発生している。なお、平成 23 年 3 月の東日本大震災後再オープンに際して、専門の建築家のチェックを受けている。

項目	状況	概算事業費	想定される事態
エレベーター設備 更新工事（荷物用・ お客様用）	開館以来使用。部品が製造・供給 中止となっており、故障すれば新 品に取替必要。	28,384 千円	※1
自動火災報知設備 更新工事	開館以来使用。部品が製造・供給 中止となっており、故障すれば新 品に取替必要。	7,291 千円	※2
監視カメラ更新工 事	経年劣化により、モニターが利用 できない状態である。	7,533 千円	※3
屋上防水改修工事	建物の老朽化のため雨漏りが発生 し、2 階の展示室に影響があった。	31,556 千円	※4

※1 特に、荷物用に関しては故障が発生した場合、作品等の移動が困難となり、企画展の突然の中止等により、違約金の支払の発生他、外部関係者や来館者の信用を失い、次年度以降の運営にも影響が出る。

※2 故障が発生した場合、火災時の来館者の安全が守れない他、消防法第 17 条第 1 項違反となり、危険施設として公表され運営にも多大な支障となる。

※3 近年、文化財への危害が増加しており、犯人逮捕の証拠として映像記録が必須であり、そのことが予防力を高める効果もある。また、当館の所蔵品の資産的価値も多額であり損傷の防止が必須である。

※4 当館所蔵品の資産的価値の下落、また借用作品の修復・弁償代の発生、ひいては信用を失い、美術館運営に多大な影響が出る。

以上の状況であるが、市の財政が厳しさを増す中、平成 29 年度の予算措置はいずれもなされていない状況である。美術品の損傷や故障等の発生は、所蔵品の資産価値や美術館運営に与える影響は大きく、財政課等と十分検討することが望まれる。【意見】

(3) 美術館の展示・収蔵スペース拡大と自主財源の確保について

平成 29 年 3 月末現在の所蔵品 2,260 点（内、購入品 987 点）に対し、年間通算での常設展示点数は 100 点強に止まっており、所蔵品回転率は低い状況である。美術館としては、市民へアピールを行い美術の普及度を上げるために年間 200 点程度の常設展示が望ましいと考えている。また、美術館内の収蔵スペース、特に彫刻等の収蔵庫が手狭であり、外部倉庫に保管料として年間 5,355 千円を支出している。

このように美術館の展示・収蔵スペースの拡大が必要な状況であるが、前述の通り市の財政が厳しさを増す中で、美術館に向けられる予算も削減され、展示・収蔵スペースの拡大は困難な状況でもある。一方、所蔵品の取得価額総額は平成 29 年 3 月末現在 1,820,739 千円であり、取得後資産価値は増加している状況である。

以上のような状況を鑑みれば、維持コストも含めた展示・収蔵スペース拡大の設備投資のため、条例等の改正も含め多方面から検討する必要があるが、その一部売却による自主財源確保に向け検討することが望まれる。【意見】

(彫刻等の収蔵庫の状況)



(4) 歳入増加について

有料企画展の入場者数内訳推移に記載の通り、有料企画展の入場者数のうち減免対象となっている者が過去5年で28%~49%で推移している。そのうち、高齢者（いわき市在住の65歳以上）は過去5年で15%~35%で推移している。

企画展の内容によって来館者が大きく変動している状況がある一方で、企画展事業費は財源の制約を受けている状況がある。魅力的な企画展の開催を実施するためには財源の確保が必要となる状況において、現在常設展・企画展ともに無料とされている高齢者について、企画展については有料化することは財源の確保に寄与すると考えられ検討することが望まれる。有料化した場合に、これまで無料としていた高齢者等の来館の減少が懸念される場所であるが、魅力的な企画展の開催がより多くの来館に繋がるものとする。【意見】

(5) 行政財産貸付の有償化について

現在、美術館1階に出店している飲食店は、水道光熱費は負担しているものの、賃料は無償となっている。飲食店の設置を来館者向けのサービスの一環として位置付けて、無償とすることも考えられるが、美術館の来館者以外が飲食店に入店することも可能であり、また美術館の財源とするため、今後有償化することの検討が望まれる。【意見】

(6) 来館者数増加について

来館者増加に向け以下の検討を行うことが望まれる。【意見】

① 児童向け企画展の開催

企画展の開催状況及び入場者数（入場者数上位5件）で記載の通り、平成28年度において児童向け企画展を開催しなかったことにより入場者数が大きく減少したこ

とや、美術の普及に努めるという基本方針を鑑みると、若い世代の来館を促すことは、美術の関心を高めることにつながると考えられるとともに、父兄の来館動機の増加にもつながり、来館者増加の効果が大きいものと考えられる。そのため、夏休みなど児童の来館が見込まれる時期に、児童向け企画展を定期的を開催することが望ましいと考える。

② 学校向け対応について

現在、美術館は各小中学校に働きかけて、来館してもらう活動を行っている。しかし、来館した学校をリスト化した上で未来館の学校を峻別し、そこにターゲットを絞って積極的な働きかを行うことはしていない。したがって、リストを整備した上で目標の学校を設定し、教育委員会等を通して各学校に働きかけてもらうことも来館者増加に繋がるものと考ええる。

③ その他来館者増加策について

現在、来館者にはアンケートや投書箱への投書を通じて、そのニーズを把握している。また、来館者増加に向けて、定期的にマスコミや市の広報、チラシ・ポスターの配布、ウェブ等により周知活動を行っている。しかし、一般市民向けのアンケート調査は行われてはいない。来館者増加に向けて、各種活動のアピールも絡めて、特に美術館の利用度が低いと考えられる層を中心として、アンケートを実施しそのニーズを把握した上で、今後の運営方針を検討し、来館者増加に繋げることが望まれる。

第5 いわき芸術文化交流館（アリオス）

1 いわき芸術文化交流館（アリオス）の概要

(1) 施設概要

開館	第1次オープン 平成20年4月8日 グランドオープン平成21年5月2日	
所在地	平字三崎 1-6	
敷地	11,228.68 m ²	
建物	鉄筋コンクリート造地下2階・地上6階 約27,547 m ²	
開館時間	8:30～22:30	
休館日	第2火曜日	
主要施設	大ホール	1,705席（最大1,840席）
	中劇場	395～687席（可変）
	小劇場	233席
	音楽小ホール	200席
	リハーサル室	大（約210 m ² ）、中（約160 m ² ）
	その他	スタジオ（4室）、中練習室（2室）、小練習室（4室） 稽古場（4室）、作業室（2区画）等

(いわき芸術文化交流館（アリオス）外観)





(内部)

(ホール)



(2) 特徴及び沿革

いわき芸術文化交流館（以下、「アリオス」という。）は、約 40 年にわたって市民から愛されてきた旧平市民会館の跡地に整備した本館と、改修された旧音楽館を別館として構成し、平成 20 年 4 月に第 1 次オープン、平成 21 年 5 月に中劇場を加えてグランドオープンした。建設の直接の契機は、旧平市民会館の老朽化ではあったが、それだけにはとどまらず、市における芸術文化の拠点として、また、あらゆる世代にわたる市民の交流空間として整備することにより、中心市街地の賑わいづくりや交流人口の拡大にも繋げることをミッションとする方向性も明確化された。

こうした方向性を踏まえ、事業の運営に関しては直営化し、施設的设计・建築及びその維持管理に関しては、価格面・サービス内容面で有利性がある PFI 方式が採用され、複数の事業者が応募し PFI 審査委員会による審査の結果、事業者が選定された（PFI 事業内容に関しては後述する）。

平成 13 年 3 月	新しいわき市総合計画基本計画策定
平成 13 年 4 月	企画調整部内に文化交流施設準備室発足
平成 13 年 6 月～	市民検討懇談会・ワーキングチーム設置
平成 14 年 3 月	懇談会から市長へ提言
昭和 14 年 5 月	市文化交流施設基本構想・基本計画策定（提言内容を反映）
平成 14 年 5 月～	市民企画運営準備会設置懇談会＋ワーキング委員の継続
平成 15 年 3 月	
平成 14 年 6 月～	PFI 導入可能性調査
平成 15 年 3 月	
平成 15 年 5 月～	劇場計画プロジェクトチーム TPT 設置
平成 15 年 9 月	PFI 実施方針策定公表
平成 16 年 1 月	PFI 特定事業選定 TPT の検討結果を要求水準書に反映
平成 16 年 3 月～	PFI 審査委員会による審査・優先交渉権者決定
平成 16 年 8 月	
平成 16 年 12 月	PFI 特定事業契約の締結
平成 17 年 1 月～	施設設計（平中央公園・音楽館改修設計を含む）
平成 17 年 12 月	
平成 18 年 1 月～	建設工事
平成 20 年 4 月	第 1 次オープン（第 1 期工事竣工 平成 19 年 8 月末）
平成 21 年 5 月	グランドオープン（第 2 期工事竣工 平成 20 年 12 月）
平成 25 年 5 月	開館 5 周年
平成 28 年 4 月	行政組織の改革等に伴い文化スポーツ業務が市長部局に移管。 アリオスは市民協働部から市長部局文化・スポーツ室の所管となる。

（3）組織・人員体制

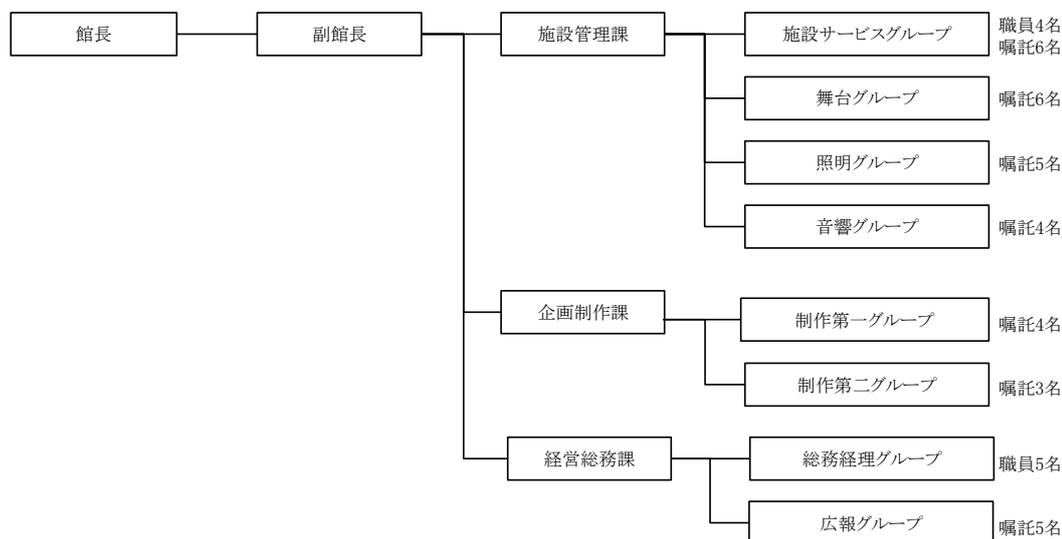
アリオスは、平成 28 年度より、市民の心の復興に向け、文化・スポーツ施策の積極的な推進を図るため、それまでの市民協働部の管轄から、新設された文化スポーツ室に移管されている。館長、副館長の下に施設管理課、企画制作課、経営総務課がある。現在の職員数は館長等含め 44 名である。

公の施設として、公共性・公平性の視点に立った利用者サービスを円滑に進めるとともに、市の直営方式に固有の庶務・財務事務を適正に処理し、専門スタッフを中心とした自主企画事業の推進をサポートするため、館長を含め正規職員 10 名を配置している。

また、劇場運営、舞台芸術に関しては、特殊かつ高度な技術を要するものであるこ

とから、各分野において専門的かつ高度な知識・経験を有するスタッフを全国から招聘・募集し、副館長以下嘱託社員 34 名を雇用している。

なお、事業運營業務の一部（チケット販売、総合受付等）は業務委託している。



(4) 事務分掌

いわき芸術文化交流館の事務分掌は以下の通りである。

- ① 舞台芸術に関する公演の企画及び実施に関すること。
- ② 舞台芸術の普及及び他分野との連携に関すること。
- ③ 舞台芸術に関する情報の収集及び提供に関すること。
- ④ 舞台芸術に関する市民の活動の支援及び人材の育成に関すること。
- ⑤ 舞台芸術の鑑賞、創作及び発表に係る施設及び設備等の提供に関すること。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、芸術文化交流館の設置の目的を達成するために必要な事業。

(5) PFI 事業

前述したように、アリオスは、事業の運営には関しては市の直営であるが、施設建設及びその維持管理に関しては PFI 事業として実施されており、PFI 事業の概要は以下の通りである。なお、事業者は市の指導監督の下にあり、市からモニタリングを受けている。

事業方式	BTO 方式（民間事業者が自ら資金を調達して、施設を建設し、その所有権を公用に移転し、その代りの一定期間、監理・運営する権利を得る方法）
事業期間	18 年 3 ヶ月（平成 16 年 12 月～平成 35 年 3 月）

事業範囲	アリオスの設計・建設及び15年間の維持管理業務並びに既存施設（平中央公園、音楽館、文化センター）の改修設計等
事業費	全体 約181億円
事業費の支払条件	15年間で平準化して、年間12億円（うち初期投資分9.8億円、維持管理費分2.2億円）を支払う

2 いわき芸術文化交流館（アリオス）に係る重要施策

(1) 設置目的

アリオスは、以下のミッションを達成するために設置された施設である。

- ① 市民の創造的で多様な文化活動の拠点
- ② 多くの人々が気軽に集い、憩い、街の賑わいを生み出す
- ③ 既存施設が、ハード・ソフトの両面で有機的に結ばれる「文化交流ゾーン」を形成し、「いわき」の新たな価値を創造する

また、アリオスの基本コンセプトは以下の通りである。

- ① 気軽に集い、ふれあい、楽しめるコミュニティであること
- ② 自分を磨き、新たな価値を生み出す創造的拠点であること
- ③ みずみずしい文化芸術に触れ、地域への誇りとともに育む場であること
- ④ まちとつながり、まちを感じる賑わいの空間であること
- ⑤ 地域における公共劇場の新しいスタンダードであること

(2) 主な事業の内容

① 自主企画事業

市民文化や地域にもたらされる効果に鑑み、必要と考えられる事業を自主企画事業として行っている。

(ア) 観賞系事業

クラシック音楽をはじめ、ポップスなどの公演を通して、芸術文化の普及拡大及び市民への活力、癒しの場を提供することを目的とする。

(イ) 普及系事業

気軽に楽しめるコンサートとして、音楽小ホールにおいてワンコインコンサートを実施する他、音楽に親しむためのワークショップ開催など芸術文化の普及を図る。

(ウ) アウトリーチ事業

各分野のアーティストが市内の小中学校に出向き、生の芸術を提供することにより、児童・生徒の感受性や創造性などを育むとともに、芸術文化への関心を高めることを目的とする。

(エ) 子育て支援事業

舞台芸術を通して子どもの情操を養うとともに、保護者の癒しの機会を提供することにより、子育てを支援する。

(オ) 人材育成・交流事業

舞台芸術に興味・関心のある市民に対し、舞台芸術の表現者としての学習・体験や発表の場を提供することにより、将来を担う人材の育成や人的交流の促進を図ることを目的とする。

(カ) 市民協働型事業

中心市街地のまちづくり団体との連携・協働により、まちなかの賑わいを創出すると共に、地域の連携を推進する。

(キ) 市民による芸術文化活動への支援

市内で活動する文化芸術団体の日頃の活動の成果を発表する場を提供することを通して、市民の文化芸術活動を支援する。

【平成 28 年度の主な自主企画事業の概要】

(事業費上位 10 件)

事業名	開催日時	会場	料金	入場者数 (人)	事業費 (千円)
1 第6回NHK交響楽団いわき定期講演会	2月5日(日) 15:00	大ホール	5,000~8,000円 学生半額	1,050	16,045
2 アリオス・バレシァター	3月5日(日) 15:00	大ホール	1,500円 中高生500円	768	11,333
3 おでかけアリオス&コンサート	小中学校・公民館等で50回開催			2,303	10,607
4 いわき市+タウンズビル市国際姉妹都市締結25周年記念事業「ハムレット」	10月9日(日) 14:00	中劇場	2,000円 (高校生以下無料)	230	8,007
5 大人のためのオーケストラ エントリーコンサート ザ・アマデウス★ガラ	11月13日(火) 15:00	大ホール	3,500円 学生1,000円	397	6,180
6 リージョナル・シアター2016(全8公演)	8月27日(土)~ 11月27日(日)	中劇場他	1,000円 (高校生以下500円)	2,104	6,063
7 アリオスワールドミュージックコレクション2016 スアール・アグンコンサート	9月22日(木) 17:00	中劇場	3,500円 学生1,500円	309	5,566
8 まちなか連携プロジェクト アリオス・パークフェス2016	4月~11月の 月1回	平中央公園	無料	18,680	4,821
まちなか連携プロジェクト いわき街なかコンサート in TAIRA 2016	10月1日(土) 10月2日(日)	中劇場	無料		
9 第12回いわきアリオス落語会 柳家小三治独演会	4月6日(金) 19:00	中劇場	4,000円 学生2,000円	512	3,454
10 第17回たんけんアリオス	7月24日(火) 10:00 14:00	中劇場	無料	270	3,012
第18回たんけんアリオス	12月25日(日) 10:00 14:00	中劇場	無料		

【第 5 期いわき市生涯学習推進計画における位置付け】

「第 5 期いわき市生涯学習推進計画」の中で、アリオスに係る事業として「おでかけアリオス」が明示されており、学校や地域コミュニティなどにアーティストとともに出向き、生の芸術体験をより多くの市民に親しみやすい形で届けることを目的として、音楽・演劇等の普及型公演を行うこととしている。(上記「アウトリーチ事業」)

「おでかけアリオス」の過去 5 年間の実績は以下の通りであり、主に小中学校に訪問し、実施している。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施数(回)	55	61	30	43	50
参加者数(人)	2,890	3,184	1,387	2,521	2,303

② 広報宣伝事業

アリオスペーパーやダイレクトメールに加え、ツイッター、フェイスブック等により、アリオスで開催するイベント、その他市内の文化芸術に関する記事の掲載、自主事業等に係るチケット販売の促進に係る広報等を行う。

【第5期いわき市生涯学習推進計画における位置付け】

「第5期いわき市生涯学習推進計画」の中で、アリオスに係る事業として「キッズ★アリペの発行」が明示されており、子どもたちと地域がつながっていくよう、子育て情報などを発信することを目的として、市内の子育て情報・子ども向けイベントの開催情報の発信を行うこととしている。

③ 舞台サポート事業

当館の舞台運営をサポートするとともに、施設利用者及び観客の安全・安心を確保し、効率的・効果的に舞台運営業務の推進を図るため、舞台技術スタッフの増員等について業務委託により対応する。

(3) 3か年事業計画（平成28年度～平成30年度）の6つの施策

- ① 質の高い舞台芸術に出会い、世界へ繋がる場をつくる
- ② 心豊かな生活が送れるよう地域と人と共に歩む
- ③ 文化芸術の情報集積と発信、交流の場になる
- ④ 誰もが気軽に様々な文化芸術に触れられる機会をつくる
- ⑤ 市民による文化芸術の創造活動を支援する
- ⑥ 文化芸術に関わる人材を発掘、育成する

(4) 過去の来館者等の推移

大ホールを中心として、高い稼働率を保っている。

(単位:人)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
来館者数	534,223	762,601	727,767	425,327	730,652	765,737	742,752	830,454	965,698	
入場者数	189,056	194,111	190,652	100,628	216,894	227,388	218,283	212,391	215,554	
出演者・スタッフ数	33,646	37,198	34,154	20,126	51,441	71,674	58,406	53,969	68,102	
利用者数※	70,584	64,228	76,662	34,781	69,630	70,475	101,587	111,144	117,270	
視察・見学者数	2,326	1,812	1,287	161	901	711	725	837	1,307	
稼働率	大ホール	83.1%	79.3%	73.6%	76.4%	85.5%	84.2%	86.0%	77.0%	87.8%
	中劇場	—	65.7%	54.3%	70.1%	58.0%	68.9%	66.0%	60.1%	62.0%
	小劇場	60.4%	61.3%	56.4%	51.5%	49.0%	53.8%	49.3%	51.7%	61.9%
	音楽小ホール	58.8%	64.2%	59.8%	57.3%	52.9%	59.7%	58.8%	57.8%	57.2%

※ 利用者数とは、ホール・劇場の練習利用者数及びリハーサル室・スタジオ・練習室・稽古場の利用者数の合計

3 決算の状況

(1) 歳入の状況

過去5年間の歳入額は104百万円～116百万円で推移している。主な歳入は、施設使用料、観覧料（自主企画事業）、国庫補助金である。

(単位:千円)

款名称	目名称	節名称	歳入名称	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
				調定額	調定額	調定額	調定額	調定額
13. 使用料及び手数料	総務使用料	総務管理使用料	芸術文化交流館使用料	53,669	54,605	53,790	54,203	57,482
			芸術文化交流館観覧料	32,944	8,171	16,557	17,045	16,159
			支所等庁舎使用料	24	24	25	23	23
14. 国庫支出金	総務費国庫補助金	総務管理費国庫補助金	文化芸術推進費国庫補助金	11,056	33,507	27,966	28,342	30,250
15. 県支出金	総務費県補助金	総務管理費県補助金	文化で元気!“新生ふくしま”グランドステージ事業費県補助金	-	-	-	500	-
20. 雑収入	雑収入	雑収入	保険料被保険者負担金	845	826	825	803	678
			広告収入	186	368	443	233	217
		雑収入	私用電話料	27	30	36	35	32
			私用電気料	1,959	2,082	2,246	2,019	1,946
			自販機電気料	-	-	316	234	198
			私用水道料	224	277	299	283	324
			公衆電話受託手数料	2	1	1	1	1
			芸術文化交流館事業助成金	3,000	3,500	8,096	5,000	8,200
			私用下水道料	205	254	269	276	316
			その他の雑収入	218	829	275	129	187
合計				104,360	104,474	111,145	109,125	116,012

(2) 歳出の状況

過去5年間の歳出額は1,647百万円～1,673百万円で推移している。歳出額にはPFI事業費（初期投資費及び維持管理費）年間約12億円が含まれている。

(単位:千円)

款名称	項名称	目名称	節名称	歳出名称	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
					決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
2. 総務費	総務管理費	芸術文化交流館費	芸術文化交流館運営事業費	自主企画事業費	74,905	81,364	88,266	97,650	97,848
				広報宣伝事業費	31,115	31,723	31,182	31,965	31,748
				総務管理費	309,634	316,401	320,491	309,611	308,824
				舞台サポート事業費	40,598	40,269	42,516	43,137	42,862
			芸術文化交流館整備事業費	PFI事業費	1,191,230	1,191,446	1,190,730	1,190,958	1,191,192
合計					1,647,481	1,661,204	1,673,185	1,673,320	1,672,474

歳出の項目別の推移は以下の通りであり、芸術文化交流館事業費の主な費目は賃

金・共済費（嘱託職員人件費）、光熱水費、委託料である。

(単位:千円)

節名称	項目	内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
芸術文化交流館事業費	共済費	嘱託職員の人件費	23,921	24,403	24,579	24,231	25,702	
	賃金	同上	173,060	169,278	168,937	168,847	169,536	
	報償費	役者や広報誌デザイナーへの謝金	4,728	5,188	6,344	7,019	8,430	
	旅費	自主事業に係る打ち合わせ等の旅費	3,119	3,293	3,824	4,275	3,208	
	需用費		78,404	88,224	91,161	81,730	79,247	
		消耗品費	5,812	5,659	5,177	5,362	5,368	
		印刷製本費	6,716	8,276	7,738	8,485	9,034	
		光熱水費	64,427	69,728	76,691	66,373	62,934	
		その他	1,448	4,561	1,556	1,510	1,911	
		役務費	通信運搬費、ピアノ調律手数料等	4,216	5,245	3,690	4,101	3,713
		委託料	自主企画事業委託、舞台サポート等	161,935	166,988	176,287	183,906	182,434
		使用料及び賃借料	下水道使用料、コピー機使用料	4,946	5,395	5,604	5,768	6,511
		原材料費		179	183	291	235	254
		備品購入費	舞台関係備品	1,394	1,259	1,419	1,944	1,795
		負担金、補助及び交付金		290	205	283	230	237
		償還金、利子及び割引料		28	46	4	27	182
		公課費		33	50	33	50	33
	計		456,252	469,758	482,455	482,362	481,282	
芸術文化交流館整備事業費	委託料	PF1事業契約維持管理分	220,422	220,422	219,483	219,483	219,483	
	公有財産購入費	PF1事業契約初期投資分	970,808	971,024	971,247	971,475	971,709	
	計		1,191,230	1,191,446	1,190,730	1,190,958	1,191,192	
	合計		1,647,481	1,661,204	1,673,185	1,673,320	1,672,474	

(3) 平成 28 年度の自主企画事業の収支状況

平成 28 年度の自主企画事業の事業費は合計 97,848 千円、収入は 56,028 千円、収支差▲41,820 千円、収益率（収入÷事業費）57.3%となっている。

事業費 97,848 千円のうち、委託料が 87,907 千円である。また、収入 56,028 千円には、国庫補助金（文化庁 劇場・音楽堂等活性化事業）30,250 千円、一般財団法人からの助成金 8,200 千円が含まれている。

【主な自主企画事業別収支】

(事業費上位 10 件)

(単位：千円)

事業名	事業費			収入				収支差	収益率 (B/A)	
	委託料	その他	計(A)	入場料	国庫補助金	各種助成金	その他			計(B)
1 第6回NHK交響楽団いわき定期講演会	15,672	374	16,045	7,333	6,345	-	-	13,678	▲2,367	85.2%
2 アリオスバレエシアター	11,044	289	11,333	762	-	5,200	66	6,028	▲5,305	53.2%
3 おでかけアリオス&コンサート	6,778	3,829	10,607	169	4,624	-	-	4,793	▲5,814	45.2%
4 ハムレット	7,850	158	8,007	448	3,832	-	-	4,280	▲3,727	53.5%
5 大人のためのオーケストラ	6,026	154	6,180	1,275	3,118	-	-	4,393	▲1,788	71.1%
6 リージョナル・シアター 2016	5,848	215	6,063	1,961	2,416	-	4	4,380	▲1,683	72.2%
7 アリオスワールドミュージックコレクション2016	5,404	163	5,566	999	1,081	3,000	6	5,086	▲481	91.4%
8 まちなか連携プロジェクト	3,871	950	4,821	-	850	-	-	850	▲3,971	17.6%
9 第12回いわきアリオス落語会	3,418	36	3,454	1,640	-	-	-	1,640	▲1,814	47.5%
10 第17・18回たんけんアリオス	2,132	880	3,012	-	1,271	-	-	1,271	▲1,741	42.2%
その他	19,865	2,894	22,759	2,829	6,713	-	89	9,630	▲13,129	42.3%
合計	87,907	9,941	97,848	17,414	30,250	8,200	164	56,028	▲41,820	57.3%

(4) 平成 28 年度の主な歳出（委託費等）の状況

アリオスの歳出（委託費等）より歳出名称の区分で 20,000 千円以上のものを抽出し、その中の細目から任意に抽出したのに対して下記に記載した上で、監査手続を実施している。

平成 28 年度の主な歳出の状況は以下の通りである。

番号	事業番号名称	委託内容	金額（千円）
①	広報宣伝事業費	アリオスペーパー折込業務委託	5,454
②		いわき芸術文化交流館 WEB サイト運用管理業務委託	6,804
③	総務管理費	いわき芸術文化交流館総合案内等（窓口延長等分）業務委託	3,541
④		いわき芸術文化交流館総合案内等（債務負担分）業務委託	26,402
⑤		いわき芸術文化交流館舞台運営サ	29,678

番号	事業番号名称	委託内容	金額（千円）
	舞台サポート事業	ポート（通年体制分）業務委託	
⑥	費	いわき芸術文化交流館舞台運営サポート（増員体制分）業務委託	8,904
⑦	自主企画事業費	「スアール・アグン」制作等実施	5,403
⑧		国際姉妹都市締結 25 周年記念事業 ハムレット制作等実施	7,849
⑨		第 6 回 NHK 交響楽団いわき定期演奏会実施業務委託	15,639
⑩		0 才からのコンサートに係る舞台搬入・搬出業務	68
⑪		0 才からのコンサートに係る舞台出演業務	1,190
⑫		0 才からのコンサート等実施業務	1,100
⑬		リージョナル・シアター2016 いわき演劇祭 2016 制作等実施	5,847
⑭		アリオスバレエシアター2016 制作等実施業務	11,044

また、契約の方法及び随意契約の場合の理由は以下の通りである。

番号	契約方法	随意契約理由（概要）
①	指名競争入札	—
②	随意契約	本業務の受託予定者である PRstyle は、いわき芸術文化交流館 WEB サイトの開発元で「サイトデザイン」「情報入力システム」は全て当該事業者へ帰属し、当該システムを当該事業者以外で運用することは実効面、効率面の観点から不適当であるため。
③	随意契約（指名型プロポーザル方式）	公演鑑賞者・貸館施設利用者などの来館者全般を対象とした顧客サービス業務であり、本業務をより高い水準で維持していくためには、単なる金銭のみの比較でなく、事業者の本業務に対する基本理念や組織体制等を事前に十分に把握していることが重要であるため、プロポーザル方式により選考委員会にて公正な審査を行い、決定している。
④		
⑤	随意契約（公募型プロポーザル方式）	本業務は舞台芸術に関する市民の活動の支援及び人材の育成を事業の柱の一つとして掲げる当館における舞台運営をサポートするものであり、高度な専門的知識・類似施設での実績等が問われるため、プロポーザル方式により選考委員会

番号	契約方法	随意契約理由（概要）
		にて公正な審査を行い、決定している。
⑥	随意契約（公募型プロポーザル方式）	本業務は舞台芸術に関する市民の活動の支援及び人材の育成を事業の柱の一つとして掲げる当館における舞台運営をサポートするものであり、高度な専門的知識・類似施設での実績等が問われるため、プロポーザル方式により選考委員会にて公正な審査を行い、決定している。
⑦	随意契約	本業務の受託予定者である㈱プランクトンは、本業務の出演者の招聘業務、スケジュール調整、マネジメント、ワークショップ及び本公演の実施に関する制作等の実務的な請負業務を行っているため。
⑧	随意契約	本業務の受託予定者である㈱イイギリは、本業務の出演者の出演調整、演出家の確保、本公演の舞台演出及び実施に関する事など、マネジメント及び制作等に関する実務的な請負業務を行っているため。
⑨	随意契約	当該事業は公益財団法人 NHK 交響楽団による演奏会であることから、当該団体でなければ、目的を達成することは出来ないため、競争入札に適さないため。
⑩	随意契約	本業務の受託予定者である㈱プロアルテムジケは、本業務の出演者の出演調整、技術者の確保、本公演の実施に関する事
⑪		など、マネジメント及び制作等に関する実務的な請負業務を行っているため。
⑫		
⑬	随意契約	本業務の受託予定者である特定非営利活動法人 Wunderground は、本業務の出演者の出演調整、演出家及び演出家助手等の確保、本業務の舞台演出及び演出家助手等の確保等、マネジメント及び制作等に関する実務的な請負業務を行っているため。
⑭	随意契約	本業務の助成対象期間は 3 ヶ年（平成 26 年度～平成 28 年度）で、平成 28 年度は最終年度であり、受託予定社である㈱CAN は、過去 2 年間（平成 26 年度、平成 27 年度）の受託業者であり、本事業の経験・知識を持っており、当該業者以外の者に委託させた場合、著しく支障をきたすおそれがあるため、現場の状況等にも精通している㈱CAN を委託業者として選定することが適当である。

4 監査の結果及び意見

(1) 業務委託契約について

平成 28 年度の主な歳出②「いわき芸術文化交流館 WEB サイト運用管理業務委託」については、その随意契約締結の理由として「開発元業者である」ことを掲げている。そして、当初の開発契約自体が随意契約によって締結されており、その理由として、「いわき芸術文化交流館のマーケティング戦略を熟知していることが不可欠であるため」としているが、これだけでは外部者にとってわかりにくく、次回も随意契約とされる場合は当初の理由も補完する形で記載することが望まれる。

また、上表⑤及び⑥「いわき芸術文化交流館舞台運営サポート業務委託」については、設立当初から平成 25 年度まで、他に対応できる業者がないことを理由に、当該業者との随意契約により業務委託を継続してきたが、技術スタッフのレベル不足等を背景に、平成 26 年度より公募型プロポーザル方式を導入し公募してみると、他に 1 社が公募し、審査の結果、従前の業者とは異なる業者が初めて受託業者として選定されている。随意契約は、あくまでも一般競争入札を原則とする入札・契約制度の中での例外的な取扱であることから、随意契約を行う際には慎重を期し、また、可能な限り競争入札、プロポーザル方式を導入し、委託業務の品質を確保することが望まれる。【意見】

(2) 備品の管理について

備品の管理について検討した結果、以下の問題点があった。【指摘事項】

備品に関する資産管理については、原則として備品台帳一覧表により管理している。いわきアリオス内では、特に資産管理に関する規程等を設けていないため、基本的にいわき市財務規則に沿って管理している。

いわき市財務規則抜粋

第 2 節 物品

(整理の原則)

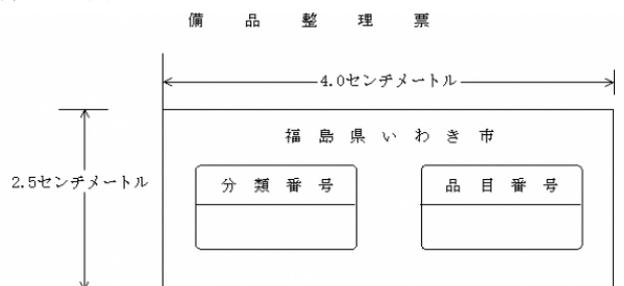
第 269 条 物品は、その適正な供用（物品をその用途に応じて市において使用させることをいう。以下同じ。）を図るため、その用途に従い次の各号に掲げる区分により分類する。

- (1) 備品 その品質形状が変わることなく比較的長期間（通常の状態でおおむね 3 年以上程度）使用に耐えうる物品であって、かつ、その取得価格（取得価格が不明又は特殊な条件によって取得したもの及び委託を受け、又は借用したもの等にあつては、市場価格を基礎として評価した価格）がおおむね 1 万円以上のもの

(備品の整理)

第 277 条 物品管理者は、その所管に係る供用備品を把握するため、備品台帳（第 9 号様式）を整理し、備品整理票（第 98 号様式）をちょう付し、又はペイント書等をして管理しなければならない。ただし、これにより難いものについては、帳簿に品質、形状等を明記し、現物との照合に便利なようにしておかなければならない。

第 98 号様式



備考 1 標識は、厚さ0.1センチメートルのアルミニウム製とする。
2 地色は、黒色とし、文字の色は、「福島県いわき市」を白色とし、「分類番号」及び「品目番号」を黒色とする。

① 棚卸の実施状況について

多数の備品を所有していることから、備品台帳一覧表等に基づいて現物の棚卸を実施しているか否かについて、担当者に質問した。その結果、舞台音響備品については棚卸を実施しておらず、その他の備品の棚卸についても、独自の方法によっている、棚卸の結果が保管されていない、また棚卸の結果に関し担当者以外の確認を得ていないとの回答である。

また、肘なしチェアーの一部を確認したところ、独自の管理シールはあるものの、保管場所については、当初と異なっているものもあった。棚卸を実施することにより、保管場所を特定しておく必要がある。

以上、アリオスで所管している備品の種類には、重量物から簡易椅子まで様々な物品が含まれている。備品点数も多数あることから、棚卸に関する規程あるいはマニュアルの整備、定期的・計画的な棚卸の実施、管理者が棚卸の結果報告を受ける体制を整備する必要がある。

② 備品の整理について

備品の整理については、財務規則において、物品管理者は、備品台帳の整備、備品整理票の貼付、又はペイント書により管理しなければならないことになっている。現物確認を行った際に、アリオス独自の管理によるシールが貼付されている物品はあるものの、その全てが対応されていない。また、規定された資産管理帳票による管理方法になっていない。

なお、備品には、緞帳や楽器等も含まれていることから、いわき市の様式を厳格に適

用するには限界がある。備品の形態により管理方法も異なる対応が必要であることから、その点については、独自の規程あるいはマニュアル整備を行い対応することも必要である。

その他、備品台帳への登録誤りにより本来、2台と登録すべき備品（電動移動迫り）について、台帳上は4台と登録されている等、備品台帳の整備状況が適切でないことから、今後は備品台帳の整備を徹底していく必要がある。

(3) 嘱託職員人件費の特別調整について

平成28年度末のアリオスの人員構成は、正規職員10名、嘱託職員34名からなる。劇場運営、舞台芸術に関しては、特殊かつ高度な技術を要することから、各分野において専門的かつ高度な知識・経験を有する優れた専門スタッフを、全国から招聘・募集し、嘱託職員として雇用している。

平成28年度嘱託人件費は195,238千円で、内訳は賃金169,536千円、共済費25,702千円である。賃金は基本給と諸手当、特別調整額からなる。特別調整額は管理職手当と給与改定に伴う給与支給額の減少対象者への調整額（上乘せ額）からなる。また、共済費は社会保険料であり、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料からなる。

平成23年度市の給与削減の方針の中で賃金改定がされたが、管理職の嘱託職員に対しては減額相当の特別調整が平成24年4月1日から3年間の時限付で手当された。そして、3年間が経過した平成27年度再び改定があったが、この時は減額のあった嘱託職員全員に対して減額相当の特別調整が手当された。この改定にあたっては市の決裁を受けているが、以下のような点も見受けられ、次回は特別調整の継続も含め検討の余地があると考えられる。【意見】

- ① 平成23年度の特別調整は時限付の暫定的なものであったと考えられるが、平成27年度も市の決裁があるとは言え継続している。
- ② 管理職以外の職員の調整分は、賃金台帳上の賃金月額に含められており、給料表に一致していない。
- ③ 下記の今回の「いわき芸術文化交流館」の事業運営に係る嘱託職員の雇用等に関する取扱い方針によれば、特別調整額とは役職手当のみを指しており、今回の減額相当額の特別調整額の扱いは、管理職以外の職員も含め明示されていない（平成23年時は管理職嘱託職員の特別調整に関しその取扱いが明示されていた）。

「いわき芸術文化交流館」の事業運営に係る嘱託職員の雇用等に関する取扱い方針より抜粋

第7条

常勤嘱託職員の賃金は、基本賃金及び附加賃金とする。基本賃金は月額制とし、附加賃金は、時間外勤務割増賃金、深夜勤務割増賃金、通勤手当、期末手

当及び特別調整額とする。

2 項

(1) 期末手当の額

(2) 特別調整額

別表第 2 に掲げる職務を担う嘱託職員に対し、同表の職務欄に応じ支給するものとする。

別表 2 (第 7 条関係)

職務	区分	特別調整額
支配人(副館長)	課長相当	××,×××円
マネージャー (課長)	課長補佐 相当	××,×××円
サブマネージャー	係長相当	××,×××円
チーフ	係長相当	××,×××円
サブチーフ		

(4) 嘱託職員の給与体系について

前述した通り、アリオスについては、劇場運営及び舞台芸術に関し、各分野において専門スタッフを嘱託職員として雇用しているが、嘱託職員と言え市の職員に準じ、市の給与改定の影響を受ける状況である。一方、給与減額のため人材流出防止のために、今後も継続して特別調整により対応していくことも考えられる。

しかし、専門スタッフである嘱託職員に対しては、アリオスでの経験・実績に基づいた独自の評価基準とそれによる給与テーブルを定め、その評価基準に基づき賃金が支払われることの方が明瞭であり検討することが望まれる。【意見】

(5) 外部評価機関による事業運営評価調査報告書について

平成 20 年よりアリオスの観客や利用者の満足度、また、アリオスの利用割合が低い層まで含めたニーズなどに関する調査に基づき、その年の事業運営の評価を行うことを目的として、外部評価機関との間で事業運営評価調査実施業務委託を毎年締結している。平成 28 年度においては 3,000 千円の支出をしている。

調査報告書を読んだところ、製本版は平成 25 年度までのものしかなく、その後の調査報告書に関しては、内容的には完成しているものと考えられるが製本版が入手されていない。製本された報告書が成果品であり、それを確認した上で支払いが行われるのが筋であり、その徹底が必要である。また、調査報告書はアリオス内では回覧され活用されているが、所管課である文化スポーツ室には回覧されておらず、回覧が行われ情報共有される必要がある。【指摘事項】

(6) いわき芸術文化交流館アドバイザーの設置について

いわき市いわき芸術文化交流館条例第 18 条によれば、アドバイザーの設置が義務付けられているが、現在まで置かれていない。

前述の外部評価機関の事業運営評価調査報告書において、一定の外部評価は行われていると言えるかもしれないが、条例で想定しているアドバイザーの役割は、市の外部識者によるさらに幅広い議論を行い、必要に応じて館長へ諮問を行うことを想定しているものとする。早急な対応が必要と考える。【指摘事項】

いわき市いわき芸術文化交流館条例

(いわき芸術文化交流館アドバイザー)

第 18 条 芸術文化交流館が行う事業の企画、実施及び評価に芸術文化交流館を使用する者の意見を反映させるため、いわき芸術文化交流館アドバイザーを置く。

2 いわき芸術文化交流館アドバイザーの定数、任期その他必要な事項は、市長が規則で定める。

いわき市いわき芸術文化交流館条例施行規則

(アドバイザーの定数)

第 16 条 条例第 18 条第 1 項のいわき芸術文化交流館アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の定数は、15 人以内とする。

2 アドバイザーは、芸術文化交流館を使用する者のうちから、市長が委嘱する。

(7) 行政財産の貸付の有償化について

現在、アリオスの 1 階に出店している物販店及び飲食店に対しては、水道光熱費は負担しているものの、賃料は無償となっている。賃貸は、いわきアリオスから PFI 事業者へ、PFI 事業者から物販店及び飲食店への転貸形式となっているが、オープンする前の平成 19 年に契約が締結され、期限は PFI 事業契約終了までとなっている。当初、市と PFI 事業者側でリスク負担等が話し合われる中で無償となった経緯もあるが、アリオスの来館者以外が入店することも可能であり、またアリオスの財源確保のため、今後有償化することの検討が望まれる。【意見】

(8) アウトリーチ活動の対象範囲拡大について

主な事業で記載した通り、各分野のアーティストが市内の小中学校に出向き、生の芸術を提供することにより、児童・生徒の感受性や創造性などを育むとともに、芸術文化への関心を高めることを目的としてアウトリーチ活動を行っている。

しかし、小中学校以外では活動は、久之浜地区での落語会の開催等若干開催されている程度である。今後は、高齢者等来館できない人がいる施設等、アリオスの周知活動も兼ね対象を拡大することが望まれる。【意見】

第6 スポーツ振興課

1 スポーツ振興課の概要

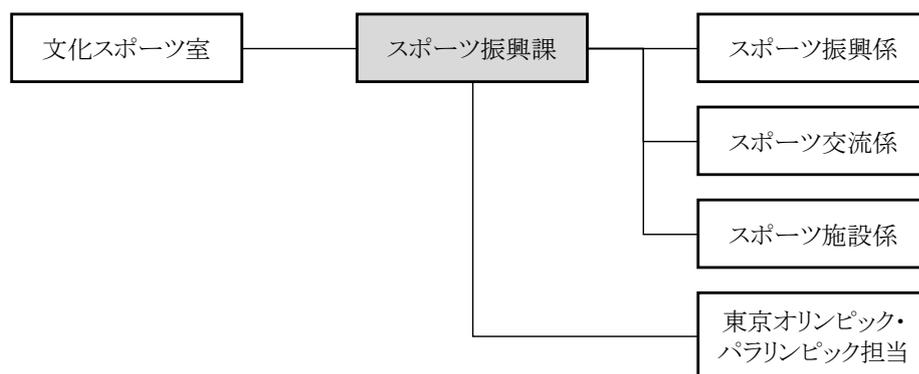
(1) 事務分掌

スポーツ振興課における事務分掌は以下の通りとされている。

- 1) スポーツ振興に関すること。
- 2) スポーツ関係団体に関すること。
- 3) スポーツ推進審議会に関すること。
- 4) スポーツ推進委員に関すること。
- 5) スポーツイベントの企画及び調整に関すること。
- 6) スポーツ関係施設の設置、整備及び管理に関すること。
- 7) 東京オリンピック競技大会、東京パラリンピック競技大会等の関連事業の推進に関すること。
- 8) ホストタウン事業の推進に関すること。
- 9) 内郷コミュニティセンターに関すること。
- 10) 上荒川公園に関すること。

(2) 組織・人員体制

スポーツ振興課は、文化スポーツ室の下に設置され、スポーツ振興課の下にスポーツ振興係、スポーツ交流係、スポーツ施設係があり、平成29年4月1日現在のスポーツ振興課の職員数は16名（うち嘱託0名）である。また、その他に東京オリンピック・パラリンピック担当の職員が3名いる。



また、「スポーツ基本法」第31条や「いわき市スポーツ推進審議会条例」に基づき、スポーツ推進審議会が設置され、市のスポーツ施策に関する重要事項の審議を行っている。審議会は審議委員12人以内で組織され、任期は2年とされている。

2 スポーツ振興課に係る重要施策

(1) いわき市のスポーツ行政の概要

いわき市のスポーツ行政は、国が平成 23 年に制定した「スポーツ基本法」や、平成 25 年に策定された「福島県スポーツ推進基本計画」を踏まえ、平成 26 年 3 月に「いわき市スポーツ推進基本計画」を策定し、「市民一人ひとりの健康で豊かなスポーツライフの実現」を基本目標に、スポーツを「する」「見る」「支える」を基本方針に掲げ、「生涯スポーツの推進」、「競技スポーツの推進」、「スポーツ交流の推進」等を柱として各種施策の展開を図っている。

(2) 「いわき市スポーツ推進基本計画」の概要

① 計画策定にあたって

1) 計画策定の趣旨

スポーツの果たす役割がこれまで以上に大きくなる中、市民の誰もが、気軽にスポーツに親しみながら健康で豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、本市の実情に応じたスポーツ推進施策を体系的・計画的に推進するため、本計画を策定するもの。

2) 計画の位置づけ

- ・ 「スポーツ基本法」に基づくスポーツ振興に関する計画
- ・ 「新・いわき市総合計画」の基本理念の趣旨に沿った部門別計画

3) 計画期間

平成 26 年度から平成 32 年度までの 7 年間

② スポーツを取り巻く現状

1) 社会情勢の変化等

- ・ スポーツは世界共通の文化・権利
- ・ 人口減少、高齢社会の本格的な進行
- ・ 東日本大震災・原子力災害による社会経済情勢の大きな変化

2) 本市のスポーツの現状

- ・ 週 1 回以上スポーツを行う成人の割合が低い
- ・ 競技力は低下傾向
- ・ 子どもの体力低下
- ・ 指導者不足、団体役員や指導者の高年齢化
- ・ 体育施設の老朽化

③ 基本目標・基本方針

「市民一人ひとりの健康で豊かなスポーツライフの実現」
～スポーツを「する」「みる」「支える」多様なスポーツ文化の享受に向けて～

スポーツ文化を市民生活の重要課題として位置づけながら、市民一人ひとりが日常生活の一部にスポーツを取り入れ、生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で明るく活力に満ちた生活を目指して、スポーツ推進を図るための基本目標（将来像）及び基本方針を定める。

なお、その実現に向けては、「スポーツ都市宣言」の趣旨を踏まえながら、取り組むこととする。

スポーツ都市宣言	
わたくしたちいわき市民は、スポーツを愛し、健全な心とからだをつくり、明るく住みよい豊かないわき市を築くため、ここに「スポーツ都市」の宣言をする。	
1. みんなでスポーツを楽しみましょう	
1. スポーツを愛し、すこやかな心とからだをつくりましょう	
1. 力をあわせて、スポーツの場と機会をつくりましょう	
1. スポーツを通じ、友情の輪を世界にひろげましょう	

④ 施策の展開

基本視点	主要施策	施策の達成度を測る指標	H28 年度末までの達成状況
1. 生涯スポーツの推進	(1) 総合型地域スポーツクラブの育成支援 (2) ニュースポーツ・レクリエーションの普及 (3) 気軽に参加できるスポーツ教室・イベントの充実 (4) 高齢者や障がい者のスポーツ支援 (5) スポーツに関する情報提供の充実	○成人の週 1 回以上のスポーツ実施率 39.2%(H22)⇒65.0%以上 ○総合型地域スポーツクラブ数 6箇所(H25)⇒9箇所	○H32 に把握することし現在は把握していない ○6 箇所
2. 競技スポーツの推進	(1) スポーツ団体への支援と連携強化 (2) 一貫指導体制の整備 (3) 一流の競技スポーツにふれる機会の充実	○全国大会で上位入賞する競技者の数 19 人(団体) (H24)⇒25 人(団体) 以上 ○市体育協会加盟団体登録者数 24,663 人(H25)⇒現状維持	○21 団体 ○22,988 人
3. 子どもの体力・運動能力向上	(1) 学校体育の充実 (2) 運動部活動の充実 (3) 学校・地域・家庭との連携による取り組み	○体力・運動能力調査における全国(100 とした場合)との比較 男子 94.56、女子 95.40 (H24)⇒100 以上	○97.0

基本視点	主要施策	施策の達成度を測る指標	H28 年度末までの達成状況
4. スポーツ団体・指導者等の育成	(1) スポーツ団体の育成・支援 (2) スポーツ指導者の育成・確保 (3) スポーツリーダーバンクの活用 (4) スポーツボランティアの育成	○スポーツ少年団指導者のうち認定員の割合 57.14%(H25)⇒70.0%以上	○56.9%
5. スポーツ施設等の充実	(1) スポーツ施設や設備の整備・充実 (2) 利用者のニーズに応じた管理運営 (3) 学校体育施設の開放促進	○学校体育施設を含めたスポーツ施設の年間利用者数 1,703,949 人(H24)⇒ 2,200,000 人	○全体数はH32 に把握、 なお、所管する体育施設の利用者数は、 620,760 人 (H24)⇒ 785,658 人
6. スポーツ交流の推進	(1) スポーツ大会等の開催・誘致等 (2) 兄弟都市等とのスポーツ交流の推進	○スポーツ・コミッション等による合宿誘致団体数 10 団体(野球団体) (H24)⇒ 100 団体以上(スポーツ団体)	○29 団体

(3) 平成 28 年度の重要施策の概要

① 生涯スポーツの推進

成人の週 1 回以上のスポーツ実施率 65%以上を目指し、市民の誰もが身近な地域で日常生活の中にスポーツを取り入れながら、生涯を通してスポーツに楽しむことができるよう、多彩なスポーツ活動へ参加する機会の創出に努める。

- 1) 各種スポーツ教室等の開催
- 2) 体育施設の整備

② 競技スポーツの推進

全国トップレベルの大会、さらにはオリンピックなどの国際大会において活躍する市民の誇りとなる競技者が多く育つよう、広くジュニア層を視野に入れ、スポーツ指導者や関係団体等と連携し、競技力の向上を図る。

- 1) スポーツ団体への支援と連携強化
- 2) トップアスリート養成

③ スポーツ交流の推進

交流人口の拡大や地域活性化の推進を図るとともに、震災から本市の復興の姿を広く発信することを目的に、大型スポーツイベント等の開催・誘致を行う。

- 1) いわきサンシャインマラソンの開催

2) 大型スポーツイベント等の誘致

(4) 所管する体育施設の利用状況

スポーツ振興課が所管する市の体育施設は、体育館 10 施設、陸上競技場 2 施設、テニスコート 3 施設、野球場 3 施設、フットボール場 1 施設、多目的運動場 1 施設、市民運動場 12 施設、弓道場 3 施設、市民プール 2 施設、健康増進施設（ヘルスポール）1 施設の計 38 施設がある。5 年間の推移は以下の通りである。

施設名	区分	総数				
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総合体育館	件数	4,008	4,493	4,015	4,135	3,937
	人員	136,560	141,462	164,595	185,089	122,155
	個人	41,106	38,170	38,814	41,803	45,406
南部アリーナ	件数	437	1,154	1,260	1,183	1,228
	人員	16,908	49,806	47,155	48,697	47,404
	個人	516	1,598	1,758	1,902	2,017
平体育館	件数	2,048	2,180	2,237	2,221	2,273
	人員	39,554	41,757	37,415	38,160	38,729
	個人	2,768	2,731	3,386	3,405	3,608
新舞子体育館	件数	-	-	-	1,057	1,090
	人員	-	-	-	0	15,491
	個人	-	-	-	12,773	0
小名浜武道館	件数	1,121	1,611	1,761	1,820	2,113
	人員	20,154	29,299	26,752	25,203	27,729
	個人	1,774	3,069	3,571	4,002	4,403
勿来体育館	件数	1,569	1,494	1,372	1,380	1,393
	人員	38,404	33,482	28,824	33,310	31,580
	個人	3,435	3,193	3,450	3,331	3,333
関船体育館	件数	300	684	152	1,399	1,368
	人員	5,449	12,176	2,504	22,363	23,528
	個人	586	2,422	773	5,390	4,150
上三坂体育館	件数	83	115	58	60	97
	人員	782	1,155	524	769	936
	個人	0	0	0	0	11
下三坂体育館	件数	114	44	105	64	47
	人員	1,406	511	771	489	701
	個人	0	0	87	67	4
陸上競技場	件数	338	316	407	92	206
	人員	41,698	36,345	48,343	26,826	44,274
	個人	36,650	41,253	42,174	29,294	44,230
補助競技場	件数	0	53	81	88	24
	人員	0	3,327	21,444	6,604	2,248
	個人	0	0	0	0	0
平テニスコート	件数	555	546	555	627	704
	人員	27,247	31,108	31,491	35,799	33,587
	個人	44,834	38,991	39,257	41,847	41,661
新舞子テニスコート	件数	-	-	-	3,041	2,985
	人員	-	-	-	0	17,072
	個人	-	-	-	16,501	0
南部テニスコート	件数	1,793	3,048	3,071	3,559	3,386
	人員	15,410	22,160	21,009	22,080	22,374
	個人	238	196	371	578	560
平野球場	件数	114	142	157	171	182
	人員	19,426	35,716	21,044	17,010	14,112
小名浜野球場	件数	124	133	128	125	139
	人員	8,333	9,278	8,652	8,877	11,548
南部スタジアム	件数	230	223	250	162	249
	人員	19,021	19,712	17,138	13,161	15,623

施設名	区分	総数				
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
新舞子フットボール場	件数	-	-	-	0	856
	人員	-	-	-	0	45,427
	個人	-	-	-	0	0
新舞子多目的運動場	件数	-	-	-	6	414
	人員	-	-	-	0	32,385
	個人	-	-	-	61	19,415
平市民運動場	件数	645	617	559	463	431
	人員	21,633	20,723	16,468	14,299	12,492
小名浜市民運動場	件数	571	644	617	564	741
	人員	29,222	28,641	28,813	26,996	41,621
勿来市民運動場	件数	0	0	139	525	581
	人員	0	0	5,774	20,957	19,873
常磐市民運動場	件数	1,006	935	859	865	891
	人員	43,938	47,815	52,090	43,412	40,075
内郷市民運動場	件数	462	458	484	452	459
	人員	7,419	7,909	8,401	8,396	8,009
四倉市民運動場	件数	0	0	0	0	0
	人員	0	0	0	0	0
遠野市民運動場	件数	186	322	397	257	244
	人員	16,212	21,486	34,388	25,510	19,877
小川市民運動場	件数	0	203	261	242	213
	人員	0	4,008	6,202	7,878	7,791
好間多目的広場	件数	717	788	719	701	758
	人員	51,317	62,989	39,111	33,798	32,184
田人市民運動場	件数	0	132	172	163	103
	人員	0	3,847	6,335	5,247	8,824
川前市民運動場	件数	30	25	5	8	20
	人員	630	476	148	230	482
久之浜市民運動場	件数	0	0	0	0	0
	人員	0	0	0	0	0
いわき弓道場	件数	111	58	60	65	66
	人員	7,691	6,834	5,335	5,662	6,743
	個人	12,441	7,688	7,625	7,864	7,602
勿来弓道場	件数	12	21	21	19	18
	人員	450	467	447	438	650
	個人	2,671	2,745	2,697	2,508	2,544
関船弓道場	件数	3	3	5	2	0
	人員	72	85	121	60	0
	個人	8,494	9,083	9,737	7,480	8,579
いわき市民プール	件数	110	94	120	124	126
	人員	5,979	11,135	17,896	14,391	8,593
	個人	14,682	16,768	14,488	18,679	16,959
小名浜市民プール	件数	0	0	0	0	0
	人員	0	0	0	0	0
	個人	9,335	8,794	8,673	9,128	8,609
新舞子ヘルスポール	件数	-	-	-	0	0
	人員	-	-	-	0	0
	個人	-	-	-	88,056	104,345

施設名	区分	総数				
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
内郷コミュニティセンター体育館	件数	1,533	1,390	1,368	1,394	1,260
	人員	45,845	32,236	29,526	32,100	31,541
	個人	5,063	5,074	4,862	4,404	4,704
合計	件数	18,220	21,926	21,395	27,034	28,602
	人員	620,760	715,945	728,716	723,811	785,658
	個人	184,593	181,775	181,723	299,073	322,140

3 決算の状況

(1) 歳入の状況

過去5年間のスポーツ振興課の歳入は125百万円～709百万円で推移している。主な変動要因は、教育費国庫補助金、スポーツ振興基金繰入金の変動によるものである。

				(単位:千円)				
款名称	目名称	節名称	歳入名称	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
				調定額	調定額	調定額	調定額	調定額
13. 使用料及び手数料	教育使用料	保健体育使用料	弓道場使用料	1,010	960	1,014	1,008	1,034
			市民プール使用料	3,908	4,128	4,017	4,936	4,578
			野球場使用料	1,703	2,831	2,480	1,842	2,152
			多目的スタジアム使用料	1,271	1,370	1,360	1,708	2,535
			庭球場使用料	6,904	8,201	8,578	9,301	14,057
			陸上競技場使用料	2,712	2,367	2,707	2,081	2,759
			体育館使用料	18,362	20,585	21,066	24,528	26,573
			内郷コミュニティセンター使用料	7,786	7,589	6,539	4,809	5,150
			市民運動場夜間照明設備使用料	2,521	2,596	2,571	2,681	2,642
			武道館使用料	1,968	2,949	3,018	3,099	3,605
			体育施設電柱設置等使用料	868	599	408	302	314
			多目的運動場使用料	-	-	-	-	1,899
	フットボール場使用料	-	-	-	-	3,974		
教育手数料	保健体育手数料	土地境界調査証明手数料	-	-	0	-	-	
14. 国庫支出金	教育費国庫補助金	社会教育費国庫補助金	福島定住等緊急支援交付金	-	30,694	18,461	563,182	-
		社会体育施設地震補強事業費学校施設環境改善交付金	-	6,379	-	-	-	
	災害復旧費国庫補助金	社会教育施設等災害復旧費国庫補助金	211,974	-	-	-	-	
	保健体育費国庫補助金	福島再生加速化交付金	-	-	-	1,200	53,927	
商工費国庫補助金	商工費国庫補助金	地方創生加速化交付金	-	-	-	-	49,416	
15. 県支出金	教育費県補助金	保健体育費県補助金	生活拠点における交流促進事業費県補助金	-	-	-	33,667	14,780
16. 財産収入	財産貸付収入	使用料及び賃貸料	自動販売機等設置敷地貸付収入	220	-	-	-	5,633
		基金運用利子	スポーツ振興基金利子	2,152	891	414	175	175
			いわきサンシャインマラソン事業基金利子	(H28～商工観光部観光振興課より移管)				9
17. 寄附金	商工費寄附金	商工費寄附金	いわきサンシャインマラソン事業基金寄附金	(H28～商工観光部観光振興課より移管)				70
	教育費寄附金	保健体育費寄附金	スポーツ振興基金寄附金	150	815	1,194	100	664
18. 繰入金	スポーツ振興基金繰入金	スポーツ振興基金繰入金	スポーツ振興基金繰入金	-	181,895	51,572	-	-
20. 諸収入	雑入	雑入	保険料被保険者負担金	743	-	-	-	4
			自販機電気料	67	-	-	-	2,040
			公衆電話受託手数料	-	0	-	0	-
			スポーツ振興くじ助成金	-	-	-	54,400	-
			その他の雑入	-	-	-	29	-
21. 市債	教育債	社会教育債	社会教育施設整備事業債	-	-	-	-	-
合計				264,318	274,849	125,401	709,049	197,990

(2) 歳出の状況

過去5年間のスポーツ振興課の歳出は492百万円～2,570百万円で推移している。主な変動要因は、体育施設整備事業費、社会教育施設災害復旧費及び平成28年度の商工観光部観光振興課からの事務移管によるものである。

款名称	(項名称)	(目名称)	(節名称)	歳出名称	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
					決算額	決算額	決算額	決算額	決算額		
7. 商工費	商工費	観光費	観光企画費	いわきサンシャインマラソン補助金					15,000		
				いわきサンシャインマラソン事業基金積立金					79		
				(地方創生)スポーツイベント誘致推進事業費					2,987		
				(地方創生)スポーツイベント開催支援事業費					37,761		
				(地方創生)スポーツ学開設事業費					994		
				(地方創生)スポーツコミッション環境調査事業費					7,677		
(H28～商工観光部観光振興課より移管)											
10. 教育費	保健体育費	体育振興費	体育振興費	体育団体運営費補助金	4,882	4,882	4,882	4,882	5,882		
				スポーツ大会事業費	1,376	1,695	1,355	1,721	2,691		
				生涯スポーツ振興事業費	2,160	2,264	2,248	2,120	2,263		
				体育振興事務費	1,240	1,255	2,126	1,733	1,730		
				スポーツ振興基金補助金	16,515	6,796	5,480	5,587	6,190		
				競技スポーツ振興事業補助金	13,971	13,971	13,971	13,971	14,394		
				親子体力向上セミナー事業費	188	158	1	58	258		
				スポーツ振興基金積立金	150	815	1,194	100	664		
				スポーツ推進委員報酬	3,034	2,962	3,007	3,034	3,034		
				スポーツ推進審議会委員報酬	42	166	108	191	100		
				スポーツ推進審議会費	8	32	24	35	23		
				大相撲復興イベント開催支援事業費補助金	-	-	3,000	-	-		
				2017南東北インターハイ実行委員会負担金	-	-	-	-	340		
		2020オリンピック・パラリンピック事業費	めざせオリンピック・トップアスリート養成事業費	-	-	1,549	3,360	5,152			
			オリンピック・パラリンピック誘致推進事業費	-	-	-	-	3,642			
		体育施設費	施設管理費	体育施設建設費	施設管理費	施設管理費	243,475	239,712	253,783	363,981	313,201
						体育施設維持管理費	24,060	22,729	22,289	32,485	18,878
						(緊急雇用)いわき市体育施設環境整備事業費	33,066	36,830	27,417	-	-
						体育施設備品整備事業費	1,375	5,234	12,171	6,162	6,777
						体育施設受水槽施設改良事業費	-	365	-	-	-
体育施設建設費	体育施設改良整備事業費		52,776		33,813	65,420	-	5,855			
	体育施設太陽光発電設備等導入事業費		3,255		-	116,160	116,742	-			
	スポーツ交流促進施設(多目的運動場)整備事業費		-		182,048	106,414	1,121,393	-			
	陸上競技場改修事業費		-		-	-	533,847	5,246			
	人工芝サッカーグラウンド整備事業費		-		-	-	87,307	7,643			
南部スタジアム改修事業費	-	-	-	271,784	3,780						
コミュニティ交流広場整備事業費	-	-	-	-	16,270						
南白土地域振興事業費	-	-	-	-	4,365						
新舞子体育館整備事業費	-	-	-	-	100						
11. 災害復旧費	文教施設災害復旧費	社会教育施設災害復旧費	現年度発生災害復旧費	現年度発生災害復旧費(補助)	307,071	-	-	-	-		
合計					708,642	555,726	642,599	2,570,492	492,977		

(3) 平成 28 年度の主な歳出（委託費等）の状況

スポーツ振興課の歳出（委託費等）より中事業名の区分で 20,000 千円以上のものは全て、20,000 千円未満のものも適宜抽出し、その中の細目から任意に抽出したものに対して下記に記載した上で、監査手続を実施している。

平成 28 年度の主なものは以下の通りである。

① いわきサンシャインマラソン補助金

1) 事業の概要

いわきサンシャインマラソンは、競技・生涯スポーツの振興をはじめ、交流人口の拡大や地域の活性化を図る観点などから、公益財団法人日本陸上競技連盟の公認コースにおけるフルマラソンをメインとする市民マラソン大会を開催するものである。平成 28 年度で第 8 回となり、平成 29 年 2 月 12 日に開催し、出場者は 9,313 名であった。本件は、いわきサンシャインマラソン実行委員会に対して、事業費の一部を補助金として交付するものである。

2) 補助対象事業の収支状況

平成 27 年度及び平成 28 年度の補助対象事業の収支は以下の通りである。平成 28 年度では収支差額が 1,280,188 円（収入超過）となっており、当該残金は翌年度に繰り越すこととされている。

【収入の部】

平成 28 年度は、市制施行 50 周年記念事業費として補助金を 5,000 千円増額している。 (単位：千円)

	平成27年度			平成28年度		
	予算	決算	比較増減	予算	決算	比較増減
いわき市補助金	10,000	10,000	-	15,000	15,000	-
大会参加料	62,480	61,624	▲856	62,480	62,145	▲335
前夜祭参加料	400	-	▲400	-	-	-
大会協賛金等	56,000	62,257	6,257	60,000	60,861	861
繰越金	65	65	-	1,927	1,927	-
雑収入	572	638	66	593	419	▲174
合計	129,517	134,584	5,067	140,000	140,351	351

【支出の部】

(単位：千円)

	平成27年度			平成28年度		
	予算	決算	比較増減	予算	決算	比較増減
選手スタッフ費	19,159	20,531	1,372	21,496	22,688	1,192
募集広報費	12,935	14,910	1,975	14,581	15,006	425
大会運営費	89,023	91,541	2,518	96,679	95,700	▲979
公認申請費	-	136	136	150	128	▲22
事務局費	4,400	5,547	1,147	5,094	5,548	454
予備費	4,000	-	▲4,000	2,000	-	▲2,000
合計	129,517	132,666	3,149	140,000	139,071	▲929

② (地方創生) スポーツイベント開催支援事業費

平成 28 年度における主な事業及び支出内容は、いわき市 U-15 野球ワールドカッ

プ推進委員会補助金、U-15 野球ワールドカップ国内実行委員会負担金である。

・いわき市 U-15 野球ワールドカップ推進委員会補助金

1) 事業の概要

平成 28 年度に本市で開催された「U15 野球ワールドカップ」の開催機運を官民協働で高め、開催効果を最大限に発揮するよう「第 3 回 WBSC U-15 ベースボールワールドカップ 2016 in いわき開催支援委員会」を設置し、情報発信、教育支援、経済活性、おもてなし、野球振興の 카테고리に基づいた事業を実施したものである。

2) いわき市 U-15 野球ワールドカップ推進委員会の収支状況

補助対象のいわき市 U15 野球ワールドカップ推進委員会の収支は以下の通りであり、本市の補助金は「おもてなし事業」に係る経費を対象としている。

なお、収支差額（残金）487,616 円は「いわき市スポーツ振興基金」に寄贈することとされている。

【収入の部】

（単位：千円）

	予算	決算	比較増減
いわき市補助金	35,761	35,761	-
福島県負担金	30,000	30,000	-
その他補助金	1,000	2,500	1,500
協賛金	8,000	38,987	30,987
寄附金	1,000	-	▲1,000
WBSC 預り金	-	2,714	2,714
参加料	-	891	891
雑収入	1,000	432	▲568
合計	76,761	111,285	34,524

※いわき市補助金は、U15 野球ワールドカップ推進委員会補助金 25,761 千円及び U-15 野球ワールドカップ国内実行委員会負担金 10,000 千円の合計である。

【支出の部】

（単位：千円）

	予算	決算	比較増減
情報発信事業	3,400	4,970	1,570
教育支援事業	3,494	5,082	1,588
野球振興事業	293	4,274	3,981
おもてなし事業	37,819	47,432	9,613
経済活性事業	11,295	12,758	1,463
施設使用経費	9,000	8,001	▲999
協賛金立替金	-	10,001	10,001
負担金	10,000	12,593	2,593
事務局経費	460	5,687	5,227
合計	75,761	110,797	35,036

※負担金 12,593 千円は U-15 野球ワールドカップ国内実行委員会負担金 10,000 千円を含んでいる。

・ U-15 野球ワールドカップ国内実行委員会負担金

1) 事業の概要

「第 3 回 WBSC U-15 ベースボールワールドカップ 2016 in いわき」の大会運営にあたる主管団体であるいわき市は、大会実行委員会を置く公益財団法人日本野球連盟に対して大会運営費に係る主管負担金 10,000 千円を支払ったものである。

③ 競技スポーツ振興事業補助金

平成 28 年度における主な事業及び支出内容は、サイクルフェスティバル事業補助金及びいわき市体育協会競技スポーツ振興事業費補助金である。

・ サイクルフェスティバル事業補助金

1) 事業の概要

サイクルフェスティバルは、本市のイメージアップと県内外からの交流人口拡大に努め、サイクル情報発信基地としての地位の確立と豊かで潤いのある地域社会の形成に寄与することを目的として、市民が参加することができるサイクルアトラクションと全国規模の自転車競技会を併せて開催するものである。平成 28 年度で第 20 回となり、平成 28 年 9 月 17 日、18 日にいわき市 21 世紀の森公園で開催した。本件は、競技スポーツにおける競技力の維持・向上を図るための事業に対し、補助金を交付し、本市のスポーツ振興を図ることを目的として、いわき市体育協会に対して補助金を交付している。過去 3 回の競技参加者は以下の通りである。

(単位：人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	増減 (平成 28 年 －平成 27 年)
一般の部	168	144	59	▲85
事業団の部	230	244	173	▲71
合計	398	388	232	▲156

2) 補助対象事業の収支状況

平成 27 年度及び平成 28 年度の補助対象事業の収支は以下の通りである。平成 28 年度では収支差額が 252,474 円 (収入超過) となっており、当該残金は翌年度に繰り越すこととされている。

【収入の部】

平成 28 年度は市制施行 50 周年記念事業として補助金を 462 千円上乘せしている。また、参加登録料は、レース内容の変更等により一般の部の参加者が大幅減となったほか、例年開催されていた事業団のトッププロクラスのレー

スが廃止となったことにより減少している。

(単位：千円)

	平成27年度			平成28年度		
	予算	決算	比較増減	予算	決算	比較増減
市補助金	5,038	5,038	-	5,500	5,500	-
参加登録料	1,800	1,910	110	1,900	167	▲1,733
繰越金	70	70	-	70	81	12
雑入	0	0	▲0	0	14	14
合計	6,908	7,018	110	7,470	5,763	▲1,707

【支出の部】

(単位：千円)

	平成27年度			平成28年度		
	予算	決算	比較増減	予算	決算	比較増減
事務費	315	76	▲239	165	45	▲120
事業費	5,293	5,249	▲44	5,775	5,466	▲309
事業団選手登録料	1,300	1,612	312	153	-	▲153
合計	6,908	6,937	29	6,093	5,510	▲583

・いわき市体育協会競技スポーツ振興事業費補助金

1) 事業の概要

本市競技スポーツの振興のため、各種目の強化練習会や強化合宿、指導者養成講習会等に補助を行うことを目的として、いわき市体育協会に補助金を交付しているものである。平成28年度いわき市体育協会競技スポーツ振興事業計画の主な内容は以下の通りである。

- i) 国体候補選手の重点強化（強化練習事業）
- ii) 強化費の効果的配分（強化指定事業）
- iii) 競技力向上対策事業の実施（普及調査事業）
- iv) 講演事業の実施等（その他事業）

2) 補助対象事業の収支状況

平成27年度及び平成28年度の補助対象事業の収支は以下の通りである。

平成28年度は収支差額39,296円（収入超過）が生じており、39,260円は市に返納し、利息分36円は翌年度に繰り越している。

【収入の部】

(単位：千円)

	平成27年度			平成28年度		
	予算	決算	比較増減	予算	決算	比較増減
市補助金	7,200	7,200	-	7,200	7,200	-
雑入	1	0	▲1	1	0	▲1
合計	7,201	7,200	▲1	7,201	7,200	▲1

【支出の部】

強化練習事業は28事業に対して1事業当たり50,000円、強化指定事業は一般指定団体23団体に対して1団体当たり100,000円及び高校指定団体18部に対して1部当たり50,000円、普及調査事業は22事業に対して1事業当たり100,000円の補助を実施している。

(単位:千円)

	平成27年度			平成28年度		
	予算	決算	比較増減	予算	決算	比較増減
強化練習事業	1,500	1,400	▲100	1,500	1,400	▲100
強化指定事業	3,000	3,100	100	3,000	3,200	200
普及調査事業	2,300	2,200	▲100	2,300	2,200	
その他事業	401	501	100	401	361	▲40
合計	7,201	7,201	-	7,201	7,161	▲40

④ 施設管理費

1) 体育施設指定管理料

前述した通り、スポーツ振興課が所管する市の体育施設は合計で 38 施設あり、これらについては、28 施設が指定管理、各地区市民運動場など 10 施設がスポーツ振興課直営として管理されている。

平成 26 年度指定管理者の更新を行った施設が下記①から⑥、⑨及び⑩、平成 28 年度指定管理者の更新を行った施設が下記⑦及び⑧である。

番号	施設名	指定管理者 指定期間	選定方法 支払金額
①	上荒川公園及び公園内 体育施設：7 施設（総合 体育館、陸上競技場、補 助競技場、平テニスコ ート、平球場、いわき弓 道場、いわき市民プー ル、)	(一財) いわき市公園 緑地観光公社 平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日	公募 (1 団体) 年間 132,020 千円
②	平地区体育施設：2 施設 (平体育館、平市民運 動場)	いわき市平地区体育協 会 平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日	公募 (2 団体) 年間 9,327 千円
③	小名浜地区体育施設：2 施設 (小名浜武道館、小 名浜球場)	いわき市小名浜地区体 育協会 平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日	公募 (2 団体) 年間 12,342 千円
④	勿来地区体育施設：南 の森スポーツパーク 3 施設 (南部アリーナ、南 部テニスコート、南部 スタジアム)、2 施設 (勿 来体育館、勿来市民運	いわき市勿来地区体育 協会 平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日	公募 (2 団体) 年間 40,615 千円

	動場)		
⑤	常磐地区体育施設：3施設（関船体育館、常磐市民運動場、関船弓道場）	トーホク装美(株) 平成26年4月1日～ 平成31年3月31日	公募（1団体） 年間8,840千円
⑥	内郷地区体育施設：2施設（内郷市民運動場、内郷コミュニティセンター）	いわき市内郷地区体育協会 平成26年4月1日～ 平成31年3月31日	公募（2団体） 年間16,441千円
⑦	新舞子体育施設：4施設（新舞子体育館、新舞子テニスコート、新舞子フットボール場、新舞子多目的運動場）	(株)日本フットボールヴィレッジ 平成28年4月1日～ 平成31年3月31日	公募（4団体） 年間31,018千円
⑧	新舞子ヘルスパール：1施設	(一財)いわき勤労福祉事業団 平成28年4月1日～ 平成31年3月31日	公募外（*1）
⑨	上三坂体育館：1施設	上三坂地区 平成26年4月1日～ 平成31年3月31日	公募外（*2）
⑩	下三坂体育館：1施設	下三坂地区 平成26年4月1日～ 平成31年3月31日	公募外（*2）

*1 ⑧は随意契約であるが、その理由を「震災の影響で悪化した経営状況が震災前の水準に戻っておらず、公募を実施しても応募事業者が見込めず、また当該損失分については震災時に運営していた同指定管理者が事業を継続することにより、東京電力（株）からの原子力損害賠償金の支払いを受けることができる等のため」としている。なお、指定管理料は市から支払われず、独立採算性が採られている。

*2 ⑨及び⑩は随意契約であるが、その理由を「規模が小さく地元の自治会のメンバーの管理によるため」としている。なお、指定管理料は市から支払われず、メンバーのボランティアによって運営されている。

2) 体育施設賃借料（上荒川公園敷）

【契約の概要】

契約期間：平成 28 年 3 月 22 日～平成 31 年 3 月 31 日

対象物件：いわき市平上荒川字島田 104 番地ほか 33,187.33 m²

賃貸借料：平成 27 年度分の賃貸借料は別紙調停調書に基づく額とし、平成 28 年度以降の賃貸借料は 34,653 千円（年額 11,551 千円）とし、毎年 4 月に前払とする。

3) いわき市市民プール環境整備業務委託

【契約の概要】

契約内容：システム関連機器の更新及び調整

契約期間：平成 29 年 3 月 10 日～平成 29 年 3 月 31 日

契約額：9,130 千円

入札方式：指名競争入札

4) 人工芝サッカーグラウンド整備事業費

【契約の概要】

契約内容：新舞子フットボール場防球ネット設置工事

契約期間：平成 27 年 12 月 2 日～平成 28 年 4 月 28 日

契約額：12,233 千円（うち平成 28 年度支出額 7,643 千円）

入札方式：指名競争入札

契約変更内容：フットボール場の施工主体である日本サッカー協会と防球ネット設置位置について協議した結果、当初予定の防球ネットを延長する必要性が生じたため。これに伴い、当初工期平成 28 年 3 月 31 日を平成 28 年 4 月 28 日まで延長。

5) コミュニティ交流広場整備事業費

【契約の概要】

契約内容：コミュニティ交流広場測量設計業務委託

契約期間：平成 28 年 2 月 29 日～平成 28 年 6 月 30 日

契約額：9,677 千円

入札方式：指名競争入札（指名業者 10 社）

4 監査の結果及び意見

(1) スポーツ振興課における補助金の取扱いについて

上記記載のスポーツ振興課における補助金のうち、いわきサンシャインマラソン補助金及びサイクルフェスティバル補助金については、平成 28 年度の対象事業において、それぞれ 1,280 千円、252 千円が残金として翌年度に繰り越すこととされている。

これらの対象事業は補助金のほかに大会参加料等の収入があり、また、補助対象経費が補助金要綱等で明確に定められていないことから、当該残金を補助金の返還として受け入れるべきか否かが不明確となっている。

補助金の適正な執行を促すためにも、個別の交付要綱の制定が必要とされ、補助対象経費等を明確にしたうえで、補助金対象経費に変更がある場合には、補助対象事業計画の変更等を受けて、補助金の返還を受けることが必要であると考えます。【指摘事項】

補助金見直し指針（総務部総務課/平成 25 年 2 月策定）

（抜粋） 4～5 ページ

5 交付基準

補助金の適切な執行を図るため、新たな補助金の創設や既存補助金の見直しを行う場合の統一的な交付基準を次のとおり定めます。

(1)～(6) (略)

(7) 補助金の交付要綱の制定

補助金を交付する場合は、個別の交付要綱を制定することとします。また、すでに交付要綱が制定されている場合においても、公平性や透明性を高める観点から、補助対象事業や補助対象経費等を明確化するなど、必要な見直しを行います。

(8) (略)

(2) スポーツ振興課における決裁文書の記載等について

スポーツ振興課における決裁文書に決裁日付の記載がないものが散見され、いわき市文書等管理規程に違反している。

押印決裁起案の場合にあっては決裁後の起案文書に決裁者が決裁した年月日を記入することが規定されている。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底する必要がある。【指摘事項】

(3) U-15 野球ワールドカップ国内実行委員会負担金に係る覚書締結の起案書について

U-15 野球ワールドカップ国内実行委員会負担金は、いわき市から日本野球連盟に直接支払われているものであり、その支払事務にあたっては、市における予算措置や日本野球連盟からの請求に基づくいわき市職務権限規程に定める決裁区分に則った支出

負担行為兼支出命令を行い、適正に執行されているところであるが、別途日本野球連盟の要請による、支払期日を定めた覚書の締結に係る起案書についても、いわき市様式で作成し、いわき市職務権限規程に基づく決裁区分とすべきところを、開催支援委員会様式で作成し、開催支援委員会事務局課長決裁として処理されている。適切な決裁手続の実施が必要である。【指摘事項】

(4) 指定管理者選定における公募について

前述の直近の指定管理者選定時の応募者数が、上荒川公園及び公園内体育施設並びに常磐地区体育施設では1団体、また、その他新舞子体育施設を除いた各地区体育施設でも2団体と低調である。指定管理者は選定委員会の審査を経て選定されており、求められるサービス水準を行える団体であると考えられるが、平成29年度のスポーツ推進審議会の会議録では、審議会委員より「指定管理者は、指定管理料の範囲内で業務を行っており、利用者を増やす・お金を生み出すなど体育館の魅力を高める工夫が足りないように思われる。指定管理者において、体育施設に人を呼び込むような企画・運営なども実施できるような方策を検討していく必要がある。」との発言もなされている状況でもある。

平成15年地方自治法の改正により、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的として指定管理者制度が創設されたことに鑑みれば、今後、さらにその目的を達成できるより水準の高い団体が応募してくるよう募集の範囲、業務の内容、周知方法や募集期間等について十分工夫検討することが望まれる。【意見】

(5) 「いわき市スポーツ推進基本計画」における施策の達成度を測る指標について

「いわき市スポーツ推進基本計画」に記載の通り、市は基本目標・基本方針を定め、施策の展開を図る上で、達成度を測る指標を設定している。特に以下の点については検討が必要と考える。【意見】

① 生涯スポーツの推進の指標（スポーツ実施率）

市は、スポーツに親しみながら健康で豊かな生活を送ることができる社会の実現のため、生涯スポーツの推進に力を入れ、成人の週1回以上のスポーツ実施率に関し、計画時の数値39.2%を平成32年度の計画終了時までには65.0%以上とすることを目標としている（計画時の数値は、平成21年6月の福島県が実施した各市町村に対する「県民の運動・スポーツに関する実態調査のお願い」（福島県存在の満20歳以上の人の中から無作為に2,000名抽出）による調査でのいわき市市民のデータである。また、平成32年度の数値は、国のスポーツ基本計画の目標値（成人の週1回以上のスポーツ実施率）をもとにしている）。

市は、スポーツ実施率に関して平成31年度に行われる県の調査を活用し、その

結果を次回計画に反映させるものとし現状把握していない。しかし、市の基本計画は平成 26 年度から平成 32 年までの 7 年間と長期にわたり、市民の高齢化が進展する中においては、市としても実態調査を行った上でその後の施策展開、指標値達成に努めることが望まれる。

② 生涯スポーツの推進の指標（総合型地域スポーツクラブ数）

スポーツ実施率を高める一つの施策として、総合型地域スポーツクラブの育成支援を掲げ、平成 25 年度 6 箇所から平成 32 年度の計画終了時まで 9 箇所とすることを目標としているが、現在まで増加していない。

現在、市内 6 クラブで構成する「いわき市地区総合型スポーツクラブ連絡協議会」が実施するイベントに補助金を支出して市民への周知活動に努めているが、地区体育協会等とも連携しながら、より積極的な活動を行うことが望まれる。

③ スポーツ交流の推進の指標

交流人口の拡大、地域活性化及び復興の姿を発信していくことを目的として、各種スポーツ大会等の開催や、スポーツ交流の推進の施策が採られ、達成度を測る指標としてスポーツ・コミッション等による合宿誘致団体数を平成 24 年度の 10 団体から平成 32 年度の計画終了時まで 100 団体以上にすることを目標としているが、現在 24 団体にとどまっている。

市の認識は現状達成困難とのことであるが、今後は、現状から見て実現可能な数値を設定した上でその後の施策展開、指標値達成に努めることが望まれる。

(6) 市民運動場使用における使用料徴収について

スポーツ振興課の所管する施設として 38 施設あり、大部分の施設ではその使用に関し使用料を徴収しているが、各地区の市民運動場に関しては夜間照明設備使用料を除いては徴収されていない。市の財政が厳しい中、使用料徴収の検討が望まれる。【意見】

第5章 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

1 減免制度、受益者負担及び自主財源の確保について

今回対象とした生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する事業において、生涯教育・社会教育の見地から広く減免制度が採られ、また受益者負担も抑えられる傾向があり、事業の収支に関しては赤字であることが多い。しかし、「基本計画及び実施計画」での「第3章 計画を推進するために」でも記されている通り、今後の財政状況の制約から、減免制度や受益者負担のあり方などの検討によりその範囲の見直しや、また自主財源の確保を行う必要があるものとする。

2 公共施設等総合管理計画に基づく今後の個別計画策定について

平成29年2月、市は平成29年度から平成42年度までの公共施設等総合管理計画を策定し、今後はそれに基づき各部署で個別計画を策定し実行していくことになる。管理計画の中では、今後の人口動向や財政状況の制約から、取組の方向性として、公共施設等の総量適正化、維持管理コスト縮減や施設更新の順位付け等があげられている。今回対象とした関連する施設でも、稼働率が低い施設や建築年数が経過している施設等が見られるが、生涯教育・社会教育の見地、またその地域性や役割等とも比較衡量した上で、個別計画を策定していくことが望まれる。